

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月

岐阜女子大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1 使命・目的等	4
基準 2 学修と教授	20
基準 3 経営・管理と財務	56
基準 4 自己点検・評価	72
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A 社会貢献	80
基準 B 社会ニーズに対応した人材育成	86
基準 C 社会連携	93
V. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	99
エビデンス集（資料編）一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・大学の理念

岐阜女子大学（以下「本学」という。）は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。それは、慈しみの心を育み（人らしく）、きめ濃やかな感性を発揮し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を養成する（教養ある職業人）という教育理念となっている。

本学は、昭和21年開講の専門学校「華陽女子学園」を母体として、昭和43年4月に附属高校も短大も持たない家政学部家政学科のみの小規模4年制単科女子大学として開学したが、その2年後には、早、文学部英文学科及び国文学科の開講を実現し、以後、平成20年4月の大学院文化創造学研究科（通信教育課程）の開講まで、学部・学科・専攻・大学院研究科の新設あるいは改組転換（下掲「本学の沿革」に明記）を行いながら、常に社会の要請に答えてきた。その過程で学生数も増大したが、この中であつても常に学生を中心とした教育を志向し堅持してきた点が、本学の最大の特徴であり、また、本学が社会に存続を許される正に生命線であり、基本理念である。

本学は、学則の第1条で、「岐阜女子大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、第2条の2で、各学科又は専攻の教育研究上の目的を具体的に規定している。

一方、大学院は、平成7年4月の設置以来、大学院学則第1条で、「岐阜女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、課程は修士課程としている。そして、大学院修士課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な専門的な知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育」に置いている。

2 使命・目的、大学の個性・特色等

本学は、開学以来、岐阜市北東端の田園地帯を本拠にしている。周辺は緑に囲まれ、学内には“さぎ草”を育成するビオトープも有し、喧騒とは無縁の勉学するに絶好の場所である。また、本学は、教員養成系教育学部を有する大学ではないが、全学科・専攻で教育職員免許状が取得できる。例えば、小学校教員を目指す学生の生徒指導力強化を目的に、大学周辺の田圃を借り上げ、実際に「稲作」体験をさせる等、正に学生を中心とした教育を徹底している。

また、文部科学省が推進するGP（Good Practice）等学生支援推進プログラムに、平成16年度以来三度採択され、そのすべてが、「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標に依拠したものである。

さらに、理事長自ら有志教職員とともに学内通学路に立ち、通りかかる学生全員に率先して「おはよう」の声をかける、学生から好評の「あいさつ運動」（調査

〈平成 24 年度学生生活実態調査〉〔【資料 1-3-13】 45 頁参照〕の結果、全学生の 80%以上が「良いことだと思う」と支持) や、担当学生一人ひとりについてクラスアドバイザー教員が行う個別面談と「個別指導計画書」の作成によるきめ濃やかな学生の自立支援システムも、本学を特色づける取り組みである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

1. 本学の沿革

- 昭和 21 年 華陽女子学園開講
- 昭和 43 年 岐阜女子大学家政学部設置
- 昭和 45 年 文学部設置
- 昭和 46 年 家政学部家政学科に家政学専攻、食物栄養学専攻、住居学専攻設置
- 昭和 51 年 家政学部住居学科設置
- 昭和 54 年 体育館（兼講堂）竣工
- 昭和 56 年 図書館竣工
- 昭和 62 年 文学部に日本語教員養成コースを設置
- 平成 元年 中国浙江美術学院と姉妹校締結
- 平成 7 年 大学院文学研究科修士課程（日本語日本文学専攻・英語英米文学専攻）開講
- 平成 10 年 文学部観光学科設置
- 平成 13 年 文学部文化情報メディア学科開講
- 平成 14 年 家政学部家政学科管理栄養士専攻開講
- 平成 15 年 中国美術学院委託留学生制度締結
- 平成 16 年 大学院生活科学研究科（生活科学専攻）開講
- 〃 文学部を文化創造学部へ改組
- 平成 18 年 新 4 号館竣工
- 文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻開講
- 大学院文化創造学研究科文化創造学専攻開講
- 平成 19 年 大学院文化創造学研究科に初等教育学専攻開講
- 平成 20 年 大学院文化創造学研究科（通信教育課程）文化創造学専攻、初等教育学専攻開講
- 平成 21 年 沖縄女子短期大学と姉妹校協定締結

2. 本学の現況

・ 大学名

岐阜女子大学

岐阜女子大学大学院

・ 所在地

岐阜県岐阜市太郎丸 80 番地

岐阜県岐阜市明徳町 10 番地 杉山ビル内（岐阜女子大学文化情報研究センター）

沖縄県那覇市国場 405 番地 沖縄女子短期大学内（岐阜女子大学沖縄サテライト）

校)

・学部の構成

家政学部	生活科学科	生活科学専攻	
	〃	住居学専攻	
	健康栄養学科		
文化創造学部	文化創造学科	文化創造学専攻	書道・国語専修
		〃	観光専修
		〃	アーカイブ専修
		初等教育学専攻	子ども発達専修
		〃	学校教育専修
大学院	文化創造学研究科		文化創造学専攻
〃	〃		初等教育学専攻
〃	生活科学研究科		生活科学専攻
〃	文化創造学研究科 (通信教育課程)		文化創造学専攻
〃	〃 (〃)		初等教育学専攻

・学生数、教員数、職員数

学生数	学部	1,013 人	家政学部	686 人 (定員 880 人)
			文化創造学部	327 人 (定員 440 人)
	大学院	71 人 (定員 92 人)		
教員数 (学部)	教授	45 人	准教授	18 人
	講師	12 人	助教	8 人
	助手	7 人		
〃 (大学院)	教授	1 人		
職員数		41 人		

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学は「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。

それは、慈しみの心を育み(人らしく)、きめ細やかな感性を発揚し(女らしく)、自我を確立させ(あなたらしく)、責任ある個性が発揮できる(あなたならではの)人材を養成する(教養ある専門職)という教育理念をもとに、社会に貢献できる人材の育成が本学の使命である。【資料 F-5】

1-1-②簡潔な文章化

この教育目標と教育理念をもとに、学則の第 1 条で、「岐阜女子大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、第 2 条の 2 で、各学科・専攻の教育研究上の目的を具体的に規定している。【資料 F-5】

一方、大学院は、平成 7 年 4 月の設置・開講以来、大学院学則第 1 条で、「岐阜女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、課程は修士課程としている。そして、大学院修士課程の目的を大学院学則第 2 条第 2 項に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の専門的な知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育」に置いている。【資料 F-3】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、18 歳以下の人口の減、社会ニーズの変化などにより、平成 10 年代学生数の減少傾向が続いていた。しかし、学部、学科、専攻等の改組、副専攻の設置と教育研究の一層の充実を図り、学生数は増加の傾向になってきた。

一方、学生の意識の多様化が進み、学生の生活指導、学修指導でこれらに対応する教職員の意識の変容と大学運営として、学生指導・就職関連の施設の整備と

学生の支援活動等を充実させる。

このような状況において、本学は将来に向け、大学の教育理念、教育目標（教養のある専門性の高い職業人の育成）をもとに、学生の多様化（変化）、今後の社会の変化、ニーズに常に対応でき、一人ひとりの学生がこの 社会を生き抜く確かな力の育成 と 社会に貢献ができる力 を育てるため、次のような教育研究を推進する。

1) 社会ニーズと学生の多様化に対応できる教育研究の充実（学部教育）

家政学部・文化創造学部は、この 10 年間で、高い専門性を持つ職業人としての育成のために改組と教育研究の充実を進めてきたが、さらに、学生の多様化に対し、建学の精神に基づいて、次のような改善を進める。

- ① 全学生に、教育概念にもとづいた行動と学士力として確かな力をもつ教育。
- ② 各専門分野で意欲・能力に応じて高い専門性をもつ学生の指導。
- ③ 教員等の学術研究に学生が興味もち、積極的に立ち向かえる教育研究の場の提供

また、学生のニーズの多様化にも、これまでの学部内で進めてきた副専門の教育課程を整備し、全学的に学部に関係なく、能力に応じて履修を可能にする。（現実には、教員免許・資格等では、学部に関係なく履修していて、その制度化と単位取得数の問題を解決する。例：副専攻までは単位数（時間数）に入れ、他の資格取得は別枠で取り扱う等の方法を検討する。）【資料 1-1-1】参照】

本学のカリキュラム・マネジメントは平成 20 年から各専攻で教員の協議のもと教育目標を基に人材の養成目的を明確にし、コア・カリキュラムの構成、授業科目の構成（ナンバリング化）、各授業科目の学修内容・行動の目標、達成状況評価と改善への教育システムを構成してきた。（文部科学省「大学教育・学生支援推進プログラム（テーマ B）」採択 H21 年～H23 年度）【資料 1-1-2】参照】

これらの実践をもとに、本学のカリキュラム・マネジメントは初年次教育・専門教育・資格取得、補完教育を充実させ、さらにアクティブ・ラーニングとして学生の主体的な研究活動の支援を学部・専攻等で支援するカリキュラムを開発する。（例：各専攻等で学生主体の研究会（健康栄養学科等で実施）を支援。）

（これらのカリキュラムを用いた実践の補助教材として、入学前学修支援テキスト、初年次教育テキスト、専門基礎テキスト、資格取得ガイドブック等（高い就職率と向上心を支援する教育）の作成等を作成し、学修の充実を図ってきた。【資料 1-1-3】参照】 これらの一連の活動は年度末に外部評価を実施し、改善を図ってきた。今後、教育目標と学生の多様化に対応したコア・カリキュラムを中心にした学修充実を可能にするテキスト、教材等を含めたカリキュラム・マネジメント等の更なる改善を図る。）

各専攻・専修及び教員の研究活動を学生に紹介する資料を提供し、学生が学術的な興味を高め、意欲をもって研究等に立ち向かう。

2) 社会の高度化に対応した高度な専門性をもつ職業人の育成（大学院教育）

社会の高度化に伴い、より高度な専門性をもつ職業人の育成を必要とする各学

部・専攻・コースでは、大学院の一層の充実整備を進める。とくに、全学の学部に関係する教員の専修免許については、関連専攻で大学院と専修免許取得の課程を充実・整備させる。

また、社会の高度化のため、将来に向けて、職業人として高度な教育が必要な新しい分野（例：健康栄養学）では、社会の変化に先じた大学院教育の整備を進める。

本学の卒業生のアフターケア及び社会人に対する高度な専門職としての大学院教育について現在の通信教育（大学院）・認定公開講座の実施状況の改善とさらに専門分野・教育方法の充実を図る。

社会の高度な情報化に伴う文化活動・文化財のデジタル保存や教育資料（教材、デジタル教科書等）のデジタル化などが進みだし、今後、さらなる高度な教育が必要となる。このため、本学が大学・社会人・大学院で GP 等に採択された教育研究を基盤に、MLA（ミュージアム・ライブラリー・アーカイブス）及び教育実践活動（教材開発等）での大学院教育を整備し、研究・社会貢献を進める。

3) 特色のある研究の充実と社会貢献を支援する研究施設

本学は、研究所・センター等の研究施設を設置し、学部・学科・専攻等が地域や学協会と連携し、特色のある研究を進めてきた。【表 2-25】 今後は、これらの研究施設の大学・地域・産業界・学協会との一層の連携を図り、研究活動の充実を進める。

また、新しい研究課題については、これらの研究施設の改組・整備と本学の教育研究の高度化と社会貢献として必要な新しい研究施設を設置する。たとえば本学の現状で、「長寿で健康な生活」の基盤となる食に関する研究を進め、長寿社会に貢献する長寿食研究所や、これまでの紙メディアの文化からデジタルメディアを中心とした文化への移行研究を進める新しいメディア文化社会に貢献できる研究施設等の設置さらに現在の研究施設等の改組を行う。

4) 地域・他大学（短大・大学大学院等）と連携した地域貢献

本学は平成 12 年から国立大学、私立大学や地域と連携した現職教員の専修免許や各種資格取得のための公開講座や他の短大・学・大学院と連携した教員養成やデジタルアーカイブの研究を進めてきた。

大学間（特に姉妹校）の連携や大学院教育、講習会、研究会等の連携活動のために、これまで本学で実施してきた遠隔教育システムを用いて、教育・研究を進めてきた。これらの実績をもとにさらに高精度な遠隔教育システムや e-learning システムを設置し、短大等からの編入定員の設定や単位互換制度、社会人の単位取得を整備・充実させ、広く社会に貢献する。

地域連携は、地域の県・市町村・企業等と連携したデジタルアーカイブの開発を進め、地域資料のデジタルアーカイブ化や人材育成を進めてきた。（社会人のためのデジタル・アーキビストの育成（平成 19 年～21 年））これらの全国の中心的な研究機関を設置する予定である。

この大学間連携及び社会貢献の充実のため、現在実施している遠隔教育を用いた教員養成、研究活動（デジタル・アーキビスト、教員の専修免許取得、地域の

デジタルアーカイブ開発)を、さらに内容を充実するために新しい研究所の設置または現有の研究施設を改組し、大学・地域・学協会等と連携し、本学の教育研究の高度化を図る。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-①個性・特色の明示

本学は、平成 16 年度～18 年度に「デジタル・アーキビストの養成(現代 GP)」に選定され、発展拡大してきた。この結果、平成 19 年度～21 年度「社会人のためのデジタル・アーキビスト教育プログラム」【資料 1-2-1】参照に文部科学省から委託された。その後、GP 事業の「実践力のある上級デジタル・アーキビスト育成(大学院 GP)」【資料 1-2-2】参照及び「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」(大学教育・学生支援事業(テーマ B))【資料 1-2-3】参照でも採択の実績を上げている。

また、平成 21 年 2 月には、沖縄女子短期大学と姉妹校提携を締結し、同年から沖縄女子短期大学の教室を借用し、大学の 3 年次への編入学のコース、さらに、大学院のコースを設置し、短大―大学―大学院の連携教育と認定公開講座【資料 1-2-4】参照を開講し、広く社会人の大学・大学院での学修を可能にした。【資料 1-2-5】参照]

1-2-②法令への適合

大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、文部科学省が定める大学評価基準を満たしている。

1-2-③変化への対応

建学の精神、教育目標に基づいて、本学の学部(家政学部、文化創造学部)は、「あいさつ」運動を始め、教育理念に対する教育及び 21 世紀の高度化、多様化が進んだ、この社会を教養ある高い専門性をもつ職業人として生き抜くことのできる人材育成を進めている。さらに、今後の社会の高度化に対し、大学院教育をより充実し、社会に貢献できる各専門分野で活躍できる高度な専門性をもつ人材の育成が必要である。また、我が国の 18 歳人口の減少、社会の多様化、高度化と社会的需要の推移に応じた学部の改組、大学院の充実が必要となった。

そこで、本学は、昭和 21 年 12 月に開講した華陽女子学園を基盤に、その後、

昭和 40 年 2 月に学校法人杉山女子学園として設立認可され、昭和 43 年 4 月岐阜女子大学を開学し、家政学部を設置した。昭和 45 年 1 月に文学部を設置し、平成 7 年 4 月に大学院文学研究科修士課程設置、平成 16 年 4 月、大学院生活科学研究科開講、同年 12 月、文学部を文化創造学部へ改組した。平成 17 年 9 月大学院文学研究科を改組し、文化創造学研究科を設置し、大学から大学院までの高等教育の整備を行ってきた。【資料 F-5】

さらに、社会の変化と高度化に対応するため、大学が実施する教育改革のうち特に優れたものを選び支援する文部科学省の GP 事業の一つである「現代 GP」で、本学の『デジタル・アーキビストの養成』が採択されたことから、大学院教育の一層の充実を図るため、大学院文化創造学研究科(通信教育課程)を平成 19 年 12 月に設置し、社会人の人材育成を進めている。平成 19 年度～21 年度には「社会人のためのデジタル・アーキビストの育成」(文部科学省の委託事業)に設定され、その後、「大学院 GP」である「実践力ある上級デジタル・アーキビスト育成」にも採択をされている。【資料 1-2-6】参照]

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の学生数の減は、18 歳人口の減少と相まって平成 10 年代に減少傾向にあったが、社会のニーズに対応した改組、大学院の新設等により、近年増加傾向にあり、経営的にも安定してきた。そこで、大学のさらなる発展のためには、次のような長期的な将来計画が必要であると考え、全学でその実現に向け努力する。

- ①学部のさらなる社会のニーズに対応した改組と教育研究の充実
- ②大学院の社会人の組織的な受け入れと高度な専門性を持つ人材の育成
- ③本学の特色のある研究の整備と社会貢献の推進を図る
- ④地域・産業界・他大学(短大・大学・大学院等)との連携した研究と人材の育成

このように大学教育の質的転換と地域の発展、産業界、他大学等との連携について、全学的・組織的に取り組み、人材の育成と社会貢献を進め、本学の使命を果たす。

1. 家政学部

家政学部においては、平成 17 年 3 月に改組転換により、「健康栄養学科」(入学定員 160 名)と「生活科学科」(入学定員 60 名)に再編され、名称変更して以来、教育組織が定着している。長期的には常に社会的要請に積極的に応えるため、学部の学科の新設を含めて教学組織の見直しや教育内容の改善を随時行い、改善・改革を図ることに力を注ぐこととしている。

建学の精神に基づく人間教育によって、豊かな人間性と創造性を育み、広い学識と進取の精神を培い、良い習慣と品格を備えた人材を養成し、社会に誇ることができる教育力のある学部を長期的にも目指す。同時に、正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自ら意欲的に考え、向上心の高い人間的な成長を促し、自律的に行動できる人材の輩出を

目指す。一方的に知識・技術を教え込むのではなく、豊かな人間性や課題探求能力、批判的・変革的・責任ある行動を起こす能力等の教育課程を編成・実施しなければならない。

(1)エンパワメント（自分の人生において自己決定をし、自分の人生を生きる力で、自律性の促進）とウェルビーイング（自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態）の実現を目指す。

(2)具体的な改組・定員変更の中・長期的計画を推進する。高度な専門的技術や多様化した社会的ニーズに応えるような特色ある新学部・学科等の新設、改組・転換を目指す(例として家政学科、住居学科、健康栄養学科、新学科)。沖縄をはじめ、要望地域において管理栄養士育成のためのサテライトを置くなどの発展的充実を図る。

(3)教育・研究・社会貢献において、学際的で学問の垣根を越えた調査研究や多様な分野の知識・プロセス・技術を統合する広範な社会的ネットワークを有する学部を目指す。そのために、岐阜・沖縄を含めた食・食育等の広い分野で特色化を図り、例えば長寿食研究所を設置して、教員と学生が地域社会との研究の交流や共同研究ができる基盤を整備・構築する必要がある。

(4)教育の基盤となる研究の充実を図るために、学部としての組織的な取り組み等により、科研費を含む競争的外部研究資金の獲得に努める。このためには、各学科・専攻を一つのグループとして特色のある研究（例えば、災害生活に関する研究プロジェクト、仮設住宅における被害者支援プロジェクトなど）の方向性を明確にする。各学科・専攻で科研費等が多く申請・採択が可能となる研究システム作りを図る。

(5)教授の個性を重視したユニーク教授方法の開発や授業の多様化を図ると共に、各学科・専攻の専門的内容や特色を活かした取組みを実施し、教育の内容や方法の充実化や魅力化を目指す。

(6)アクティブ・ラーニングを取り入れ、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の養成を図る。学修時間の実質化と並行して、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート等において人間の成長の可能性を引き出す本学独自の特色や特徴を強化する。カリキュラムとして、学生が自らの資源や能力を発見し、将来の選択や生活能力を身に付けさせるとともに、専門職を教育する。

(7)各学科・専攻で学生主体の研究会を発展的に支援し、学際的な研究価値を充実させる。学生がそれぞれの専門的視点から、研究や学修することの新しい意味を自ら意欲的に考え、複雑な社会の変化にも対応できる主体的な能力を身に付ける。

(8)免許・資格等では、学部に関係なく履修している現状であるが、各学科・専攻において、その制度化と単位取得数の問題を解決しなければならない。例えば、大学全体的立場から、副専攻までは単位数（時間数）に入れ、他の資格取得は別枠で取り扱う等の方法を検討する。

(9)将来的観点のもとで、教育目標と学生の多様化に対応したコア・カリキュラ

ムを中心にした学修充実を可能にするテキスト、教材等を含めたカリキュラム・マネジメント等の更なる改善を図る必要がある。

(10)キャリア教育は、生涯を通じた持続的な就業力を育成して、現在でも実施している学生参加型授業、協調・共同学修、課題解決・探求学修習・PBL（問題解決型授業）などを取り入れた特別プロジェクト実習を新しく開発する必要がある。学生主体のものづくり実践活動を通し、実務に強い人材の養成及びキャリア支援活動を積極的に実施する。

[学生定員の管理に関する方針]

18歳人口の動態の著しい変化のなかで、社会の変化や要請に適切に対応すべく新しい教育内容が求められることになり、これらを実践する教育課程を編成・実施する。

○健康栄養学科

- 1) 人間生活の質の向上が主体的に実施でき、生命の質の向上を実践できる管理栄養士や栄養士を養成する。管理栄養士の国家試験合格率 100%を目指す。
- 2) 実践力のある病院管理栄養士に目を向け、大学院教育との連携を図る。

○生活科学科生活科学専攻

- 1) 家庭科教員（中学校，高校）合格者を出すことを目指す。
- 2) 教員採用試験の不合格者に対しても綿密な指導を実施し、次年度には合格できるサポート体制を構築する。
- 3) 教員養成を修士レベル化し、大学院と連携した専修免許状の取得を促進する。

○生活科学科住居学専攻

- 1) 実務に強く、高度な先端的技術が活用できる建築士やインテリアデザイナー等の養成をすべく新しい取組みを企画する。
- 2) 2級建築士の合格率 100%を目指し、1級建築士の合格者数の全国上位を目指す。

各学科・専攻のカリキュラム・マネジメントにおいて、以上の教育目標が実現できるよう中期目標・中期計画において、具体的な充実対策を図る。【資料 1-2-7】 5～7,10 頁参照】また、教育目標と学生の多様化に対応したコア・カリキュラムを中心にした学修充実を可能にするテキスト、教材等を含めたカリキュラム・マネジメント等の更なる改善を図る。これに伴って、家政学部で実施する体制の整備と実質化を試みるとともに、各学科・専攻の専門的内容の特色を活かしたコンテストなどの取組みを実施し、学修成果の測定・把握などにより、教育内容や方法のユニーク化と充実化を目指す。【資料 1-2-8】 参照]

2. 文化創造学部

(1)初等教育学科、文化創造学科（書道文化（教育）学科）の改組

- ・ 第一段階として、文化創造学部は、初等教育学科（学校教育専攻、子ども発達専攻、教育文化専攻）と書道文化（教育）学科及び文化創造学科（観光を含む）で構成する。
- ・ 第2段階として、初等教育学科（学校教育専攻と子ども発達専攻）、書道文化

学科及びアーカイブ学科とで構成する。

- ・文化創造学部を3学科で構成することで各学科でのねらいを教員養成、書道文化、アーカイブに特化し、それぞれに高い専門的知識や汎用的能力を身に付け探求的に学修に取り組める教育・研究のシステムのより強力な体制を確立する。
- (2)教員採用試験の高い合格率と卒業後3年で全員専修免許状取得体制の整備
- ・「修士レベルの教員養成」（中央教育審議会答申、平成24年8月28日）を受け、学部と大学院の連携カリキュラムを充実し、大学院科目早期履修の制度を活かした大学院進学につなげるとともに5年間で大学院を修了する教員養成システムを確立する。
 - ・このことにより、幼・小・中・高等学校の専修免許状の取得と高度な専門職の養成が可能となる。それを一歩進めて学部卒業後3年で全員が専修免許状取得可能な体制を整備する。
- (3)学童保育（学科（コース））等の新設（実践施設等の設置）女性の社会進出支援
- ・学童保育コース等の設置を進めるに当たって、各専門教育の実績を活かし学童保育士（仮称）の資格を取得させる。
 - ・そこでは、学童保育（施設）のソフト面だけでなくハード面についても専門的な知識と技能を備えた人材の育成に努める。具体的には、次のような資格取得と専門教育を施す。
- 1) 小学校教諭＋学童保育専門教育＋他の教員資格（茶道、書道、ピアノ等）
 - 2) 小学校教諭＋（中学校教諭または他の教育資格）＋学童保育専門教育
- ・この専門教育としては、施設運営、食育、健康、家族関係、臨床心理、英才教育、自然観察、安全・管理などの学修と学童保育実習を学部横断的なカリキュラム編成により推進する。本学科（コース）は、学童保育の多様なニーズに応える人材育成の先駆的なモデルとして実践するものである。
- (4)図書館・博物館・学校・アーカイブ等の総合的な研究・教育システムの確立
- ・文化創造学専攻の実績を活かしてMLA連携に基づくシステムを確立する。
 - ・MLA連携とは、ミュージアム(Museum)・図書館(Library)・文書館(Archives)の連携のことで、それぞれの頭文字をとってMLAと呼ばれる。いずれも文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化等の課題を共有していることから、近年、連携の重要性が認識されてきている。
 - ・このMLA連携とともに、これらアーカイブした文化的情報資源を学校の教材で活用できるようにするための、教材開発能力者を育成することが求められる。
 - ・本学では、博物館学芸員、図書館司書、デジタル・アーキビストという専門職の養成とともに、これらの文化的情報資源を活用して教材開発するための専門職として新たに教材クリエイターを今後養成し、これらの総合的な研究・教育システムを構築する。

- (5)書道文化（教育）学科の設置と書道・国語力の全学的な教育システムの確立
- ・現在の書道国語専修の書道コース及び国語専修では、書道、国語に係る教員の養成と書道文化の継承、幅広く日本の言語文化を追求している。
 - ・これらの成果を引き継ぐとともに書道文化（教育）学科という大きな枠組みを作り上げ、芸術科書道、デザイン書道、日本語学、日本文学、東洋古典学、書道科教育、国語科教育を材料として、あるいは学内外での展覧会・コンクールなどを通して書道・国語に関する力量を高める全学的な教育システムを構築する。
 - ・そこでは、日本語検定4級（1・2年次）と上位の3級（3・4年次）の全員合格を目指す。
- (6)社会が必要とする観光産業に役立つ人材の育成
- ・昨今のIT化に伴うビジネス技術の修得、観光地域づくりのための情報収集、将来の地域づくりの担い手育成のほか、旅行業務関連の新資格として「世界遺産検定2級」、「テーブルコディネーター検定」及び「ホテルビジネス実務検定」の資格取得を目指す。
 - ・我が国の自然、文化遺産、多様な地域性等の豊富な観光資源を活かし、エコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光などの企画、提供ができる人材を養成する。
 - ・医療観光、文化観光、スポーツ観光等他分野との融合による新しい観光アイテムの活用の仕方など「新規需要の創出」などに積極的に働きかける人材を育成する。
- (7)観光・学校教育のグローバル化に対応した英語等言語教育の確立
- ・観光専修の専門科目の中に、TOEIC及びTOEFLの科目を開講し、国際的に通用する英語力を備えた学生の育成に努める。
 - ・グローバル化に対応した全学的な英語教育システムの育成（TOEIC600点、TOEFL70点）。
 - ・英語の知識や語学力を習得するだけでなく、豊かなコミュニケーション能力を持ち、それを学校教育等で駆使できる応用力を身につけるため、短期語学留学の拠点を増やす。
 - ・英語圏等外国人とともに学び、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティ、多様な人と関わり様々な経験の積み重ねをもち、外国人との協働の基礎を培う。

3. 大学院文化創造学研究科

- (1) 新たな研究所を設置し社会の高度化に対応する生涯学修の役割を担う。

急速に発達してきたデジタルネットワーク社会の更なる進展の中で、既存の知識理解だけでは社会の高度化に対応することはできない。つまり、私たちは生涯に亘って学び続けなければならないのである。そんな生涯学修の時代にあって、社会人に学修の場を提供するのが大学院の役割でもある。

そのため、文化創造学研究科では、本学附属施設である文化情報研究センター内にデジタルアーカイブ研究所を設置し、デジタルアーカイブの基礎研究、教材

開発研究、地域の図書館・博物館と連携した文化活動のデジタルアーカイブ開発研究を行う。

(2) 独立大学院の設置計画

大学院文化創造研究科の項目で述べたように、生涯学修の時代にあって大学院は高度化への対応が必要である。特に、教育職員に対する教育の充実は重要な案件である。今後は教育職員に専修免許の取得が必須となってくる。本研究科は幸い通学制に加えて通信教育課程を有しており、全国の教育職員を分母とした教育が可能である。

したがって、大学院通信教育課程において、定員 500 名、院生数 1,000 名を目標に定員増を図るとともに、学園の下、独立大学院の設置を目指す。〔【資料 1-2-9】 9 頁参照〕

(3) 地域の図書館・博物館等と連携をし、地域の情報発信の核となる。

地方にある本学の役割は、大学院の教育研究のリソースを用いて、大学が置かれている地域の課題を解決し、地域貢献を果たしていくことである。そこで本研究科では、今後地域の情報発信の中心となってくる図書館・博物館と連携し、地域資料の情報化とその利活用の核となる必要がある。

大学院文化創造学研究所で述べたデジタルアーカイブ研究所と大学院の教育研究リソースそして地域の図書館・博物館が連携し、地域住民に生涯学修の場を提供するとともに、地域住民へのサービスを提供していく。例えば電子書籍作成相談室を設置し、個人が書籍を出版することへの支援が可能である。

※デジタルアーカイブ研究所：文部科学省 GP 等に学部、社会人、大学院で採択された。三部門の採択例は他になく、本学は、この成果を基礎に研究所へ発展させ、社会的責任を果たす責任がある。〔【資料 1-2-2,1-2-10】 参照〕

4. 大学院生活科学研究科

大学院生活科学研究科は、社会のニーズを見据え、現行の生活科学専攻に加え、応用栄養学専攻の設置を目指す。

近年、高齢化の進展とともに癌、心臓病、脳血管疾患など生活習慣病の増大が大きな課題となっている。生活習慣病は、内臓脂肪型の肥満や血糖、中性脂肪、高血圧などをリスク要因とし、喫煙、多量飲酒、ストレスなどと同時に毎日の食事が大きな原因と考えられている。生活習慣病の増大を背景に、平成 20 年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、いわゆるメタボリックシンドローム対策として特定健康診査や特定保健指導が実施されている。その結果、多くの生活習慣病予備軍の存在が指摘されており、今後も生活習慣病の増加が懸念されている。

家政学部健康栄養学科では、食事と健康との密接な関係に注目し、生活習慣病の予防ができる管理栄養士の養成を大きな目標の一つとしている。その結果、多くの学部学生が管理栄養士として病院への就職を希望している。しかし、受け入れ側である医療機関では、即戦力として活躍できる管理栄養士を求める傾向があり、病院等へ就職を希望する学生とそれを受け入れる医療現場との間に

ミスマッチが発生している。

こうした現状を踏まえ、大学院生活科学研究科に応用栄養学専攻を設置して、臨床の現場において即戦力として活躍できる人材の養成に努めることとする。また、カリキュラムの編成にあたっては、実際の医療現場で豊富な経験ができるよう臨地実習の単位化について検討する。

大学院生活科学研究科を二専攻に分けることによって、それぞれの専攻の特色、目標を明確にする。すなわち、生活科学専攻は高度な専門知識や教材開発能力などを持つ家庭科教員の養成に特化し、また応用栄養学専攻は生活習慣病に対する専門知識を持ち、チーム医療を担うことができる実践力ある病院管理栄養士の養成を目指す。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

法人と大学の使命と目的は、「学校法人杉山女子学園寄附行為」【資料F-1】、「学生便覧（岐阜女子大学学則）」【資料F-3】及び「大学院便覧（岐阜女子大学大学院学則）」【資料F-3】に明記され、寄附行為の制定及び改定は理事会の承認が必要であり、学則の制定及び改正は教授会並びに研究科委員会の承認が必要であるため、役員理解と支持は得ている。理事会、教授会及び研究科委員会で決定された事項は、学科・専攻会議等で教職員に展開され、理解され支持されている。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、本学の教育理念である「建学の精神」とともに、理事長や学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず述べている。毎年学生に配布する「学生便覧」【資料F-5】で説明しているほか、「大学案内」を始めとする各種印刷物〔【資料1-3-1】参照〕、本学のホームページ〔【資料1-3-2】参照〕等に明示し、周知するように努めている。

新入生・在校生に対して新年度ごとに行われる「オリエンテーション」、「履修ガイダンス」は、入学式に続く延べ4日間（新入生は、新入生宿泊研修〔【資料1-3-3】参照〕は3日間、在學生は1日間が原則）で行われる。新入生に対する内容は「学部・学科紹介」、「学生生活ガイダンス」、「履修ガイダンス」、「図書館ガイダンス」、

「カウンセリングガイダンス」などがあり、これらは学部長・学生部長・学科・専攻主任、学事部、キャリア支援センター、図書館などが担当している。【資料1-3-4】参照】学年度の初めに行う在校生に対するガイダンスは学部別、学科別、学年別、課程別、編入性対象などに分けて行っている【資料1-3-5】参照】。内容は「履修ガイダンス」、「進路ガイダンス」、「就職ガイダンス」、「キャリアガイダンス」などがあり、学事部、キャリア支援センターなどが担当している。保護者に対しては、入学式後に開催される岐阜女子大学杉の実会（父母の会）及び学科専攻別懇談会【資料1-3-4】参照】において周知を図るとともに、杉の実会総会【資料1-3-6】参照】及び年に4回開催される杉の実会地区別懇談会（岐阜、沖縄、北陸、静岡）において、説明の場を設けている。

卒業生、就職先・企業へは「大学案内」、「本学ホームページ」、「CAMPUS DAYS」等で周知を図るとともに、就職先・企業へは就職懇談会や企業訪問等を通じて周知に努めている。【資料1-3-7～9】参照】また、高等学校に対しては、毎年大学説明会を開催し、学科・専攻の内容を紹介している。【資料1-3-10】参照】

1-3-③ 中・長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

「入学者受け入れ方針」（アドミッションポリシー）、「教育課程の内容・編成の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）の見直しを随時実施し、本学の教育理念・教育指針に適合し、教育目的を達成できているか、継続的に検証しながらも、時代環境の変化に即応してカリキュラムの改定と授業内容の見直しを実施することによって、学生が幅広く学べる環境を提供している。

そこで、「岐阜女子大学自己点検・評価報告書」【資料1-3-11～14】参照】等の課題を踏まえ、5ヵ年における「学園の規模の展望」、「経営改善の取組み」とともに、「教育の質の向上」、「学術研究の推進及び社会との連携」に関する具体的な中期目標・中期計画として、また、「建学の精神・ミッションと学園の将来目標」、「教育組織に関する現状認識と改善計画」、「定員管理（確保）に関する方針」を取り上げ、長期計画を策定した。中期目標・中期計画、長期計画【資料1-3-15】は、「部長会」、「主任会議」、「認証評価小委員会」等において全体的な調整を経て、教授会、常任理事会、理事会で決定している【資料1-3-16～21】参照】。これらの計画には、本学の使命・目的及び教育目標が十分に反映されている。

「入学者受け入れ方針」、「教育課程編成・実施方針」、「学位授与方針」の3つの方針については、本学の教育研究上の目的を達成するために設定した各学科・専攻の「教育目標」を達成するための具体策として「入学者受け入れ方針」（アドミッションポリシー）、「教育課程の内容・編成の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を定めていることから、本学の使命・目的が十分に反映されている【資料1-3-9】参照】。

本学の教育方針は、建学の精神、教育目標に基づいて、高い専門性をもつ職業人として社会に貢献できる確かな力をつけ、郷里で希望を持ち生活ができる人の

育成を目指している。そこで、本学では、第一に、大学としての教養・基礎、さらに、各専門の確かな知識・技能の習得と自分の目的に適した資格取得を目指して指導している。第二に、知識・技能を社会に貢献できるように、実践・実習・さぎ草祭などいろいろな活動の場を用意し実践力を育成している。第三に、知

表1-3-1 学部・学科・専攻の教育目標

学部・学科・専攻	教育目標
家政学部	建学の精神に基づく人間教育によって、豊かな人間性と創造性を育み、広い学識と進取の精神を培い、良い習慣と品格を備えた人材を養成し、社会に誇ることができる教育力のある学部を目指す。同時に、正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自ら意欲的に考え、向上心の高い人間的な成長を促し、自律的に行動できる人材の育成を目指す。
家政学部 生活科学科 生活科学専攻	家庭科は実践的・経験的に伝えていく教科であるために、知識や技術だけでなく、社会的責任、倫理観、自己管理能力等の態度・志向性を身につけ、提案力、コミュニケーション・スキル、問題解決力等を習得する。より専門性の高い実践的能力をもつために、特に調理実習、被服実習、住居といった幅広い領域を専門的に指導できる家庭科教員の育成を目指す。
家政学部 生活科学科 住居学専攻	建築・インテリアをデザインするための基礎を学んだうえで、建築・インテリアの2コースでより実践的な知識・技術を養成する。建築士試験に合格できるだけの基礎的な知識・技術はもちろん、建築設計者としての専門的知識と技術を習得し、将来的には1級建築士を目指す。また、インテリアコーディネーターとして社会で活躍するために必要なインテリアに関する高度な専門的知識と技術の習得を目指す。
家政学部 健康栄養学科	健康栄養学科では、『食』に関わる分野でリーダーシップがとれる管理栄養士を育てることを目標に教育を行っている。管理栄養士は、教育、福祉、医療、スポーツ、健康、食ビジネスなど、現代社会にてさまざまな分野で注目を集めている「栄養」の専門家であるが、本学では管理栄養士を主軸とし、+αとなる多種多様な資格を組み合わせ、幅広く活躍できる管理栄養士の育成を目指す。
文化創造学部	建学の精神に基づく人間教育によって、豊かな人間性と教養を育み、多様な文化活動に関し専門的かつ実践的な力を身に付け、日本文化の基礎を踏まえた教育活動ができ、地域社会の一員として文化の伝承と創造に寄与できる学部を目指す。それとともに、付加価値の高い専門性をもち、学修意欲を持ち続けるとともに、多様な体験を通して教育者としての資質を身に付けた人材の育成を目指す。
文化創造学部 文化創造学科 文化創造学専攻	本専攻の目標は、既存文化の理解と新たな文化を創造する担い手を育成することであり、そのためには慈しみの心、豊かな感性、自我の確立、個性の発揮など職業や人間としての強いキャリア意識をもった生き方ができる幅広い人材育成に努めることである。文化創造学専攻には、次の3つの専修がありそれぞれの目標は以下のとおりである。 ・観光専修：観光の基礎理論と現場体験及び英語コミュニケーションのスキルアップ等を通してビジネス分野、教育分野で活躍できる人材の育成を目指す。 ・アーカイブ専修：文化に関する知識を身に付け、アーカイブを活用した領域で社会貢献ができる人材の育成を目指す。 ・書道・国語専修：日本語、日本文学・古典や国語教育を中心に学び言語分野の担い手となる人材や書道基礎の修得による小・中学校国語科書写の指導者及び書道専門の学修を経て書道専門に精通した人材の育成を目指す。
文化創造学部 文化創造学科 初等教育学専攻	本専攻の教育目標は、知性・感性を高め、教育人としての深い人間性と実践力を身に付け、教育現場での対応力と創造性を備えた人材の育成を目指すことである。初等教育学専攻には、2つの専修がありその目標は以下のとおりである。 ・子ども発達専修：保育、幼児教育に関する基礎的理論と指導法及び乳幼児の発達特徴やそれを促す遊びの意義やそれらの実践を通して保育者としての実践力を養う。 ・学校教育専修：小学校教育と幼稚園教育の教科指導と保育の基礎的内容の修得及び体系的な教育理論と学校現場体験を融合させた実践力に秀でた教員の育成を目指す。

表1-3-2 大学院研究科の教育目標

大学院研究科	教育目標
大学院 生活科学研究科	人間を外部から保護する衣生活や住生活を中心とした人間生活分野と生命の本質と関係する健康科学分野の二つの分野に分け、衣服、住居、栄養、食品、生活スタイルなどの生活や環境などについて、「健康・安全」「快適・利便」「ゆとり・豊かさ」「自己表現」などの視点から、生活の質や生命の向上を専門的に追及でき、指導できる人材養成を目指す。
大学院 文化創造学研究科	文化がダイナミックに発展する新しい時代にあって、高度な専門性を持った文化創造活動のできる人材、すなわち伝統と文化を継承し或いは新しい文化を創造するための優れた研究・開発能力を持ち、その文化を広く伝達する技術を有し、地域社会に貢献できる知的素養のある人材、及び豊かな人間性と多様化する現代の教育課題に対応できる実践力を備えた人材養成を目指す。

識・技能をもち実行するにあたり、相手の立場に配慮する力、考え方を工夫する力、批判的で創造的な力、さらにこれらの力を活用する力として思慮深さを育成する。確かな力をつけ、資格を取得し、この社会を生き抜く基礎力を身に付けるために、学生個人の能力や特性に対応し、行き届いた適切な教育を目指している。社会を生き抜くための確かな力と豊かな人間性の育成を教育の基本方針としている。表1-3-1及び表1-3-2には、それぞれ各学部・学科・専攻と大学院各研究科の教育目標を示す。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的は学生便覧、大学案内、ホームページ等において、各学科・専攻の人材養成目的は学則やシラバスにおいても、明確に記述され、公表されている。

本学では、昭和43年大学創立時に、家政学部「家政学科」として設置されて以来、建学の精神は、今日に至るまで営々と継承され、法人及び本学の理念及び教育目的の根源となっている。このような開学以来の教育理念を踏まえつつ、本学は時代や社会の変化にも適切に対応してきた。本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、家政学部には「生活科学専攻」と「住居学専攻」からなる「生活科学科」と「健康栄養学科」を、文化創造学部には「文化創造学専攻」と「初等教育学専攻」からなる「文化創造学科」を設置している。それぞれの学科では、機能的かつ効果的な教育を実施できる適正な教員数を確保し、少人数制を基本としたクラス編成を行い、教育目的の実現に当たっている。

21世紀に入り、我が国では量から質への変革が加速的に進むなか、人間の個性が重要視されるとともに、健康・安全、快適・清潔志向がますます高まり、生活環境やライフスタイルが著しく変化してきている。このようななかで、家政学部では、自立・自尊の精神を尊重し、健康生活における人と環境の相互作用に係わる学問・学芸を通して、人間をとりまく豊かな生活環境の開発に関わる専門知識と技術を有する実践的な「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。教育課程として、幅広く深い教養と豊かな感性と人間性を涵養し、国際化や情報化に対応できるための「教養教育」、専門領域の学芸を極め、総合的判断力を持ち地域社会にも積極的に取り組み貢献できる「専門科目」と資格・免許取得のための「専門科目」に分け、学科・専攻ごと

にその特質を生かした科目を設置している。学部における適切な表現能力や豊かな感性を養成するために、自立・自尊の精神と自己表現の必要性を重視して何事も積極的に取り組める姿勢・態度を養う。そこで、家政学部の学部共通科目として各基本分野の基礎科目を履修した上で、各専門領域における基礎科目、演習科目を学ぶ。専門科目履修によって得られる専門知識を積極的に進め、就職試験の突破や職場が求める即戦力となる人材を養成する。また、社会人として必要な態度や心構えなど、社会に望まれる社会性及び協調性のある人材を養成する。

文化創造学部においては、既存の文化を理解し、新たな文化を創造する担い手を育成すべく、各個人の可能性と能力を尊重し、「人や自然と共生できる人」「異なる文化を理解できる人」「情報社会に対応できる人」「新たな文化を生み出す創造性のある人」を目指し、自分らしく個性豊かに逞しく生きていく資質や能力を育成することを目的としている。そのために、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」の建学の精神に基づき、慈しみの心、豊かな感受性、自我の確立、個性を発揮するなど、職業に対する強い意識、人間としてキャリア意識をもった生き方ができる幅広い人材育成に努める。

具体的な人材育成に関しては、それぞれの専修コースに対応させるとともに複数の専門資格を取得できるしくみを整えている。例えば、文化創造学専攻の観光専修では観光の基礎を学び実践的な語学力を身につけた観光ビジネス分野の人材育成、英語コミュニケーションのスキルアップと観光・ビジネスや教育分野で活躍できる人材育成、デジタルアーカイブ専修では文化に関する知識を身に付けデジタルアーカイブの手法を用いて社会に貢献できる人材の育成、書道・国語専修では日本語、日本文学、国語教育等を学び国語教員免許などの取得による言語文化創造の担い手となる人材の育成と共に、「基礎書道」において小・中学校書写指導ができる人材の育成、「専門書道」において書道指導者、書道教員・書家の育成を行っている。また、初等教育学専攻の子ども発達専修では教育の基礎理論と実践及び応用分野を学び幼児・初等教育の人材を育成し、学校教育専修では教育の基礎理論と実践及び応用分野を学び生涯学修、教材開発、学校図書館司書領域の人材を育成している。

大学院は、生活科学研究科と文化創造学研究科（修士課程、通信教育課程）で構成され、文化創造学研究科には初等教育学専攻及び文化創造学専攻の2専攻を置き）確かな研究能力に裏打ちされた「高度専門職業人」の養成を目指している。なお、大学院の教育研究組織の専任教員数は、大学院設置基準第9条の基準を満たしている。【表F-6】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の基本理念・使命を遂行する基本的な組織は整備されている。また、それらは本学の使命・目的と整合するものであり、有効に機能しているものと判断される。大学・大学院において、それぞれアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーが明確化され、そこから演繹される教育研究活動等の実質化への動きは着実に進んでいる。これまでは学生中心の「教育」や「地

域・社会貢献」に重心の軸足が置かれてきた。しかし、今後は、これまでの教育研究成果の収集・蓄積・公開等をさらに発展的に拡大していくという視点から、新しい教育研究組織における教育展開の検討と連動しながら、引き続き本学の教育理念や教育目的の有効性を点検し、教育研究活動の集約を図るような方策を進める。このためには、「中期目標・中期計画、長期計画」と併せて、さらなるPDCAが循環できる取り組みを制度化する。

このように、本学では、入学希望者や地域社会が本学に求める教育や研究の成果を的確に把握し、明確化して教育課程編成をさらに充実させ、社会ニーズに応えるようにする。〔【資料1-3-2】参照〕

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、「学校基本法」を基本に、学則において明確に定められており、その内容は、建学の精神で述べられた理念と使命に基づきながら、学部・学科・専攻の特性にしたがって具体的かつ明快に示したものと評価できる。さらに、大学院の設置目的にも色濃く反映されており、教育目標が建学の精神に基づき一貫していることや質保証がなされていることが認められる。

本学の個性や特色は、建学の理念に基づいて、本学の推進する学生中心の教育と資格取得支援教育のスキルアップシステムとしての連続性を考えたものである。すなわち、入学時における勉学の動機づけ、専門教育への進路・方向付け、専門教育の進展と社会への視野拡大、就職活動や進路決定への指導を学年の進行に応じた総合的支援システムを取り入れ、学生自身の成長と教育課程の効果拡大のために有効であり、それは法令の定めるところに適合するものである。また、達成しようとする教育理念等は、3つのポリシーの内容にも明確に反映されており、大学案内、学生便覧や大学ホームページ、その他の広報媒体を通し学内外へ公表、周知を図っている。

本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、部長会、主任会議、教授会等を通じて継続的に検討した結果、専修の新設や充実、学科・専攻の改組・改善の実現に至ったことから、有効性についての検討の努力が具体的な成果を挙げたと評価できる〔【資料1-3-16～19】参照〕。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）として、次のような意欲のある学生を求めている。

1. 本学の教育の建学の精神、教育目標と各専攻等の目的を理解している。
2. 学問研究への努力を重ね、高い専門性をもつ職業人を目指している。
3. 幅広し教養と思慮深い行動を身に付けることを目指している。
4. 卒業後は、郷里で社会に貢献しようと考えている。

表2-1-1と表2-1-2には、それぞれ各学部・学科・専攻と大学院各研究科のそれぞれの教育研究上の目的に基づいた教育方針に応じたアドミッションポリシーを示す。これらのアドミッションポリシーは、大学案内【資料F-2】、学生便覧【資料F-5】、大学ホームページ等に明示し〔【資料2-1-1】参照〕、これらとは別に、「高い就職率と向上心を支援する教育」という冊子〔【資料2-1-2】参照〕を配布して、高校生、高校教員、保護者により分かりやすく理解してもらえる工夫をしている。大学主催の進学相談会やオープンキャンパス、また学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等を通して説明している。アドミッションポリシーは毎年部長会〔【資料2-1-3】参照〕、主任会議〔【資料2-1-4】参照〕、等において「教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）」や「学位授与方針（ディプロマポリシー）」と共に検討され、教授会・広報委員会を通して学内の全教職員に徹底的に周知を図っている〔【資料2-1-5】参照〕。

入学後の経費については入学金・授業料・教育施設費等の学納金だけでなく、各学科専攻専修ごとに教材等も含めての年間経費について冊子を作成し〔【資料2-1-6】参照〕、保護者に告知している。

学科専攻専修の教育指導の詳細内容、就職、奨学金、学寮、下宿、資格取得、大学施設、教員プロフィール、学生支援についてホームページ・大学案内で公開しているが、さらに各学科専攻専修が広報部と連携して別にポイントを絞ったリーフレットを作成し広報資料としている。〔【資料2-1-7】参照〕

上記の内容については、高校生、高校教員に対して、高校訪問担当者による学校訪問、校内ガイダンスなどで年間通じて広報し、本学理解を促進させている。

岐阜女子大学

表2-1-1 学部・学科・専攻のアドミッションポリシー

学部・学科・専攻	アドミッションポリシー
家政学部	家政学全般について強い興味や関心を持ち、健康栄養学科・生活科学専攻及び住居学専攻のそれぞれの受入方針を理解している。また、本学で専門領域を学ぶに足る基礎的学力を有し、主体的に取り組む高い意欲と探究心を持った学生を求めていることとする。
家政学部 生活科学科 生活科学専攻	岐阜女子大学の教育理念を理解し、日常生活をめぐる様々な課題に関心を持ち、本学での学修を通して高い専門性を身に付け、家庭科教育を通じて社会に貢献できる学生を求めている。
家政学部 生活科学科 住居学専攻	岐阜女子大学の教育理念を理解し、使いやすく安全かつ快適な建築・インテリアをデザインするための知識・技術を実践的に身につけ、建築・インテリアのスペシャリストとして社会に貢献したいという意欲のある学生を求めている。
家政学部 健康栄養学科	岐阜女子大学の教育理念を理解し、次のような学生を求めている。 1. 健康と食べ物の関係への興味と科学的な探求心を持つ学生 2. 食べ物を通して社会に貢献する仕事に関心のある学生 本学の学修や社会での活動の基盤として必要とされる科学の考え方に関係する数学、理科を、学修しておくことが望ましい。
文化創造学部	多様な文化創造活動に強い興味・関心や教育者を志す堅固な意志を持ち、子ども発達専修、学校教育専修、アーカイブ専修、書道・国語専修、沖縄サテライト校の受け入れ方針を理解している。また、本学で専門領域を学ぶに足る基礎学力を有し、主体的に取り組む姿勢と学び続けていく向上心を持った学生を求めている。
文化創造学部 文化創造学科 初等教育学専攻 学校教育専修	岐阜女子大学の教育方針を理解し、幼稚園から高校生までを対象とする教育の理論と実践を融合した専門的な知識と技術を身につけ、豊かな人間性と多様化する現代の教育課題に対応できる実践力を備えた教員として、将来、その専門的な知識と実践的能力を活かして社会に貢献したいという意欲のある人を求める。
文化創造学部 文化創造学科 初等教育学専攻 子ども発達専修	岐阜女子大学の教育方針を理解し、幼児から小学生までを対象とする保育の専門的な知識と技術を身につけ、子どもの発達に深い理解と確かな子ども観・保育観をもった保育者・教育者として、将来、その専門的な知識と実践的能力を活かして社会に貢献したいという意欲のある学生を求めている。
文化創造学部 文化創造学科 文化創造学専攻 観光専修	岐阜女子大学の教育方針を理解し、日本や世界の文化に興味を持ち、観光に関する専門的な知識を深め、また、英語のコミュニケーション能力を向上させ、観光産業や教育の世界で活躍したい学生を求めている。
文化創造学部 文化創造学科 文化創造学専攻 アーカイブ専修	岐阜女子大学の教育方針を理解し、文化を継承し新たに創造する柔軟な思考と知的好奇心に富み、継承し創造された文化を広く伝達する技術を身につけ、知識基盤社会を多様に支えようとする学生を求めている。
文化創造学部 文化創造学科 文化創造学専攻 書道・国語専修	岐阜女子大学の教育方針を理解し、書道文化、日本語・日本文化に深い関心を持ち、書写書道及び国語教育の専門性を高め、教育者になろうとする学生を求めます。
文化創造学部 文化創造学専攻 沖縄サテライト校 (編入生)	岐阜女子大学の教育方針を理解し、教育者としての知性、感性を高め続けることにより、深い人間性と実践力を身に付け、幼稚園、小学校、企業等の現場に対応できる力を備えた学生を求めている。

表2-1-2 大学院研究科のアドミッションポリシー

大学院研究科	アドミッションポリシー
大学院文化創造学研究科	<p>岐阜女子大学大学院の教育理念を理解し、文化に関する知識と理解を持つとともに、新たな文化を創造する能力を持ち、その文化を広く伝達する技術を有し、地域社会の発展に貢献する人材を育成することに加え、次世代を育てる実践的な教育活動を行える人材を育成することを目的とし、次のような素養を備えている学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院での学修・研究に必要な基礎的専門知識・技能を備えている学生 2. 文化の創造とその伝達に関し意欲も持っている学生 3. 知的好奇心にあふれ、自主的な研究を行う意欲を持っている学生 4. 地域社会の発展に貢献する志のある学生
大学院生活科学研究科	<p>岐阜女子大学大学院の教育理念を理解し、衣生活や住生活、食べ物と健康との関係などに係る諸問題を把握し解決できる能力や地域における衣食住を中心とした問題解決に取り組むことができる能力をもった人材育成、又は高度な専門知識を有する家庭科教員の養成を目的として、次のような素養を備えている学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院での学修・研究に必要な基礎的専門知識・技能を備えている学生 2. 衣生活、住生活に関する諸問題の解決に意欲を持っている人、又は食べ物と健康との関係について関心を持っている学生 3. 地域社会における衣食住に関する諸問題の解決に貢献する志のある学生 4. 知的好奇心にあふれ、自主的な研究を行う意欲を持っている学生

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者受入れ方針の内容とそれに沿った選抜方法及び実施方針については、「岐阜女子大学教授会規則」及び「岐阜女子大学教授会議事運営規則」【資料F-9】に基づき、「入試委員会」において審議され、「教授会」の議を経て決定される。入学試験は学長が最高責任者となり、「入試委員長（学生部長）」の下で「入試委員会」において検討された入試日程に沿って管理・運営し、全学体制で実施している。入学試験の際には、学長を最高責任者とした「入試本部」を設置し、「入試委員長（学生部長）」の管理の下で、試験会場、採点会場を設置し、実施要領を作成して事前に教職員で入試の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

〔【資料2-1-8】参照〕

また、「入試専門委員会」は、入学者選抜方法〔【資料2-1-9】参照〕の種別に応じ判定会議を開催し、調査書、学力試験、面接、小論文等を総合判定して合格者を提案する。合格者は「入試委員会」において審議された後、「教授会」の議を経て決定される〔【資料2-1-10】参照〕。以上のように本学では、大学設置基準第2条の2を遵守している。

入学者選抜の方法は、『2015年度学生募集要項』【資料2-1-11】参照、入学者の選考方法を多様化させることによって、次の各入学試験をそれぞれアドミッションポリシーに沿って実施している。

- ① 一般入学試験：前期A・B、中期、後期
- ② 一般推薦入学試験：前期、後期

- ③ 指定校制推薦入学試験：前期、後期
 - ④ A0入学試験：Ⅰ期～Ⅵ期
 - ⑤ 大学入試センター試験利用入学試験：前期・中期・後期
 - ⑥ 社会人入学試験：前期・後期
 - ⑦ 帰国生徒入学試験：Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期
 - ⑧ 留学生入学試験：Ⅰ期、Ⅱ期
 - ⑨ 編入学試験、編入学（姉妹校）入学試験、編入学指定校制推薦入学試験：Ⅰ期～Ⅳ期
 - ⑩ 大学院入学試験：通学（前期、後期）
- ※10月入学：文化創造学研究科のみ前期、後期
- ⑪ 大学院（通信教育課程）：4月・10月（1次、2次、3次）

各入学試験の概要は以下のとおりである。〔【資料 2-1-12】参照〕

【一般入学試験】

本学独自の学力試験であり、前期A・B、中期、後期の4つの区分に分けて実施している。また、試験会場については本学以外に地方試験会場を設け、地方からの志望者の便宜を図るとともに全国からの入学者を迎え入れることで本学の活性化を図っている。

前期A・B、中期については2教科2科目の、後期については1教科1科目の選択型の学力試験で、これらは得意教科・科目を軸とした積極的な学修意欲を有する学生の確保を目的としている。また、家政学部健康栄養学科については、学修に必要な学力を備えていることを要求するために、選択科目に制限を設けている。教科2科目選択方式だが、学科の特性により健康栄養学科に限り、理科指定、日本史選択不可としている。これら学力試験及び調査書に基づき総合的に評価し、必要な基礎学力を身につけた学生を選考している。

【一般推薦入学試験】

出身高等学校長の推薦を得た者で本学が定める高等学校での評定平均値の基準を満たし、志望動機の高い学生をより多く受け入れることを目的として実施している。また、試験会場については本学以外に地方試験会場を設け、地方からの志望者の便宜を図るとともに全国からの入学者を迎え入れることで本学の活性化を図っている。

家政学部健康栄養学科志望者については基礎的な学力試験を、その他の学部・学科・専攻志望者については小論文（一部書道実技）を課すと同時に調査書等と合わせて総合的に評価し選考している。高校時代の学修を重視する試験とし、調査書の評定平均値の点数化だけでなく、教科以外の特記事項で各学科専攻専修ごとに重視したい項目を点数化して合否判定の成績に加算している。各学科専攻専修に関連するテーマを与えての小論文、面接では学修意欲の有無、各学科専攻専修に関連する基礎学力、学修内容への興味関心度を判定する質問を課し、受入れ方針との適性を確認し総合評価で合否判定している。

【指定校制推薦入学試験】

指定校は全国の高等学校を対象とし、本学への過去3年間の一般推薦入試及び指定校推薦入試の入学者数の実績等に基づき、毎年度選定している。本学を専願とし、本学が定める高等学校での評定平均値の基準を満たし、強い熱意を持った学生を受け入れることを目的として実施している。指定校の高等学校長の推薦を尊重し、学力試験を課さず小論文と個人面接及び調査書等に基づいて、総合的・多面的に評価

し選考している。

【AO入学試験】

学力試験に抛らず、積極的で多彩な資質を持った学生の受け入れを促進することを目的として実施している。入試要項で選考方針を明記し、出願前にAO入試エントリー（資料提供）申込書で本人の志望動機、学修意欲、自己アピール等を提示させ、出願時には各学科専攻専修に関しての課題を課している。試験はその提出課題に関連しての質問、自己アピール、基礎学力の有無を判定するディスカッション形式の面談を実施し、受入れ方針との適性を確認し総合評価で可否判定している。

【大学入試センター試験利用入学試験】

前期、中期、後期の3つの区分に分けて実施している。本学独自の学力試験は課さず、大学入試センター試験の高得点3教科3科目の成績と調査書により、基礎学力の充実した学生を総合的に選考している。

【社会人入学試験】

本学では、生涯学修の一環として、社会人入学制度を設けている。社会人入学制度とは、一定期間実践的な社会経験を積んだ後、明確な課題意識を持った方々に対し、大学を開放する制度で、本学においては、入学試験及び学費の負担を軽減（入学金・授業料・施設設備費が半額になる。）し、正規の学生として受け入れる。

【帰国生徒入学試験】

帰国生徒入試は、日本語による小論文（志望学科の専門に関する内容）と面接（日本語会話能力を判定する口頭試問）により総合的に判定している。

【留学生入学試験】

本学の留学生入試では日本語能力試験、もしくは日本留学試験の成績基準を出願資格で規定している。入学試験は日本語テストと志望学科に関わる内容のテーマでの小論文と日本語による面接を課し、日本語能力と合わせて総合的に判定している。

【編入学入学試験】

本学にて教育、または研究を希望する目的意識の明確な者、短期大学・高等専門学校・専門学校の卒業者、生涯学修の必要性を自覚する社会人、進路変更等の必要性を持つ学生を、本学に受け入れることを目標として編入学制度を設けている。特に社会人の受け入れには、学費について配慮している。本学における社会人とは常勤、非常勤として職を持つ者は勿論のことであるが、生涯学修の一環として学びたいという意欲を持つ家庭の主婦等をも対象としている。

入学試験制度と入学者選抜方法は本学の教育目的とアドミッションポリシーに沿って常に継続的に検証・確認しながら、公正かつ妥当な方法について審議・決定している。毎年、大きな改正はないが、アドミッションポリシーに沿った学生を選抜するために、また、定員を充足させるために、若干の変更を工夫している。

AO入試では、平成23年度入試までは年4回に分けて実施されていたが、平成25年度入試からは5回に、平成26年度入試からは6回に分けて実施されるようになった。

平成25年度入試より、一般入試、前期A、前期B、中期において、健康栄養学

科では、そのアドミッションポリシーに沿って試験科目が若干変更され、理科2科目（化学Ⅰまたは生物Ⅰ）から1科目を選抜することが必修となった。

また、一般入試、大学入試センター試験利用選抜では同一学部内でのみ第2志望を申し込むことができたが、平成26年度入試から学部を問わず第2志望を受け入れるように改善された。さらに、平成25年度入試より、大学入試センター試験利用選抜に限り、インターネット出願ができるように改善された。

本学では、AO入試や指定校推薦入試において、入学試験から入学まで比較的期間のある合格者を対象に、入学前指導を実施している。入学試験合否後も入学までの間、継続的に個別指導を行い、入学後の学修継続、不安感の払拭、モチベーションを維持するために、また、各専門教科の基礎的な学力を身につけるために課題等を提供するなどの事前の対策を実施することにより、入学後の授業等で必要な基礎的で一般的な学力を養っている。

【大学院入学試験】

本学大学院では幅広い年齢層から入学者を受け入れるための入学試験方法を実施している。両研究科とも「出願資格事前審査」により短期大学卒業者等の受け入れを実施、文化創造学研究科では、通信教育課程の設置、10月入学を実施している。入学試験方法は、筆記試験（専門・外国語（通信制は小論文））と事前提出させた「修士論文作成研究計画書」による口述試験で総合的・多面的に評価し選考している。社会人入試では、筆記試験に代えて、事前にテーマを与え小論文を提出させ判定資料としている。通信制の社会人入試は、筆記試験は課さず事前提出させた「修士論文作成研究計画書」による口述試験で判定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

〈学部〉

入学定員・在籍学生については、「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」【資料F-4】のとおり、平成26(2014)年5月1日現在の在籍学生数は1,071名となっている。収容定員1,320名に対する在籍学生数の割合は、大学全体で81.1%となっており、回復の兆しはうかがわれるものの、収容定員の充足率が良くない学科もある。各学部・学科の過去5年間の入学定員、入学者数及び充足率及び過去5年間学部の収容定員の充足率をそれぞれ表2-1-3と表2-1-4に示す。

表 2-1-3 過去 5 年間に於ける各学科の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）

学部	学科	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家政学部	生活科学	入学定員	60	60	60	60	60
		入学者	18	29	23	27	33
		充足率	30.0%	48.3%	38.3%	45.0%	55.0%
	健康栄養	入学定員	160	160	160	160	160
		入学者	114	146	181	166	137
		充足率	71.3%	91.3%	113.1%	103.8%	85.6%
	学部	入学定員	220	220	220	220	220
		入学者	132	175	204	193	170
		充足率	60.0%	79.5%	92.7%	87.7%	77.3%
文化創造	文化創造	入学定員	110	110	110	110	110
		入学者	56	68	83	81	92
		充足率	50.9%	61.8%	75.5%	73.6%	83.6%
全学部	合計	入学定員	330	330	330	330	330
		入学者	188	243	287	274	262
		充足率	57.0%	73.6%	87.0%	83.0%	79.4%

表 2-1-4 過去 5 年間に於ける学部の収容定員の充足率

学部	学科	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家政学部	生活科学	収容定員	240	240	240	240	240
		在籍者	91	95	94	101	111
		充足率	37.9%	39.6%	39.2%	42.1%	46.3%
	健康栄養	収容定員	640	640	640	640	640
		在籍者	515	522	577	585	594
		充足率	80.5%	81.6%	90.2%	91.4%	92.8%
	学部	収容定員	880	880	880	880	880
		在籍者	606	617	671	686	705
		充足率	68.9%	70.1%	76.3%	78.0%	80.1%
文化創造	文化創造	収容定員	440	440	440	440	440
		在籍者	224	240	272	327	366
		充足率	50.9%	54.5%	61.8%	74.3%	83.2%
全学部	合計	収容定員	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
		在籍者	830	857	943	1,013	1,071
		充足率	62.9%	64.9%	71.4%	76.7%	81.1%

表が示すように大学全体としては入学者増の傾向がみられる。入学定員では平成 23 年度より、収容定員については平成 24 年度より 70%を超え、入学定員及び収容定員の充足率が 80%を超える傾向になっている。生活科学科の入学定員及び収容定員の充足率は過去 5 年間 50%を下回っているが、平成 26 年度の入学定員に対する充足率は 50%を超え、増加傾向がみられる。

家政学部においては、平成 17 年 3 月に改組転換により、「健康栄養学科」（入学定員 160 名）と「生活科学科」（入学定員 60 名）に再編され、名称変更されて以来、教育組織が定着している。現在、生活科学科は、生活科学専攻（入学定員 20 名）と住居学専攻（入学定員 40 名）から構成されているが、住居学専攻においては定員が数年にわたり大幅に充足されていない現状を改善するために早急に授業内容やカリキュラムの改善等を検討している。各学科・専攻では、組織的に入学定員及び収容定員の充足に向けて、下記のような改善に努めている。〔【資

料 2-1-3】 参照]

生活科学科・生活科学専攻は、平成 24 年度から保育士養成課程を初等教育学専攻に移し、家庭科教員養成に特化した専攻としたことにより、高校生にも学科の目標がはっきり理解しやすくなった。初年度は収容定員充足率が 65%と落ち込んだが、高校訪問、校内外ガイダンス、オープンキャンパス等で広報した結果、平成 25 年度は定員充足率が 80%まで上昇してきている。教員採用試験合格率アップは最大の課題であり、各学生に合わせたマンツーマン教育、教員採用試験特別対策講座の増設を行った。これまでの岐阜県の高等学校の家庭科教員の約 25%が本専攻の卒業生で占められていることから、家庭科教育には特色があり、カリキュラムの改善も進んでいる。さらなる認知度アップに高校訪問、校内外ガイダンス等による専攻の取り組みを広く紹介するなど、収容定員充足率 100%を目指している。

生活科学科・住居学専攻は、建築、住宅需要の後退、景気の低迷による専攻の不人気での定員充足率の低迷が続いているが、平成 25 年度から入学定員の適正化を検討し、早急に授業内容やカリキュラム等の改善を図る。これまで、多数の一級建築士を輩出してきたことから、専門性には特色があり、本専攻の特色を一層打ち出して、他大学の建築学科との違いを明確にする。高校生を対象としたコンテスト、資格取得、就職等の特色から住まいを考える専攻であることをさらに広報し入学者増に結び付ける。

健康栄養学科は、昭和 43 年 3 月に栄養士養成課程で発足し、平成 12 年 5 月に管理栄養士養成課程に変更し定員 50 名で始まった。平成 17 年 3 月より定員 160 名となり、当初の知名度での定員確保が難しく定員充足率 80%前後で推移していたが、平成 22 年にはさらに 71%まで低下した。そこで管理栄養士国家試験合格率アップを最大の目標に、学科内で各学生に合わせた個人指導も含む教育指導体制、国家試験対策講座の強化、模擬試験等の充実を行い、これを学科と広報部の連携による高校訪問、校内外ガイダンス、オープンキャンパス等で広報した結果、認知度が上昇し、入学定員充足率が平成 23 年度には 90%、平成 24 年には 100%を達成し現在に至っている。管理栄養士国家試験合格率のさらなる上昇、教員採用試験合格者の増加、学生の出身地での専門職としての就職実績を上げるがための学生指導体制の改善、高校生対象のコンテストの充実、キャリア支援教育の充実を検討していく。

文化創造学科は平成 22 年度定員充足率 51%と落ち込んだが、その後年々上昇する傾向にある。文化創造学専攻の書道・国語専修の伸びにより平成 26 年度には 84%まで上昇しており、今後他の観光専修やアーカイブ専修の特色をホームページ、高校訪問、校内外ガイダンスにより拡大広報していく。本学主導のデジタルアーキビスト資格も博物館等のデジタル化・著作権・電子書籍等の時代の流れでの必要性から年々認知度が上昇し、他分野（専修）とリンクさせての資格取得を提案している。

文化創造学科・初等教育学専攻は、各年の入学者数に格差があり、入学者の安定確保が最重要課題である。それを達成するには、採用試験特別対策の強化、教

育実習の充実、教員採用試験対策講座の増設等による教員採用試験合格率アップにつぎ。学科教員も含めての高校訪問を実施し、本学の教員採用試験に対するきめ細かい指導教育を高校生、高校教員に広報し、より安定した入学者の確保に努めている。特に、初等教育学専攻では、収容定員の充足ができない場合は教員が中心となって短期大学訪問による編入生募集により充足させる努力をしている。また、沖縄女子短期大学との姉妹校提携等で3年次編入学生の安定確保に努めている。

広報委員会のメンバーは各学科専攻の広報委員と高校訪問担当で組織されており、ホームページの改良、出張講義・オープンキャンパス・学内外ガイダンス等の実施、学科専攻広報リーフレット等の作成について、教員と職員との連携を図っている。〔【資料 2-1-5】参照〕

高校訪問担当者会議を、学期ごとに開催し、入試・広報・教学関係で大学方針等の周知徹底を図っている。高校訪問担当者は高校に対して大学の顔であり、担当者の意思統一、スキル向上を目的に、毎年各学科専攻の教員による学科の特色、資格取得、高校へのアピールポイント等をレクチャーする講座も開催している。

高校との連携強化のためには、きめ細かい募集活動が必須である。この連携強化の一環として、高校訪問担当者は担当地区の入学者とできる限り接点を設けて、入学生の近況報告等、母校との連絡役ができるよう努めている。そのために県人会組織での活動がある。

その他、本学の認知度を上げる活動として、各学科に関連した高校生対象のコンテスト企画（代表例としては、健康栄養学科「朝ごはんコンテスト」書道・国語専修「全国書道展等」等）〔【資料 2-1-13】参照〕を開催したり、高校の修学旅行事前・事後指導の教材として「おうらい（沖縄）」〔【資料 2-1-14】参照〕を発行・配付し、高校の修学旅行関連教育指導のサポートをしている。地元の高校生に本学の知名度を上げるための方策としては、高校生通学エリアの公共バス車内での広報放送を行っている。大学院の入学定員・在籍学生の充足率については、表 2-1-5 と表 2-1-6 に示す。大学院の入学定員・在籍学生については、表のとおり回復の兆しはうかがわれるものの、なお定員割れの状態が続いている。

岐阜女子大学

〈大学院〉

表 2-1-5 過去 5 年間の各研究科における入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）

研究科	専攻	区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活科学	生活科学	入学定員	6	6	6	6	6
		入学者	2	1	0	4	2
		充足率	33.3%	16.7%	0.0%	66.7%	33.3%
文化創造	文化創造学	入学定員	6	6	6	6	6
		入学者	7	7	10	9	9
		充足率	116.7%	116.7%	166.7%	150.0%	150.0%
	初等教育専学	入学定員	4	4	4	4	4
		入学者	0	3	2	3	3
		充足率	0.0%	75.0%	50.0%	75.0%	75.0%
文化創造 (通信教育課程)	文化創造学	入学定員	15	15	15	15	15
		入学者	8	10	6	2	5
		充足率	53.3%	66.7%	40.0%	13.3%	33.3%
	初等教育学	入学定員	15	15	15	15	15
		入学者	3	4	1	4	4
		充足率	20.0%	26.7%	6.7%	26.7%	26.7%
全研究科	合計	入学定員	46	46	46	46	46
		入学者	20	25	19	22	23
		充足率	43.5%	54.3%	41.3%	47.8%	50.0%

表 2-1-6 過去 5 年間の大学院研究科における収容定員に対する充足率

研究科	専攻	区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活科学	生活科学	収容定員	12	12	12	12	12
		在籍学生	4	1	2	5	5
		充足率	33.3%	8.3%	16.7%	41.7%	41.7%
文化創造	文化創造学	収容定員	12	12	12	12	12
		在籍学生	9	12	16	15	14
		充足率	75.0%	100.0%	133.3%	125.0%	116.7%
	初等教育専学	収容定員	8	8	8	8	8
		在籍学生	1	3	2	4	5
		充足率	12.5%	37.5%	25.0%	50.0%	62.5%
文化創造 (通信教育課程)	文化創造学	収容定員	30	30	30	30	30
		在籍学生	20	27	32	31	26
		充足率	66.7%	90.0%	106.7%	103.3%	86.7%
	初等教育学	収容定員	30	30	30	30	30
		在籍学生	9	18	17	16	17
		充足率	30.0%	60.0%	56.7%	53.3%	56.7%
全研究科	合計	収容定員	92	92	92	92	92
		在籍学生	43	61	69	71	67
		充足率	46.7%	66.3%	75.0%	77.2%	72.8%

平成 7 年 4 月に大学院文学研究科設置、平成 16 年 1 月大学院生活科学研究科開講、平成 17 年 9 月大学院文学研究科を改組して、文化創造学研究科を設置し、大学から大学院までの高等教育の整備を行ってきた。更に、社会の変化と高度化に伴い、本学の特色ある教育として平成 20 年から平成 22 年度に亘って、「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）」〔資料【2-1-15】参照〕、「大学教育・学生支援推進事業（テーマ B）：学生支援推進プログラム（学生支援 GP）」〔資料【2-1-16】参照〕に採択された。この他、文部科学省の委託事業である

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業」にも採択され推進した。〔資料【2-1-17】49,61頁参照〕

大学院教育のより一層推進するため、平成19年12月文化創造学研究科（通信教育課程）を設置し社会人の人材養成を進めている。また、平成21年2月沖縄女子短期大学と姉妹校の協定を締結し、同女子短期大学の講義室を借用し大学3年次編入学コースと大学院コースを設置し、短大から大学（編入学）へ、更に大学院へと連携教育と認定公開講座を開講し、生涯学修の一環として広く社会人の大学、大学院での学修を可能にした。〔資料【2-1-18】①106頁，②158頁参照〕

生活科学研究科では、大幅に定員が充足されていない現状を考え、平成27年度より栄養教諭の専修免許が取得できるようにカリキュラムの改善を実施している。

研究科・専攻によっては、定員の見直しも必要であると考えられるが、当面は、定員充足のための努力を第一とし、まず「魅力ある大学院づくり」を目指すことが肝要であるという結論を得ている。授業改善の努力、カリキュラムの改革などを実施した。また、教職に関して、学部と大学院の連携による教育職員専修免許の取得を勧めることにより、入学者を増やしている。この結果、改善をみた専攻もあったが、まだ十分でない専攻もあり、今後も改善の努力と工夫を続けていく。

以上のとおり、入学定員の適正化と学生募集体制・広報活動の整備・強化によって、大学及び大学院全体の入学定員の充足率及び収容定員の充足率は上昇傾向にあることから、また、本学が目指す少人数教育を実施するうえで適切な学生の受け入れがなされていると部長会、常任理事会、教授会等において判断されている。〔資料【2-1-19】参照〕

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

学士課程については、今後もオープンキャンパスや進学相談会及び大学案内や入学試験募集要項、大学ホームページ等を利用して学外への広報を行い、周知に努める。また18歳人口及び社会情勢や入学者数の動向に鑑み、学科・専攻の入学定員数の適正化を検討する。各学科・専攻の教学の特色を更に鮮明にする工夫を行い、教育内容が多くを受験生に理解されるよう、進学説明会及び高校訪問等による学生募集活動をより一層強化し、定員充足に努める。【資料F-6】

そのためには、管理栄養士国家試験、教員採用試験、1級建築士試験等の合格率向上を目指すとともに、方策として、現在開設されている特別講座の見直し、さらにマンツーマン教育によるきめ細かい特別対策を実施する。

学生の受入れについては、アドミッションポリシーに沿った入試制度・内容の見直しを今後とも進め、受入れ体制の更なる整備を図る。入学者の質を担保しつつ定員確保が重要であり、①指定校入試推薦の指定高校、推薦基準の見直し、②AO入試での判定基準・面談設問の見直しを実施する。また、高校訪問の強化、訪問担当者の質向上を目指し、学科専攻と合同研修会開催する。教員の高校訪問による高校教員への大学内容の詳細アピールを実施し、大学案内・ホームページ等

の広報資料の改良をするなどの学生募集活動から広く社会へ本学の教育内容の周知を図る。

大学院については、高次の研究・教育活動の拠点として、入学生の質を担保しつつ、定員を確保することが重要である。したがって、定員充足に向けた努力として、魅力ある大学院づくり、外部に向けた募集対策などを継続的に行うとともに、社会人枠の拡大や長期履修制度の導入などにより入学者確保に努める。また、入学定員の適正化についても検討する。【資料F-6】

生活科学研究科では、多くの学部学生が管理栄養士として病院への就職や家庭科教員として中・高校への就職を希望している。こうした現状を踏まえ、生活習慣病に対する専門知識をもち、チーム医療を担うことができる実践力ある病院管理栄養士の養成や専門的な教材開発能力などを持つ家庭科教員の養成を図り、定員の充足や入学者増を目指す。

文化創造学研究科は、本学の付属施設である文化情報研究センターの発展形として大学院の教育研究をサポートする研究所の設置を計画している。この研究所の支援を受けて本研究科は広く社会と連携を図り、全国レベルでデジタルアーカイブの開発研究・教材利用を進めていく。また、沖縄サテライトキャンパスと通信教育課程をもち、遠隔教育を進めている。前者にあつては短大から本学学部に進級し、ついで大学院に進学して幼・小・中・高の教育職員専修免許状を取得するというモデルが確立してきたので、このモデルを更に拡充していく。後者については、通信教育を利用して教育職員免許状の上申（二種あるいは一種免許状を専修免許状に）するという需要に応える形で定員増をしていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

〈学部〉

本学の教育課程（カリキュラム）は、文部科学省の大学設置基準を遵守し、学則第8条及び、岐阜女子大学科目履修要項第1章教育課程、第2章履修登録及び授業で規定している。特に履修登録制限については、同要項第2章第3条に詳細に規定している（表 2-2-1）。ただし平成26年度入学生より、4年次の上限は54単位に変更された。

表 2-2-1 履修登録制限

区 分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
年間履修登録単位の上限	6 0	5 4	5 4	5 4

家政学部，文化創造学部の両学部は、建学の精神にある「教養ある専門性を持つ職業人養成を重視した教育を施す」という、教育理念に基づき全学で教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）【資料 2-2-1】参照】を定めている。このカリキュラム・ポリシーは、他の 2 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと併せ、ホームページに公開している。【資料 2-2-2】参照】

〈大学院〉

建学の精神・教育理念に基づき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な専門的知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育を目的とし、大学院学則に教育課程編成方針を明確にし、学部同様、ホームページにカリキュラム・ポリシーとして公開している。【資料 2-2-1】参照】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

〈学部〉

両学部の教育課程の内容・編成方針（カリキュラムポリシー）は、大学設置基準を遵守しながら確実に実施している。開学以来今日まで、本学のカリキュラムは、時代の要請に応え、改定・改善を加えてきた。特に近年は、18 歳人口の減少、学生の多様化、社会ニーズの変化には、更なる教育体系の改善が求められ、平成 20 年度に本学のカリキュラムを社会ニーズに応える形の大幅な体系の見直しと改善を行った。まず各学科・専攻・専修の教員が学科会議（専攻会議）で徹底的な討議・協議を行い、育成する人物像を明確化し、コア・カリキュラム・授業科目の構成を行い、同時に各授業科目の学修内容・行動目標、達成状況評価・授業の改善システムを構築した。これら一連の活動は、文部科学省（大学教育・学生支援推進事業）学生支援推進プログラム（平成 21 年度～23 年度『社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育』で実践した。これらの活動の概要【資料 2-2-3】参照】各学科・専攻・専修のコア・カリキュラム一覧【資料 2-2-4】参照】教育課程の概要は、学内外で報告している。【資料 2-2-5】参照】

平成 20 年度からのカリキュラムの改定では、アドミッションポリシーを明確化し、多様化する入学生に対し、大学での学びにスムーズに溶け込めるよう入学の決まった学生に「入学前学習支援」を実施している。入学後には初年次教育（1～2 年次・補完教育を含む）を入念に行い、専門教育へのスムーズな導入を図る「専門基礎教育」も併せて行う。2 年次～4 年次では専門教育を一人ひとりの学修力に配慮しながら行い、キャリア教育にも取り組むシステムを構築フィードバック体制と併せ P D C A サイクルが回るシステムを構築した。本学の

最大の特徴は、このカリキュラムを用いた実践で各ステップ毎に、補助用教材として「入学前学習支援テキスト」【資料 2-2-6】参照）、主要 5 教科の「初年次教育テキスト」【資料 2-2-7】参照）、「専門基礎テキスト」【資料 2-2-8】参照）、「資格取得ガイドブック」【資料 2-2-9】参照）を各学科・専攻・専修の教員が最適な内容の補助用テキストを作成、授業に使用していることである。このように入学時に一人ひとりの学習歴に配慮しながら、学修支援を行い、コア・カリキュラムを中心に育成する人物像・教育目標を明確にし、最適授業科目を構成しながら、キャリア教育・資格取得支援を行い、学士力をつけ、社会のニーズに合った学生を世に送り出す（卒業・就職）ことを、教職員が一丸となって推進していることは、小規模校のメリットを最大限生かした取り組みである。各テキスト類については、社会の変化、ニーズの変化に対応すべく、概ね 3 年に一度の改定を予定している。また近年問題になっている学修時間の確保については、各学年での履修計画・指導を行い、特に長期休暇中の学修時間確保のために毎年度各学科・専攻・専修で年度計画表を作成・課題を設定し、計画表を保護者にも配布・協力を得ながら、自宅での学修時間の確保に大学・保護者が一体となった取組みを推進している。【資料 2-2-10】参照）これら夏季・春季休暇の課題に対する評価も休み明けに実施し、内容を確認、必要に応じ改善を加えながら継続・推進している。

これらの一連の活動は、毎年 2 月に実施する、外部評価委員会（外部有識者に依頼）で報告し、評価を受け次年度の活動に生かしている。【資料 2-2-11】参照）

〈大学院〉

生活科学研究科では、高度な専門的知識や技術を持つ家庭科教員の養成、あるいは生活習慣病の予防など食べ物と健康に関する諸問題を解決できる人材の養成を目指し、家庭科教材の開発や実践的な食育、EBN（Evidence-based nutrition）に基づく栄養学研究など、衣食住にわたる問題解決能力を育成するための教育課程編成を行っている。

文化創造学研究科では教育目的を踏まえ、文化の創造、地域社会の発展、次世代を育てる教育に貢献できる人材養成を目指し、知的・道徳的・応用的能力や新たな文化を創造する力、文化を広く伝達する力、教育的課題に対応する力を育成するための体系的な教育課程編成を行っている。更にメディア教材の開発をすすめ、多様なメディアを利用した教授方法の工夫を行っている。通信教育課程においては、院生の学修及び研究を支援する体制（メンター制）【資料 2-2-12】参照）を整備している。両研究科とも、研究指導は主査及び副査（2 名）の複数体制で行い、授業は講義・演習・実験・実習もしくは実技のいずれか又は併用で行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

〈学部〉

教育課程編成方針は、建学の精神、教育目標に基づき明確に表明され公開さ

れている。また、教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫なども平成 20 年（2008）に大幅に見直し、改良を加えた結果、入学から卒業までの一貫した体制が築かれ、各学科・専攻・専修の育成する人物像が明確になり、一丸となった取組みが可能となり効果も表れている。

今後は、学生が資格取得だけにとらわれず、学術的興味を高め、意欲的に研究などに取り組むシステムを付加する。

各種テキスト類も実際に授業及び課題などに使用されている。テキスト類の改定は、作成部署に一任されているが、改定のスピードは緩やかである。特に「資格取得ガイドブック」については、社会の要請で変更が頻繁に行われ、改定が一部追いついていない状況もあり、今後はタイムリーな改訂を行い、コア・カリキュラムを中心に学修の充実が図れるテキストや教材を作成し、更にカリキュラムマネジメントの改善に取り組む。

学修時間確保については、アンケート調査、授業改善アンケートの結果から判断している。【資料 2-2-13】参照 今後はアドバイザー面談を中心に、教職員の意識を更に高めいろいろな場で、コミュニケーションをとり、学修時間を確保する。

一方、実施した活動の結果を分析し、改善すべき事項を把握し、新しい対策を講じながら活動を繰り返す。『P D C A』サイクルを廻す活動は、ほぼ定着した状況にあるが、今後も更にこの活動の活性化に部長会・主任会議を中心に取り組む。

〈大学院〉

生活科学研究科は現行の生活科学専攻に加え、応用栄養学専攻（仮称）の設置を目指している。生活科学専攻は専門的知識や教材開発能力を有する家庭科教員の養成に特化し、応用栄養学専攻は即戦力としての管理栄養士を求める医療機関の要請に応え、チーム医療等で活躍できる専門的知識や技術を有する管理栄養士の育成を目指す。又病院へ就職を希望する学生に対し大学院への進学を推奨し、定員の充足の増を目指す。

文化創造学研究科では、学校教育研究施設である文化情報研究センターの発展形として大学院の教育研究をサポートする研究所を設置し、この研究所の支援を受け、本大学院は広く社会と連携を図り、全国レベルでデジタルアーカイブの開発研究・教材利用を進める。また、サテライトキャンパスを利用した教育モデル「短大から学部に進級後、大学院に進学して、幼・小・中・高の教育職員専修免許状を取得するモデル」を更に拡充するとともに、通信教育を利用した教育職員免許状を授与し、志願者の増を図る。

2-3 学修及び授業の支援

〈2-3 の視点〉

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学修及び授業支援の状況

学修及び授業支援に関しては、学科・専攻を基本組織とし、教務委員会、教育支援センター等で全学的な調整を図り、具体的対策をとっている。

学期初めには、学事ガイダンス及び各学科・専攻ガイダンスを実施し、履修指導や学修支援を行っている。資料準備、ガイダンス実施は、学事職員、教務委員が中心となって行っている。【資料 2-3-1】参照。

新入生に対しては、入学時の学科・専攻別ガイダンス【資料 2-3-2】参照や「新入生宿泊研修」【資料 2-3-3】参照を実施し、スムーズに大学生活をスタートさせ、意欲的な学修をすすめる方向付けを行っている。保護者に対しては入学後に学科、専攻別保護者懇談会を実施している。

教員による学修指導は、アドバイザー制度により、各学科・専攻（専修）の各学年毎に、学生を担当する教員を配置し、4月・9月・2月の定期面談をはじめ、必要に応じて、学生の個別指導を行っている。【資料 2-3-4】参照

初年次教育については、「教養演習」の指導を必修とし、2年次以降の「基礎演習」、「応用演習」、最終的に「卒業研究」へと発展させている。さらに「自己探求」、「自己創造」、「自己表現」を全学必修科目として位置付け、基礎基本の学修指導を強化している。また、初年次教育用に『初年次教育テキスト』（国語・数学・理科・社会・英語）、専門教育用に『専門教育テキスト』、『資格取得ガイドブック』を作成し、指導に利用している【資料 2-3-5】参照。

オフィスアワー制度

本学はアドバイザー制度を実施しており、各学科・専攻の教員が担当している。一人の教員が担当する学生数は多くても 40 人程度である【資料 2-3-6】

参照)。アドバイザーは年間 3 回以上の面談をすることとし、学生の出席状況や授業態度、学生生活の状況等、学科専攻内でも情報交換を随時行い、学生が訪問しやすい環境を整えている。さらに教育支援センターでは常時教員 1 名、職員 1 名を配置し、特に学生の訪問が多い時間帯には各学科・専攻より、教員を増員して学生の相談に対応している【資料 2-3-7】参照)。学生がどの教員を訪ねたらよいかわからない場合や、教員研究室の場所を把握できていない新入生の対応も教育支援センターで行っており、オフィスアワーを実施するのみでは対応できない場合の支援も実施している。

教員の教育活動の支援と TA 等の活用

○ 家政学部

専門分野に関連する実験・実習科目において TA を活用している【資料 2-3-8】参照)。これらの科目では 40 人の学生の授業の補助や支援をしている。

○ 文化創造学部

学修支援の実施体制としては、各専攻の教務委員が主体となり、学部主任会議で調整を図っている。年2回の学科・専攻ガイダンス及びアドバイザー制度による面談、履修指導を徹底し、学修や生活面で問題のある学生については、教育支援センターなどと協力し、継続的に支援している。また、TAは、演習補助などに活用している。

○ 大学院 文化創造学研究科・生活科学研究科

学修及び研究支援に関する方針・計画・実施体制については、研究科委員会で教職員に周知を図るとともに、大学院ガイダンスで院生に明示している。

文化創造学研究科通信教育課程では、メンター制度を整備し、メンター長の指導の下、教職員協働により、きめ細やかな学修及び研究支援をするとともに、グループウェアを用いることにより、院生の意見を汲み上げる仕組みを整備している。【資料2-3-9】参照

生活科学研究科では、指導教員が中心となり院生の学修支援を実施している。さらに、年1回研究科長が院生との面談を実施し、意見の汲み上げを行い、学修及び授業の改善につなげる仕組みを整備している。【資料2-3-10】参照

中途退学者、休学者及び留年者への対応

アドバイザー制度により、各学科・専攻のアドバイザーと学科長若しくは主任で中途退学者、留年者の原因分析をし、中途退学、留年にならないために保護者を交えた面談及び教育支援センターと協働して指導をしている。

過去5年間の理由別にみた中途退学者は表2-3-1、留年者数は表2-3-2、休学者数は表2-3-3の通りである。中途退学者の理由は、進路変更、体調不良、経済的理由が多くを占めている。

退学者・留年者・休学者ともに、各学科・専攻のアドバイザーが通年で支援を行い、必要に応じて、教育支援センターと協働し、面談など本人とのかかわりをし、結果的に、中途退学を選ぶ場合にも、必ず、退学後の方向性を見出すことができるよう指導を行っている。休学者については、場合により医療機関との連携をとりながら、学修の継続の支援を行っている。

表2-3-1 理由別の中途退学者数（過去5年）

退学理由	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経済的理由	4	1	7	3	1
一身上の都合	1	4	2	2	4
体調不良	1	4	8	7	3
進路変更	3	6	4	9	11
修学意欲の低下	0	3	0	8	3
心身衰弱	0	0	0	0	1
計	9	18	21	29	23

表 2-3-2 留年者数（過去 5 年）

学部	学科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
家政学部	生活科学科	1	1	1	1	1
	健康栄養学科	3	2	1	1	2
文化創造学部	文化創造学科	0	2	1	2	4

表 2-3-3 休学者数（過去 5 年）

学部	学科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
家政学部	生活科学科	1	0	0	1	0
	健康栄養学科	1	2	4	0	1
文化創造学部	文化創造学科	2	1	2	2	1

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとその反映

全学で実施されている「授業評価アンケート」を利用している〔【資料 2-3-11】参照〕。授業評価アンケートは教務委員会で集計されるが、その結果を必ず各教員に提示し、そのデータの分析とそれに伴う改善策の提出を義務づけている〔【資料 2-3-12】参照〕。その後、各主任でさらに適切に実施されるなどして、評価する仕組みが整備されており、学生の意見の汲み上げと反映を行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援及び授業支援の充実については、平成 25 年度は概ね留意点を満たしているため、今後もこの方針を継続する。ただし、以下に記すように改善・向上方策が挙げられる。

オフィスアワー制度が学生に周知されていない点が見受けられるため、ガイダンスの際にアナウンスし、どの学生も利用しやすい環境を整える。そして、オフィスアワー制度の効果を把握するために教員ごとの利用件数や利用内容の実態調査等を実施して、学修支援の充実に結びつける。

教育効果をより向上させるために、TA の支援や FD（Faculty Development）、SD（Staff Development）等の効果的な適用により、授業及び授業支援の充実を図る。

学修支援を目的とした『初年次補完教育用テキスト』など、テキストの改訂を行い、大学での教育研究支援の基盤を固める。さらに、教育支援センターとアドバイザー制度との連携により、学生の学修及び授業支援を強化する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

〈2-4 の視点〉

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

○ 学部

単位認定の規則は、学則第 14 条、学務規程第 42 条及び、科目履修要項第 34 条に、進級要件は、学則第 15 条及び科目履修要項第 3 条に、卒業要件は、学則第 20 条、別表第 1 及び別表第 2 に規定している。【資料 2-4-1】10, 18～37 頁参照】また、授業概要にて科目ごとに示された成績評価を基に各教員が成績評価し、教務委員会に進級・卒業審査が判定し、その答申に基づき教授会にて承認する。

授業の到達目標や概要、授業計画、評価方法等をシラバスに明記し、実施している【資料 2-4-2】参照】。さらに科目の評価に基づいて、GPA (Grade Point Average) を使用して次のように学生の指導を実施している。GPA が 3.0 以下の学生については修学指導を実施し、GPA が 3.1 以上の学生については資格取得支援を行っている。特に健康栄養学科においては、管理栄養士国家試験受験指導にも利用するため、1 年次から GPA の算出方法を教授し、その後の学修意欲向上のために利用している【資料 2-4-3】75～76 頁参照】。

○ 大学院

大学院では、修士課程の修了要件として、「2 年以上在学し、専攻分野について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者。ただし、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、1 年以上在学すれば足りるものとする。」（岐阜女子大学大学院学則第 46 条）としており、この規定を遵守している。【資料 F-3】11 頁参照

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

○ 学部

進級及び卒業・修了要件の基準は明確化されている。単位認定基準については概ね明確化されているが、科目ごとにシラバスの表記がやや異なっている点が見られるため、教務委員会等で検討を行い、学生が理解しやすい表記に整える。また、GPA は、本学が独自に設けている「さぎ草賞」等々の受賞候補者の選考にも用いられているが、その他の活用が課題になっている。

○ 大学院

学位論文審査に関しては、口頭又は筆答により最終試験を一部公開で実施しているが、客観的な審査基準を設けるとともに、学会発表等の外部評価を取り入れ、研究科委員会にて合否判定をより適切かつ厳正に行う。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

A. キャリア教育のための支援体制及びインターンシップ、「就職対策講座」等を実施している。

①【1～2年次】:キャリア形成教育科目（必修）（【資料 2-5-1】①～⑨参照）。

「自己探求Ⅰ～Ⅲ」 1～2年次 各2単位 計6単位

・自分とは何か、生きるとは何かを絶えず自問自答させ、自ら考える習慣を身に付け、社会に対して良識ある考えと知識を持たせることを目標とする。

「自己創造Ⅰ～Ⅲ」 1～2年次 各2単位 計6単位

・社会や職業に関する理解を深めると共に、社会の要請に対応できるリテラシーを身に付け、自己のキャリアデザインに関する意識を高めることを目標とする。

「自己表現Ⅰ～Ⅲ」 1～2年次 各2単位 計6単位

・読むこと、書くこと、を通して論理に支えられた文章表現力を養い、自己省察力を高めていく。

自分の進路に関して自己課題を持ち、課題に対して書くことによって自分を見つめることを学ぶ。

②【2～3年次】:社会との関わりとしての就業体験、インターンシップ等への参加（選択）

・家政学部健康栄養学科においては、3年次からの4施設への臨地実習を必修としているため参加が難しく減少傾向にあるため、平成 23 年度から、主に当学科以外の学生を対象としたインターンシップの参加を図っている。

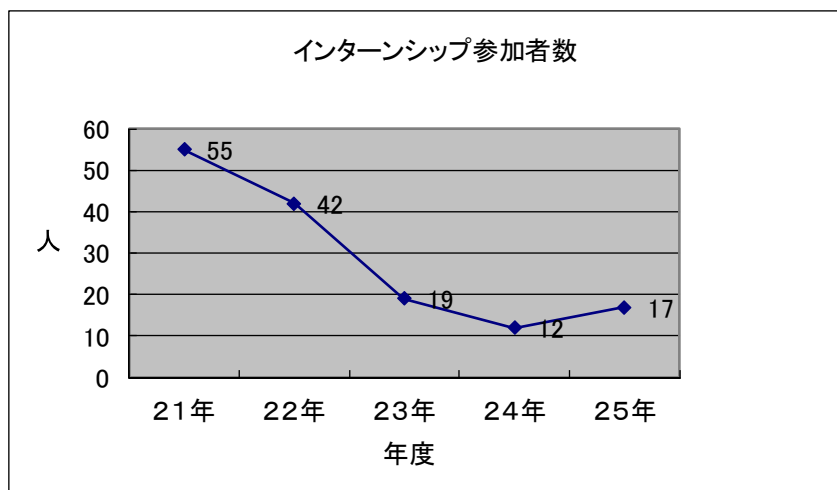


図 2-5-1 インターンシップ参加者数

③【3～4年次】:就職支援対策講座

・1～2年次におけるキャリア形成教育科目のうち、自己探求Ⅰ、自己表現Ⅱの中で各2コマを用い、3年次からの就職講座にスムーズに取り組めるよう連携を行っている。4月から翌年2月まで実施する「就職支援対策講座」は、年間スケジュールを基に、就職活動の進め方、自己分析の仕方、業種・企業研究、就職内定者懇談会、SPI 試験対策、筆記試験対策、WEB テスト対策、適性検査・一般常識、就活マナー講座、模擬面接、グループディスカッション、就活メイク講座、学内企業説明会などを実施。4年次には就活実践対策として、個人面談を主体に実践的支援を行っている。〔資料 2-5-2〕①,②参照)

B. 就職・進路先の実態及びその取り組み状況

・基本方針:「在学中に得た知識、技術をもとに、学生自身が育った地元で自己を成長させながら、地域の発展に寄与するため、学生が希望すれば必ず出身地へ返す」とし、学生一人ひとり向き合っており、各々が持つ個々の事情や価値観などを考慮のうえ、いかに学生が満足のかいく就職先をマッチングさせるかということに重点を置いた就職指導を実施している。そのために卒業生が活躍している企業や、在学生の出身地域にある企業を訪問しては、企業との結びつきを深め、希望する人材や求人などの情報収集に努めております。また将来のキャリアに関連したインターンシップや実習といった就業体験を通じ、職業観の醸成や今後の勉学・就職に対し、明確な目的やコンピテンシーが培われるよう、将来の就職活動を見据えて、出身地域でのインターンシップへの参加を促すとともに受け入れ先を開拓している。また学生への就職支援対策の活動方針となる、企業サイドから見た意見・評価等の調査(P)を、企業訪問を行いアンケート形式により集計を実施している(D)。今回の調査結果を踏まえ(C)、企業から見た本学における大学教育の課題として、就業力向上のための施策の遂行により、更なる改善(A)に努めている。〔資料 2-5-3〕参照)

・就職未内定者への支援策:3年次後期から就職活動に入った学生が、4年

生に進級した4～5月に20%ほどが、全国区企業からの内々定を得る。次に公務員試験或いは地元企業からの就職内定結果が出始める夏休みを中心に、30%程度が内々定を得て、全体としては50%程が夏休み中に内々定を得る。残る半数ほどの学生は、栄養士・管理栄養士などの資格を活かし自身の出身地で働きたいという希望を持っている。こうした地方の病院・福祉施設からの求人は10月から年末にかけて本格化するため、この学生ニーズに対して、キャリア支援センター職員が学生の各出身地へ出向き、時機を見極め、求人開拓を行っている。具体的には卒業生の就職先である病院、福祉施設への訪問、各地の社会福祉協議会、出先ハローワークを訪問し依頼を行う。またこれと並行し、学生自身によりハローワークへの求職登録を済ませ、求人の取りこぼしが無いよう各方面にネットワークを張っている。出身地域での就職については、狙った病院や施設からの求人が出ない場合も多く、地域地区での求人情報の吸い上げに病院間の口コミなども利用し、数少ない求人情報を得る工夫を凝らしている。(【資料 2-5-4】参照)

・行動の点検、効果の検証と見直し策:年々変化する企業側の採用試験方法に対応するため、受験者からの試験内容報告を適宜タイムリーに対策講座に盛り込んでいる。また、就活時期の移行に伴い、実施内容、開催時期の見直し、授業と調整を図りながら、PDCA手法を用い各ガイダンスへの参加率アップ策を講じる。(【資料 2-5-4】参照)

(3) 2-5 の改善向上方策 (将来計画)

卒業生の就職先である企業・団体に対して、在職状況並びに求人情報依頼などのための訪問回数や訪問先を増やし、また卒業生へは、年報・同窓会便り在中の返送された近況報告・勤務先状況等の調査を通し、卒業後も必要とあれば求人情報の提供などのキャリア支援を行う。こうした行動から得られる情報をもって、在学生に対するキャリア支援の過不足の点検を実施する。

(【資料 2-5-5】参照)

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1 統計資料から見た教育目的の達成状況

(1) 学生の単位取得状況

平成 24 年度における、学生の単位取得状況は、【表 2-7】に示す通りである。ほとんどの学生が、その学年に必要とされる単位を取得している。また、入学した学生のほぼ全員が進級および卒業をしている。

これらの背景には、本学が独自に取り入れている「クラスアドバイザー制度」がある。クラスアドバイザーが年間 3 回（4 月・9 月・2 月）学生と直接面談をして、一人一人の学生の生活状況や学修状況を把握し、必要に応じてアドバイスや支援を行っている。

（2）就職の状況

過去 3 年間の就職の状況は、98.3%（平成 24 年度）をはじめ、いずれも 96~98% を推移している。このことは、4 年間の専門的な学修と適性に応じた資格取得が、それぞれの学生の就職に大きく寄与したものと考えられる。【表 2-10】

2 学生生活実態調査の結果から見た教育目的の達成状況

（1）学生生活の満足度

①学部学生

「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した学生が、約 60~70% を占めており、概ね満足した学生生活を送っていると考えられる。

②大学院生

文創研究科では 85% 以上の満足度が見られる。しかし生活研究科では約 50% となっている。今後さらに充実した生活が送れるような工夫が必要とされる。

以上のことより、学部学生および大学院生ともに、学生生活の満足度は概ね達成されていると考える。

（2）「あいさつ運動」

社会人としての基本の一つである「あいさつ」の指導については、学科・専攻を問わず、80% 以上の学生が肯定的にとらえている。またその意識の表れとしてのあいさつも自然に行われており、学生の生活習慣としてかなり身につけている。

（3）学修の困難さ

①学部学生

学修において困難を感じていない学生は、概ね 30~40% である。一方何らかの形で困難さを感じている学生がかなりいることが明らかになった。その割合は 23%~41% と学科・専攻によって、かなりの差が見られた。

②大学院生

約 50% の院生は、学修での困難さは感じていない。しかし、一方で何らかの困難さを感じる学生は、文化創造学研究科ではほとんどいないのに対して、生活科学研究科では約半数を占める。

以上のことより、学部学生及び大学院生ともに、困難さを感じないで学修に取り組む学生がいる一方で、困難さを感じている学生もかなりいることが明らかになった。【資料 2-6-1】参照】

3 授業改善に関わる調査結果から見た教育目的達成状況

（1）授業評価の総合評価

全ての設問の総合的な評価の平均値は、4 段階評価において、家政学部では前学

期 3.5、後学期 3.4 となり、また文化創造学部では前学期 3.3、後学期 3.4 であった。いずれの学科・専攻も高い評価が得られている。

(2) 設問別評価

家政学部及び文化創造学部ともに、教員の熱意、話す声の明瞭さ、授業時間や到達目標への達成、授業の進行スピードに対する評価は概ね高く、ほとんどの学生は、積極的に授業に臨み、分かり易く、役に立っているとの評価で、満足度も高いと考えられる。また、「人の意見を聞く」、「自分の意見を表現する大切さを学んでいる」と評価した学生も多い。

一方予習・復習時間に 1 時間をかけている学生は少ない結果であったので、これについては、今後の重要な検討課題である。〔【資料 2-6-2】 参照〕

4 点検・評価方法の工夫開発

上述してきたように、教育目的の達成状況を明らかにするために、本学ではさまざまな統計及び調査を実施している。特に、学生に対して「学生の生活実態調査」（全 37 項目）及び「授業改善アンケート調査」（全 19 項目）を実施している。これらの調査によって、学生の学生生活や学修に対する意識を明らかにし、指導改善の資料としている。〔【資料 2-6-1】 参照〕〔【資料 2-6-2】 参照〕

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1 教育課程の概要～コア・カリキュラムと資格取得～

本学においては、平成 21 年度から「確かな学士力の育成」を目的として、各学科・専攻ごとに学生にそれぞれの基礎学力を確実に身につけさせるための「コア・カリキュラム」を設定している。さらに、学生一人ひとりが自分の適性或進路をもとにした職業選択の中で必要となる「資格取得」を目指した学修を進めている。学生のニーズに応じるためにさまざまな資格取得のためのカリキュラムを準備している。各学科・専攻で取得可能な資格は、「高い就職率と向上心を支援する教育～全員就職を目指して～」に掲載されているとおりである。どの学科・専攻も 10 種類～12 種類の資格が取得できるようになっている。〔【資料 2-6-3～7】 参照〕

2 評価結果のフィードバック

(1) 各学科・専攻及び個々の教員へのフィードバック

コア・カリキュラムを中心とした教育指導の状況は、上述のように諸調査等によって明らかにしている。特に「学生生活実態調査」、「授業改善に関わるアンケート調査」等の調査結果は全て各学科・専攻の教員及び職員にフィードバックされ、結果の分析とその改善策が検討されている。調査報告書には、分析及び改善策を記述している。

(2) 全学的な取り組み

自己点検・評価の結果、明らかになった重要課題については、次のような全学的な取り組みを進めている。〔【資料 2-6-8】 参照〕

① コア・カリキュラム内容の確実な定着

コア・カリキュラムの各項目については、PDCA のサイクルを廻すことによって実施状況の評価・点検及び改善をしている。

- ・「入学前の学修支援（学修課題）」、「基礎学力テキスト」、「専門基礎テキスト」、「資格取得ガイドブック」等の改善と確実な実施
 - ・授業内容と方法の自己評価と改善策の検討
- ②自学自修の時間確保
- ・長期休暇（夏季・春季等）における課題（課題図書・学修課題）を設定し、その評価をテスト或いはレポートで評価している
 - ・毎時間の小テストの導入や学修課題の提示
- ③学生生活へのアドバイス
- ・毎学期の中間時期に個々の学生の授業への出席状況のチェックと全学的な教員相互の交流
 - ・クラスアドバイザーによる個々の学生への支援

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

1 コア・カリキュラムの見直し

平成21年度に設定したコア・カリキュラムについて、毎年の実施状況の評価と改善を行うと同時に、カリキュラムポリシーの見直しによるコア・カリキュラムの根本的な見直しを行う。そして、コア・カリキュラムに基づいた学修の充実を図るために、次の点の充実を図る。

①学生が自学自修できるようなシラバスの改善

②専門科目の十分な習得のための基礎的な学力及び知識の指導の充実

2 諸調査・教育指導の継続

「学生の生活実態調査」及び「授業改善アンケート調査」等の諸調査をはじめ、クラスアドバイザー制度を中心とした学生指導等、本学独自の教育活動を継続的に実施する。そして常に学生の実態を踏まえた指導の評価・改善を心がけていくことが最も重要なことであると考えている。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1） 2-7の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

（2） 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活安定のための支援

安定した学生生活を送るための支援は、「教育支援センター（学生相談室）」、

「学生委員会」、「教育支援センター委員会」、「学事部」の4つの組織が互いに連絡を密にし情報の共有を図りながら行っている。

A 教育支援センター（学生相談室）

教育支援センターの組織は、センター長、事務課長、事務課員の3名の他に、各学科・専攻・専修の代表者各1名、事務局から選ばれた7名の計17名で教育支援センター委員会を設置して、4つの支援（①学生生活と心を支える支援、②個性発揮のための支援、③学力向上のための支援、④教職に関する支援）についての年間予定を組み、日々支援に当たっている。（本センターは、常時開放し、担当教職員の手厚い対応により、悩みを持つ学生の『居場所』になっており、様々な問題の相談窓口になっている。）又「充実した学生生活を送るためのアンケート（hyper-QU）」も毎年実施し、学生の心理状態の把握に努めている。〔【資料 2-7-1】参照〕

また、小規模大学のメリットを最大限生かした特徴的な取り組みとして、毎年度、入学式の翌日から行う「新入生宿泊研修&編入生研修」を主催している。宿泊研修の目的は、『多様な生活歴を持つ新入生が互いに理解し、大学生としての自覚を持ち意欲的に大学生活が送れるようにすること』であり、毎年改善を加えながら実施している。この宿泊研修は、目的どおり、初対面の新入生同志が共通の時間を持つことで、お互いを理解することができ、不安と期待の多い新入生がスムーズに大学生活のスタートを切ること大きく貢献している。

〔【資料 2-7-2】参照〕

B 学生委員会

学生部長を委員長として、各学科・専攻・専修の代表者1名と、学生生活支援に関係する事務局の担当部課、教育支援センター、キャリア支援センター、学生寮副寮監など合計20名で構成している。学生委員会は常に学事部と連絡を取りながら、学生指導・福利厚生など、学生生活全般の充実・向上を目的に定期的に又臨時的に委員会を開催している。委員会に寄せられた協議事項・報告事項などについては検討・審議・確認を行い、重要事項については、教授会の承認を得ながら、活動している。

〈クラスアドバイザー制度〉

本学の小規模大学としての特徴的取り組みである「クラスアドバイザー制度」は、学生委員会が所管している。この制度は平成8年度（1996年度）に導入、改善を加えながら今日にいたっている。「クラスアドバイザー」である教員は、受け持つ学生とのコミュニケーションを大切にしながら日々の学修相談・生活相談・悩み事相談など、個々の学生と向き合いながら、その都度適切なアドバイスをを行っている。特に悩み事に関しては、その内容によっては、情報の共有を目的に、学科会議・専攻会議で話し合わせ、重要事項については、心的支援を行う「教育支援委員会」と連携することになっている。クラスアドバイザーは、年間3回以上学生と面談することが義務付けられており、その都度学生個人のファイルに纏め、関係者に回覧し情報の共有化を図っている。特に4年生については卒業研究の担当教員がアドバイザーになるので、進路（就職・進学）に

についてもきめ細かくアドバイスが行え、成果をあげている。〔【資料 2-7-3】 参照〕

C 教育支援委員会

教育支援委員会は学生の心的支援を担当する。委員会は学長、学部長、学生部長、教育支援センター長、同センター事務課長、臨床心理士で構成され、委員長は教育支援センター長（支援教員コーディネイター）を充てている。委員会では、特別な配慮の必要性の有無を判断、ケース会議（毎週 1 回開催）を開き、その都度対応するチームを編成・支援方針を決定し関係者と情報を共有しながら、きめ細かな支援を行っている。この組織は本学の特徴的な取り組みであり、成果をあげている。〔【資料 2-7-1】 参照〕

D 学事部

学生へのサービス、厚生補導など、定められた業務を中心に日常業務を一括して担当しており、学事部長以下 4 名で構成している。入学から卒業までの学籍管理はもちろん、多種多様の相談に対応、学生の自治会活動、課外活動、さぎ草祭（大学祭）、スポーツ祭、保険業務、奨学金業務、各種証明書の発行など、幅広く学生生活をサポートしている。

〈健康相談〉

学事部が窓口になり、非常勤スタッフ 1 名（厚生連岐北厚生病院看護部長）が、毎週 2 回（13:00～16:00）年間 30 日、保健室において健康相談室を開設、健康相談に応じている。又授業中に気分が悪くなるなど突発的な状況が発生した場合は、状況を判断し近くの岐北厚生病院に搬送する体制を採っている。

毎年度実施している健康診断は岐北厚生病院や近隣の病院の医師 4 名に依頼して 4 月に行っている。異常が発見された場合は、本人と面談の上、精密検査を受けるよう指導している。〔【資料 2-7-4】 参照〕

〈経済的支援〉

学生に対する経済的支援は、ガイダンス等を通して学内周知し、本学独自の給付型奨学金である「岐阜女子大学特別奨学金」制度の他、日本学生支援機構奨学金（学部・大学院・私費留学生）及び岐阜県選奨生奨学金、岐阜市育英資金、あしなが育英会奨学金などが活用されている。又「災害見舞金特別措置制度」及び「授業料減免制度」がある。〔【資料 2-7-5】 参照〕

学生に対する経済的支援の一環として、本学は学生寮（教育寮）を校舎群から少し離れた場所に持っている。RC 造 4 階建て（収容人員 48 名）・S 造 2 階建て（収容人員 96 名）の規模であり、寮費は安く設定しており、遠隔地からの入学生の保護者負担の軽減に役立っている。他に本学周辺の民間アパートを借り上げ準寮とすることで、増加する希望者に対応している。

また、毎年実施している各学科・専攻・専修の研修旅行（全員参加）には補助金を支給している。

〈課外活動支援〉

本学では、学生が積極的に課外活動に参加・活動することは「教養ある専門性をもった職業人の養成を重視した教育を施す」の観点からも意義があると

考え、支援している。現在課外活動（クラブ活動）は、学生自治会が運営に当たり、年2回のリーダー研修会を通じ、情報の交換を行い、討論を重ね、円滑な運営に努めている。平成25年度（2013年度）のクラブ数は40で活動支援金は2,013千円、延べ599人の学生が参加・活動している。特に学園祭の開催に当たっては、教職員が一丸となって大小様々な協力・支援を行っている。【資料2-7-6】参照】

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

「自己点検・評価」、「学生生活実態調査」、「クラスアドバイザー面談」、「各種行事アンケート」を実施して学生の意見・要望を把握している。

A 学生生活実態調査（4年に1回）

平成24年度（2012年度）は、11月に、学部・大学院の学生を対象に、学生委員会が中心となって実施した（回答率は94・7%）。質問の項目は、大学生活全般、学内の諸施設・サービス、事務窓口のサービス、キャンパスライフ、卒業後の進路、その他・自由記述の39項目である。特に自由記述欄の意見・要望については、即対応可能なもの、予算措置など時間の必要なものに仕分けを行い、学生委員会で所管部署を決め対応した。【資料2-7-7】参照】

B クラスアドバイザー面談

本学の小規模校としてのメリットを最大限生かしたクラスアドバイザー面談のなかで得られた意見・要望は、学科・専攻・専修会議で検討され、情報を共有した後、他委員会などと連携、対応・解決に当たっている。

また、各種行事終了時に実施されたアンケートは、参加者の評価を受け、次回開催の改善点を把握し、PDCAのサイクルを廻している。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

〈学生生活安定のための支援〉

学生の意見・要望を反映するための『学生生活実態調査』や最低年3回実施する『クラスアドバイザー面談』は、その活動自体有効と考えているが、学生生活実態調査の自由記述欄の意見・要望については、その対策・解決策が十分であるとは言えない。特に、スクールバスについては、利用者の満足度は低い。学生の学ぶ環境をよくする観点からも、運行時間の最適化等、今後とも取組みを強化・支援しなければならない。その他『食堂』を始め『食』に関する要望も多くあったので、内容の改善などきめ細かく対応を検討したい。

心の悩み・心的支援については、今後ともクラスアドバイザーを中心とした取組みを強化しながら、授業の欠席回数など、よく見られる前兆を教員間で連絡を取り合い、早めの対策を講じて体制を構築する。

課外活動の支援については、活動に参加している学生数が延べ599人(59%)おり、活発に活動していると言える半面、自主的・積極的にという観点に立てば、まだまだ十分とは言えない。団体生活の重要性、お互いのコミュニケーションの重要性は社会人になっても大事であることを認識させ、教職員の指導体

制を強化していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

A. 教育目的と教育課程

本学は、「教養のある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」を教育目標とし、学生に体系的で確かな学士力をつけるための教育課程を構築している。最近の高等学校から入学する学生の学力、基礎行動力等は多様化しており、これに対処するため本学では、一人ひとりを大切にしたい面倒見の良い教育を全学で推進し、確実な学士力の育成をめざして学生の入学から卒業までの一人ひとりの教育を支援できる総合的な教育体制を整備した。この新しい教育課程は、これまでの実績と経験を基に、大学入学前の入学決定後から大学教育全体を通して、入学時の初年次教育、専門教育、キャリア教育を全学的に体系化し、それぞれの教育分野においてコア・カリキュラムを中心とした教育実践と学修評価システムによる改善、さらには補完教育を行うこととしている。

B. 教員の確保と配置

教育課程を適切に運営するため、大学においては大学設置基準第 13 条の規定に基づき必要な専任教員を配置しており、大学院においても大学院設置基準第 9 条の規定に基づき必要な研究指導教員数を配置している。全学の教員組織〈大学院〉【表 F-6】及び全学の教員組織〈学部〉【表 F-6】を参照し、家政学部の「設置基準上必要専任教員数」と現在の「専任教員数」を比較すると、必要数を 21 名上回る教員が確保されている。また、文化創造学部の「設置基準上必要専任教員数」と現在の「専任教員数」を比較すると、必要教員数を 37 名上回る教員が確保されている。

大学院各研究科の「設置基準上必要研究指導教員数」と現在の「研究指導教員数」を比較すると、どの研究科においても必要数を上回る教員が確保されている。教員配置については、各専攻科の規模が小さく、教育研究上の支障がないため専任教員数は 6 名であり、学部の教員（兼任教員）がこれを兼ねている。

C. 教員の専門性と配置バランス

本学の教育課程の遂行の上で、上級資格も含め、より学生の希望する専門領域を履修できる教育環境を整備するため、各専門分野の実践教育ができる専任教員や非常勤講師を多く配置し、専門性に偏りが無い配置となっている。

大学における専任教員の職位バランスは、全学の教員組織〈大学院〉【表 F-6】、及び全学の教員組織〈学部〉【表 F-6】を参照し、家政学部で教授 13 名（36%）、准教授 8 名（22%）、講師 8 名（22%）、助教 7 名（19%）であり、適切な配置となっている。文化創造学部の職位別バランスは、教授 33 名（69%）、准教授 7 名（15%）、講師 4 名（8%）、助教 4 名（8%）であり、教授数が多い状態である。大学の改組に伴い教授を採用したことが要因となっている。

年齢構成は、専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成【表 2-15】を参照し、家政学部で 61 歳以上 10 名（28%）、51～60 歳 10 名（28%）、41～50 歳 6 名（17%）、40 歳以下 10 名（28%）であり、適切な年齢バランスとなっている。文化創造学部では、61 歳以上 25 名（52%）、51～60 歳 13 名（27%）、41～50 歳 3 名（6%）、40 歳以下 7 名（15%）で、年齢構成が高い傾向になっている。

なお、本学は専任教員の定年を 65 歳としており、雇用契約も 1 年任期制である。特に教育研究上必要な者については、必要に応じて「特任教授」として 68 歳まで毎年更新し、週 4 時限以下の講座の担当者は、原則として定年後の再任はしない。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

A. 教員の採用・昇任

教員の採用・昇任は、部長会規定人事の項、および採用・昇任の評価基準、により行われている。教員の採用に関しては、部長会（理事長、学長、学生部長、学部長、図書館長、事務局長等により構成）において、同規定人事の項にしたがって、次の内規で行っている。

- ①教員採用・昇任等の候補者の選考は、大学の将来構想（中期・長期計画）に沿って広域（学内外各方面）からの推薦者を当該学部長が候補者の一覧作成後、部長会へ提出する。
- ②部長会は、当該部長会構成者と学科主任を加え、選考委員会を構成し、候補者の中より、被面接者を選考し、面接を実施し、その結果を審議し、最上位の候補者を選出する。選考においては、経験年数、研究上の業績、優れた知識・経験、候補者の人物、見識並びに教育上、役職上の業績などを審査の対象とし、総合的に判定している。
- ③同結果は主任会議に諮り、教授会に報告し、理事長に上申、理事会によって採用者を最終決定する。

本学は教育目標にそって、1 人ひとりの特性を生かし、専門職における有用な

人材の育成を目指している。そのため大学・大学院生の教育には、実務者としての経験を持ち、実践的な指導ができる教員と各専門の理論・理論的背景などの知識を持ち、学生の基礎学力、論理的な面の理解を指導できる教員配置が必要である。人材確保にあたっては、こうした本学の特色を継承できる若手の教員の育成や昇進・採用を進めている。また、採用・昇任における研究業績は、論文、作品、制作活動だけでなく、実務指導教員に対しては実務経験も配慮した評価を行うこともできるようにし、本学の教育課程に適した教員の配置を実行している。【資料 2-8-1】 参照】

B. 教員評価、研修、FD

教員の教育と研究の活動についての評価体制は、部長会が中心となって推進しており、教員を対象とした調査として、次の項目を評価内容としている。【資料 2-8-2】 参照】

①研究活動実績 ②表現・活動等 ③学術研究活動 ④社会活動 ⑤外部資金等
⑥授業 ⑦学生による評価 ⑧学生指導 ⑨教材・教科書等 ⑩学外指導活動等
(大学外での学生の教育指導の活動) ⑪教育諸活動 ⑫マスコミ報道 ⑬学内
運営管理等 ⑭その他

教員の教育研究活動向上のための FD としては、授業評価（学生の学修活動）と教育内容（教育内容の構成）の二面から検討している。授業評価は、平成 16 年度から実施している「学生による授業評価アンケート」を継続的に進めており、授業評価の結果に対しては、教員に改善意見を求め、自ら自己点検・評価を行うことにより、以後の授業に繋げている。大学院研究科についても平成 23 年度後学期から、学部と同様に実施している。

教育内容については、平成 20 年度から重点的に整備を進め、各学科専攻専修コースで作成したコア・カリキュラムを基礎に、各授業科目の学修目標（学修内容・行動的目標）に準拠した評価項目を設定し、平成 23 年度から実績に対して、外部評価委員による評価とそれに対する改善を行っている。

本学では平成 14 年度から、各専攻、コース等で高等学校の教員や本学教職員に授業を公開しており、外部者も含めた授業評価体制となっている。さらに、大学・大学院の公開講座は、多様な授業に対する意見・注文も多く、外部からの授業評価となっている。【資料 2-8-3】 参照】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

現在、教養教育の推進組織は教務委員会であり、入学する学生の質的变化や思考的变化等、多様化する学生に焦点を合わせて、しっかりとした人間形成の教養教育を企画している。教養教育の目標は、人づくり、人間形成を目指しており、社会で活動する多様な専門職に求められる規律、規範に関わる内容を適切に教育することにある。それには、各学部、学科、専攻の目指す教養の基礎を明確に把握、調整し、しっかりとした責任体制が肝要であるため、各部局の所属長で構成する部長会が教養教育の責任を持って運営している。

教養教育の内容は、教養基礎 14 単位が中心であり、自己探求Ⅰ・Ⅱ、自己表現Ⅰ・Ⅱ、自己創造Ⅰ・Ⅱを1年次の必修科目とし、同じくⅢを2年次に開講し、1科目必修としている。情報処理と外国語の4単位も必修である。これらの科目は、人間教育と社会のニーズを重視した内容であり、自己探求においては人としての常識・規則、良識ある知識と考えを学び、読み、書き、会話で自己表現能力を養い、情報収集力、プレゼンテーション能力を高めて自己のキャリア創造に生かすことを、目的にしている。また、平成26年度から、大学での学修により学士力が上がるようにするため、基礎学力（数学と国語）のグレードアップ講座を自己創造において実施している。本学の教養教育は岐阜女子大学が目指す高度な職業人教育の教養を強く意識したものである。〔【資料2-8-4】参照〕

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

大学の改組とくに社会のニーズに対応した学部・学科・専攻・コース等の組織の再編成を今後とも進める必要がある。教員全体の教育・研究活動の活性化、本学の目標である一人ひとりの特性に応じた専門性の高い職業人の育成に対応した実務的教育・実務体験を生かした教育の推進に適した教員の採用計画をすべきである。とくに、文化創造学部はこれまでの大きな改組にともない、教員の年齢の高齢化と職種のアンバランスがある。今後、定年と雇用契約の活用により改善をすすめるとともに、定年後は大学として特に必要とする者に限り更新することとする。教育面からは、実務教育など学生指導のための若い助手などについては、本学で教育した大学生・大学院生の活用も考慮した採用計画を担当学部で検討し進める予定である。

教員の教育研究活動向上のためのFDとして、授業評価は継続して行ってきたが、教育内容（教育内容の構成）の検討が遅れていたため、コア・カリキュラムの構成、授業科目の体系化（ナンバリング）、各授業科目の学修内容・行動目標、達成状況評価と改善への教育システムを急務で整備してきた。今後は全学的にこれらの教育内容を4～5年のタームでPDCAサイクルに基づき進める計画である。さらには、アクティブ・ラーニングとして学生の主体的な研究活動を支援できるよう学部・学科・専攻・コースでカリキュラム開発に取り組んでいく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

「基準項目2-9を満たしている。」

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営

・管理

【校地・校舎・運動場】

本学は岐阜市の中心部より東北、長良川上流の清涼な地に有り、教育環境は十分な整備がなされている。校地は 104,392 m²の全てが自己所有であり、大学設置基準と照合しても大きく上回っている。校舎面積も同様であり、運動場も新しく整備され、教育研究の目的に沿ったキャンパス整備がなされている。施設の維持、管理等の業務は総務部、庶務課で行っている。平成 24 年度 ICT 活用事業に採択され、平成 25 年度第 1 期耐震補強工事を実施した。平成 26 年度は第 2 期耐震補強工事を実施する。一方、経験豊かな職員 8 名により学生中心の環境整備に日夜努力している。

休業日や夜間における緊急連絡体制の強化、宿直の配置、セキュリティシステムの導入や所轄の警察署との連携による学内整備業務の体制は大いに評価できるが、学生中心の教育環境として研究実験、クラブ活動等による夜遅くの交通期間（バスの時間）との課題がある。

【学生寮】

本学には、遠隔地からの学生が、1~2 年生のみ入寮できる学生寮がある。部屋はすべて共同利用室で、その数は 42 室、入寮定員数は 144 名で、専任のスタッフが 3 名いる。寮の管理は 24 時間体制となっており、寮監が学生支援課などと連携し学生の生活指導に当たり、セキュリティはカメラ監視装置で行っている。付属設備として、実習室、談話室などの設置をして、課外学修や実習及びコミュニケーションの場として活用されている。新学期には、歓迎会などを開催し学生間の交流を深め、充実した学生生活を送れるようになっている。【表 2-26】

【寮生活】学生の意見

例えば「学科、専修、年齢を越えた友人ができること」、「学修面で、分からない内容を聞いたり、自分が分かる内容を教えたりすることで互いに高めあうことができること」、「定期テストが近付くと寮全体がテストに向かい懸命に学修する雰囲気になり刺激を受け、努力することができること」などがある。

【図書館】

本学独自のコレクション「木田文庫」という戦後の日本の教育行政、特に教育委員会制度、教科書制度に関する資料の活用ができる。【表 2-24】

表 2-9-1 各学科・専攻の学生数および図書館利用者数

学部		家政学部			文化創造学部		総数
学科専攻		生活科学科		健康栄養学科	文化創造学科		
		生活科学専攻	住居学専攻		文化創造学専攻	初等教育学専攻	
平成 21 年度	学生数	72	75	538	147	128	960
	利用者数	1,644	610	15,068	4,842	3,791	25,955
平成 22 年度	学生数	60	59	519	137	127	902
	利用者数	939	448	12,006	3,118	2,773	19,284
平成 23 年度	学生数	51	39	504	116	104	814
	利用者数	1,465	440	11,238	3,001	2,412	18,556
平成 24 年度	学生数	56	36	510	124	113	839
	利用者数	1,150	547	11,794	2,650	2,272	18,413
平成 25 年度	学生数	38	33	418	108	118	715
	利用者数	1,114	579	9,508	2,890	2,135	16,226
(学生数は各年の3月現在(人)、利用者数は1年間の累積数(人))							

表 2-9-2 各学科・専攻の学生一人当たりの年間図書館利用回数

学部		家政学部			文化創造学部	
学科専攻		生活科学科		健康栄養学科	文化創造学科	
		生活科学専攻	住居学専攻		文化創造学専攻	初等教育学専攻
平成 21 年度		22.8	8.1	28.0	32.9	29.6
平成 22 年度		15.6	7.5	23.1	22.7	21.8
平成 23 年度		28.7	11.2	22.3	25.8	23.2
平成 24 年度		20.5	15.1	23.1	21.3	20.1
平成 25 年度		29.3	17.5	22.7	26.7	18.0
5 年間平均		23.4	11.9	23.8	26.0	22.5

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間の図書館利用の状況を調査した。

表 1 は、各年度ごとの学科・専攻別の在籍学生数と延べの図書館利用者数を整理したものである。表 2 は、各年度ごとの学科・専攻別の一人当たりの図書館利用回数を求めたものである。表の 5 年間平均によると、利用回数は多いものから文化創造学専攻の 26 回、健康栄養学科の 23.8 回、生活科の 23.4 回、初等教育学専攻の 22.5 回、住居コースの 11.9 回となっている。これら利用回数は、学科・専攻ごとの授業の形態によっても異なる。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

一学科当たりの授業を行う学生の平均人数(平成 25 年度後期)は、健康

栄養学科 47.9、生活科学科 11.2、住居学科 8.0、初等教育学専攻 22.4、文化創造学専攻 14.1 である。健康栄養学科の臨地実習(校外を含む)などは、100名を超える規模のものがあるが、そのほかの学科では、適正規模での授業が行われている。

平成26年度から両学部とも、入学直後のグレードアップテスト〔【資料2-9-1】参照〕を行い、家政学部(健康栄養学科)では、その結果をもとに家政学部(健康栄養学科)においては、習熟度別クラス編成などを行い基礎学力の定着を図っている。また、平成20年度からカリキュラムの一連の構成とそれに対する指導、補助教材等〔【資料2-9-2】参照〕を作成し、確かな力を持って各専門性を身に付けた職業人として就職に対応できる人材の育成を目指してきた。現在もこのシステムを改善しながら、入学前学修支援実施、本学独自の基礎テキストによる補完教育を経て、各専門・資格取得に向けた専修・コース毎の学修が積極的に展開している。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

創立(昭和43年)時の校舎は1号館~5号館までであるが、現在使用中である。建築基準法の一部改正(昭和56年5月30日)前のこれらの校舎は、資金と収支バランスを考慮しながら、早急に補強又は建て替えを検討する。また、サテライト校との関係もあり、スクールバスの必要性を考慮しており早期の実現を検討する。

一方、図書館の将来計画として、本学学術情報の学内外への発信、本学のコレクション情報、学術資料収集と発信、文化創造学科(アーカイブ専修)と連携した図書、情報発信の実習等が機能するデジタルライブラリーとラーニングコモンズが一体化したシステムの構築を図る。

【基準2の自己評価】

本学は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」の建学の精神に則り「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げ、充実した学生生活、時代の要請に応えられる教育内容を確保している。また、入学時、入学後の基礎学力を身に付けるべく補完教育、専門課程への段階的移行を図るカリキュラムの編成、学生の個に対応するアドバイザーシステムなどの導入により学修、生活、就職などについてのきめの細かい指導が行われている。

さらに、平成20年度から取り組んできた「学修支援プログラム(現代GP)」での成果を引き継いで、入学前の学修支援、初年次教育(1~2年次)、専門領域の知識・理解と実践的教育(3~4年次)、評価(PDCAサイクルの構築)のフィードバックと改善のステージを着実に歩んでいる。これら一連の教育課程について、外部評価委員会の意見を基に改善しており、卒業生の就職先に向いて実情を調査し問題点の改善に努めている。

今後、必要とされる改善点を十分に検討し、質の高い学士力の向上と学

生の満足度を高めるとともに、時代の要請に適合し社会貢献ができる人材の育成に当たる教育研究がなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は、「学校法人杉山女子学園寄附行為」に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神を体し、幅広い教養と高度な専門能力を身につけ、社会に貢献できる前途有為な人材を育成する」を目的として昭和 40 年 2 月設立され、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営している。

私立大学として、自主性と公共性を重んじ、社会に通用する人材輩出のため、諸規程に基づいた経営・教育組織を構築して高等教育機関として社会の要請に応えるため規律性を保ちながら、健全な経営を行い、中期目標・中期計画及び長期計画を制定し、大学の維持・向上に努めている。〔【資料 3-1-1】頁参照〕

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。それは、慈しみの心を育み（人らしく）、きめ細やかな感性を発揚し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を養成する（教養ある高度な専門職）という教育理念をもとに、社会に貢献できる人材の養成が本学の使命である。

この使命・目的を実現するため、「理事会」は、本学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するための機関として設置している。また、「評議員会」は、本学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として設置され、それぞれ目的に基づいた任務を果たしている。

一方、学校法人・大学の管理・運営に当たる機関として事務局（法人事務局と兼任）を設置し、使命・目的の実現のため継続的に業務を遂行している

が、社会情勢の変化と動向に対応する必要から、大学の諸活動に関する情報収集と分析、その情報システムの運用と活用を効果的に行うことによって、大学経営の意思決定に役立てる意図から、平成25年度常任理事会の下に「IR室」を創設した。【資料 3-1-2】参照]

今後も学長のリーダーシップの下、各部局の意見等を取り入れIR室が中心となって中期目標・中期計画、長期計画を取りまとめるとともに、各部局ではこの中期・長期計画に沿って目的を実現するため継続的に努力する。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学では、学校教育法に則り「教育の目的」・「教育の目標」を基本に、私立学校法が目指す私立大学の特性、公共性を高めるとともに、大学設定基準が求めている水準の向上に資するため、「寄附行為」、「学則」、「大学院学則」及び杉山女子学園諸規程を定め、教職員はこれら法令・規則を遵守している。

また、常任理事会及び監事会の下に「内部監査室」を置くとともに、監事と連携しながら通常の内部監査を行っている。【資料 3-1-3】参照] 他方、財務に関しては定期的に新日本監査法人の監査・指導を受け法令に基づき会計・経理を適正に執行している。なお、毎月第一月曜日に開催している常任理事会に監事が陪席し、本学園及び本学の管理運営状況を監査している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

[環境保全]

地球温暖化の原因とされるCO₂削減のため対策が地球規模で叫ばれている。日本においても省エネルギー対策が国民的に広がっている。文系2学部で構成している本学では節電が省エネルギー対策の主流となっており、毎年、教授会で電気使用量(料)を説明・報告し、一層省エネに努力しているところである。また、学生に対しては教員を通して省エネが浸透している。なお、平成18年度に完成した新4号館には太陽光発電を設置しており、節電効果が表れている。【資料 3-1-4】参照] 他方、山際に位置している本学(太郎丸キャンパス)は、枯れ葉などが大量に舞い落ちるため、環境美化(環境保全)に万全を期する観点から、総務部庶務課に整備班を置き、8名体制で毎日清掃等に努めている。

CO₂削減と健全な経営(経費削減)という観点から、校舎(4号館~9号館)の一部については空調を重油から電気に切り替えているが、帰属収入をにらみながら平成25年度から6年間の目標で2~8号館すべて電気空調機に切り替える予定である。なお、用水については、キャンパスが豊富な地下水に恵まれている場所にあることから、井戸水を使用し経費削減の一助としている。

[人権]

学園の就業規則第 17 条第 4 項及び男女雇用機会均等法に基づき、学園におけるセクシュアルハラスメント防止のため、並びに学生と教職員が良好な関係を保持するために、「セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」〔【資料 3-1-5】参照〕を規定し、教職員に高い倫理性と責任ある行動を促し、基本的人権を守り個人の尊厳を守ることに努めている。

[安全への考慮]

「防災管理規程」に基づき、火災、地震への予防・防災対策として、毎年 12 月の火災予防週間直前の早朝に、「いずみ寮」で、消防署の立会い指導の下、学生に対して「防火防災訓練」を実施し、災害時の安全行動を培っている。

太郎丸キャンパスは、岐阜市郊外に立地するため、休日の昼間は事務局に日直者を配置し、夜間は平日・休日を問わず守衛による校内の巡回を行うとともに、地元の岐阜北警察署三輪派出所に本学学生と近隣地域（岐阜市三輪小学校校下）の安全のため、定期的な巡回を依頼して学生の安全確保に努めている。また、本館に「保健室」を置き、AEDを設置している。

なお、教職員による学内の緊急連絡網を整備し、不測の災害・事故に備えている。〔【資料 3-1-6】参照〕

太郎丸キャンパスにある体育館は、岐阜市広域の退避場所（三輪南地域）に指定されている。〔【資料 3-1-7】参照〕

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示されている内容のほかに、「財務情報」、「受講方法」等公表すべき項目は本学ホームページに公開している。

入学からカリキュラム、教育支援、卒業、就職にいたるまでの教育情報についてはホームページや大学案内の他に大学全体または専攻毎に発刊する冊子・リーフレットにより公開している。〔【資料 3-1-8】参照〕

また、在学生の保護者向けに大学の教育方針伝達と学生の状況報告を行うため年間 4 回刊行する「CAMPUS DAYS」にも「財務情報」等を掲載し公表（年 1 回）している。〔【資料 3-1-9】参照〕

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

長年にわたる少子化現象により 18 歳人口が減少を続け、大学進学希望者の数も低位横ばい状態であるなかで、本学は、大学の自立性・公益性・安定性・継続性が担保される運営と経営を目指している。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 目的・使命の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3—2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 目的・使命の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は、法人の理事・評議員の選任、予算、決算、財産の管理・運営、事業計画、寄附行為・規程の改廃、学部学科専攻の改組、授業料等のその他法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて審議・決定している。

「理事会」の開催は、平成 23 年度までは定例として 3 回（5・10・3 月）開催していたが、学園の管理運営の体制強化と社会で活躍する理事の意見を広く取り入れるため平成 24 年度から 8 月開催を加え、定例理事会を年 4 回としている。なお、必要に応じて「臨時理事会」も開催することとしている。

また、平成 24 年 3 月「理事会」において広く外部の意見を聞き経営の透明化を図るために寄附行為を変更し、同年 5 月から監事 4 名体制として、ほぼ全員が理事会に出席し監査を行っている。【資料 3-2-1】参照

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 24 年 6 月「大学改革実行プラン」が文科省から公表されるとともに、平成 25 年 6 月「第 2 期教育振興基本計画」が閣議決定されるなど高等教育機関を取りまく社会の変化は著しい。このような状況の中で法人としての意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。

本学では、理事・評議員は、特に岐阜地域で幅広い分野から社会経験が豊かで高い見識を持たれた方々を選任し、多様な意見を取り入れることができるよう構成されており、問題なく機能している。今後も多様化・迅速化する社会に対応していくために、理事会、常任理事会及び評議員会を有効に機能させていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育に関する意思決定について、岐阜女子大学教授会規程第 1 条において「教授会を置き、学長及び教授をもって組織し、学長が必要と認めるときは准教授その他職員を加えることができる」としている。議長である学長が構成員を招集して原則として毎月第 2 木曜日に定例の教授会を開催している。学長が必要と認めた場合には入試判定・卒業判定等のための臨時教授会が開かれている。

教授会規程第 2 条に「教授会の審議を経るべき事項」について、主に次の事項を審議・決定することとしている。

(ア) 教育及び研究に関する事項、(イ) 教育課程及び授業に関する事項、(ウ) 教員の資格審査に関する事項、(エ) 学生の入学、進級及び卒業に関する事項、(オ) 学生の転学部(転学科・転専攻含む。)留学、休学、復学、転学、退学、除籍その他異動に関する事項、(カ) 学生の補導及び賞罰に関する事項、(キ) 学則その他学内諸規則の改廃または制定に関する事項 等

「教授会」は、その審議すべき事項を予備審議させ又は委託審議させるために下記のとおり各種「委員会」を置き、活動状況は教授会に報告し、諮られている。

設置している委員会は次のとおり。

①資格審査委員会、②入試委員会、③図書委員会、④教務委員会、⑤学生委員会、⑥広報委員会、⑦情報教育委員会、⑧教育支援センター委員会、⑨キャリア支援センター委員会

大学院の意思決定は、原則として「大学院委員会」で行われる。大学院委員会は「岐阜女子大学院委員会規則」の第 2 条において学長、研究科長、研究科委員会から選出された教授 2 名によって組織し、第 3 条に研究科委員会の審議を経るべき事項について定め、その事項は次のとおりである。

①大学院の組織及び運営に関する事項、②大学院の学生に関する事項、③大学院の予算に関する事項、④その他の大学院に関する重要事項

大学院の二つの研究科(文化創造学研究所・生活科学研究科)はそれぞれの研究科長と研究科を担当する教授をもって組織し、次の各号に掲げる事項を審議する。

(ア) 研究科の人事に関する事項、(イ) 専攻、講座等の設置、廃止に関する事項、(ウ) 教育課程の編成に関する事項、(エ) 大学院学生の入学、退学及び修了等の認定に関する事項、(オ) 大学院学生の試験に関する事項、(カ) 学位に関する事項、(キ) 大学院学生の補導厚生に関する事項 等、(ク) その他研究科に関する重要事項で研究科長が必要と認めた事項、(ケ) 学長の諮問事項

〔【資料 F-9】、【資料 3-3-1】参照〕

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「岐阜女子大学学長選考規程」において、本学の内外を問わず広く

人材を求め選任し、教育研究及び管理を統括するとしている。学長は理事会及び常任理事会において学園の経営についても積極的に意見を述べ、学園の経営方針と大学の運営方針の一体化に努めている。大学の教育・研究活動に関する企画立案・執行全般及び中長期計画の策定に当たっては大学の進むべき方向性と方針を示し、遂行についても大学の最高責任者としてリーダーシップを発揮して積極的且つ適切な運営を行っている。【資料 3-3-2】参照】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みとして、「理事会」、「評議員会」及び「教授会」が設置され、理事長・学長は兼務していない。本学の独自の体制として理事長、学長、学部長、学生部長、研究科長等で構成している「部長会」、教授会の予備審議・委託機関としての学長、学部長、学生部長、研究科長、学科主任等で構成する「主任会議」をそれぞれ置いて法人の意思決定と対応を的確かつ迅速に行って状況を継続する。

また、理事長、学長は良好な相互信頼関係にあり、意思の疎通を図りリーダーシップを発揮しながら業務を遂行している。今後は、理事会、評議員会、部長会、主任会議、教授会の審議を経て承認された中期目標・中期計画、長期計画を策定し、実行する。【資料 3-3-3】参照】

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによ

る意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人組織・学園 理事会の下に「常任理事会」を置き、理事会で決定された事項の業務執行と日常の運営の中で発生する決定すべき事項が迅速且つ確実に執行されている。なお、構成は常任理事であるが、文化創造学部長（図書館長兼任）、学生部長、家政学部長、事務局次長、キャリア支援センター長と監事が陪席している。審議は学園の幹部により学園を広い視野で眺めて行われる。議事は、承認後法人関係は事務局により、教学関係は部長会、主任

会議、教授会を経て各部署に円滑に展開されている。常任理事会は理事長が議長となり毎月1回必ず開催している。

常任理事会において次の事項が審議・承認されている。

(ア) 諸規程の改廃、(イ) 職員の任免、休職、異動、(ウ) 管理職の選任及び解任、(エ) 非常勤講師の委嘱及び解職、(オ) 職員の賞罰、(カ) 予算内における主な資産の取得及び処分、(キ) 月次資金収支計画及び短期借入金、(ク) 学園諸行事、(ケ) その他重要な業務(学生募集・就職・特別奨学金等)に関する事項 等

教学組織 学長の補佐機関として大学の将来構想の企画・審議・重要事項の対処等について審議決定するため「**部長会(本学独自の機関)**」が置かれている。部長会は常任理事会の終了後、常任理事会の構成員に文化創造学研究所長、文化情報研究センター長、教育支援センター長、学長補佐3名を加え、学長が議長を務めて開催されている。理事会・常任理事会【資料3-4-1】参照】の決定事項は、部長会、主任会議に報告される。その後「教授会」に報告され、周知徹底を図っている。

部長会【資料3-4-1】参照】において審議する事項は次のとおり。

(ア) 理事長の諮問に関する事項、(イ) 関係官庁の諮問に関する事項、(ウ) 本学の運営、教育研究方針の全学的視野での企画、執行に関する事項、(エ) 全学部の将来構想委員会案(カリキュラムも含む。)を担当学部長から提出し、全学的課題として検討する事項、(オ) 人事の立案に関する事項 等

また、学長補佐3名が任命され、学長の指示を受け大学の運営・方針の展開が円滑に行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

私立学校法第41条の規定に基づき、評議員会を置き審議するとともに、公認会計士による会計監査と監事による監査を行っている。

評議員会は寄附行為第19条の規定に基づき23名の評議員がいる。事業計画・予算、事業報告・決算、寄附行為の変更、その他の重要な法人業務に関するものを理事会の諮問機関として審議している。重要議案は評議員会の審議を経て理事会に上程されている。

公認会計士による会計監査は、新日本監査法人に委嘱しており、年間30日の契約で実施している。理事会議事録や総勘定元帳等を元に取り引内容や会計帳簿、証拠書類などの監査を受けている。監査人の独立性確保のため、理事長とのディスカッションを行い、運営方針、将来構想、法人及び大学の状況等について監査が行われている。毎年度の監査終了後、公認会計士は監事等に対して監査状況の説明が行われている。公認会計士、監事、法人責任者との意見交換があり、監査は適正に行われている。

監事は、理事会・評議員会と毎月開催する常任理事会に毎回参加して、学校法人の会計及び業務執行が適正に行われているか監査している。また、5

月には「監事監査報告書」を作成して理事会に付議している。監査業務にかかわる職務の重要性や専門性を高めるため文部科学省主催の学校法人監事研修会にも出席している。

教学関係の外部チェック機関として、外部から委員を委嘱し外部評価委員会を開催して外部の意見の聞き取りを行い、学科専攻の改善に取り入れている。【資料 3-4-2】参照】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会・常任理事会を主宰し学園の重要な方針を示し、決定して学園の運営を行い適切なリーダーシップを発揮している。学長は、部長会、主任会議、教授会の議長を務め大学の責任者として教学関係を主導し、リーダーシップを発揮している。

理事長と学長は、年度初めに開催する教職員の歓送迎会と年頭に開催する新年会において教職員に対して学園と大学の経営と運営方針を示している。また、年度期初に開催される教授会においては、理事長が出席して、学園の運営方針等について直接教職員に対して表明し、方針の周知を図っている。

常任理事会、部長会、主任会議、学部専攻会議、各委員会、事務局会議には教職員がメンバーとして配置されており、意見の収集が図られている。【資料 3-4-3】参照】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、社会環境の変化と迅速・的確に対応する必要から広く人材を求めている。このような観点に立ち、理事・評議員は文部科学省の旧幹部をはじめ、地元の政財界、同窓会及び学内教職員からバランスを図りながら選任している。

各会議において承認された事項は、その承認事項の趣旨・目的を全教職員が理解し、共通認識し、学園・大学・学生の発展を目指し、運命共同体の中で一人ひとりの責任範囲が明確化されて展開していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

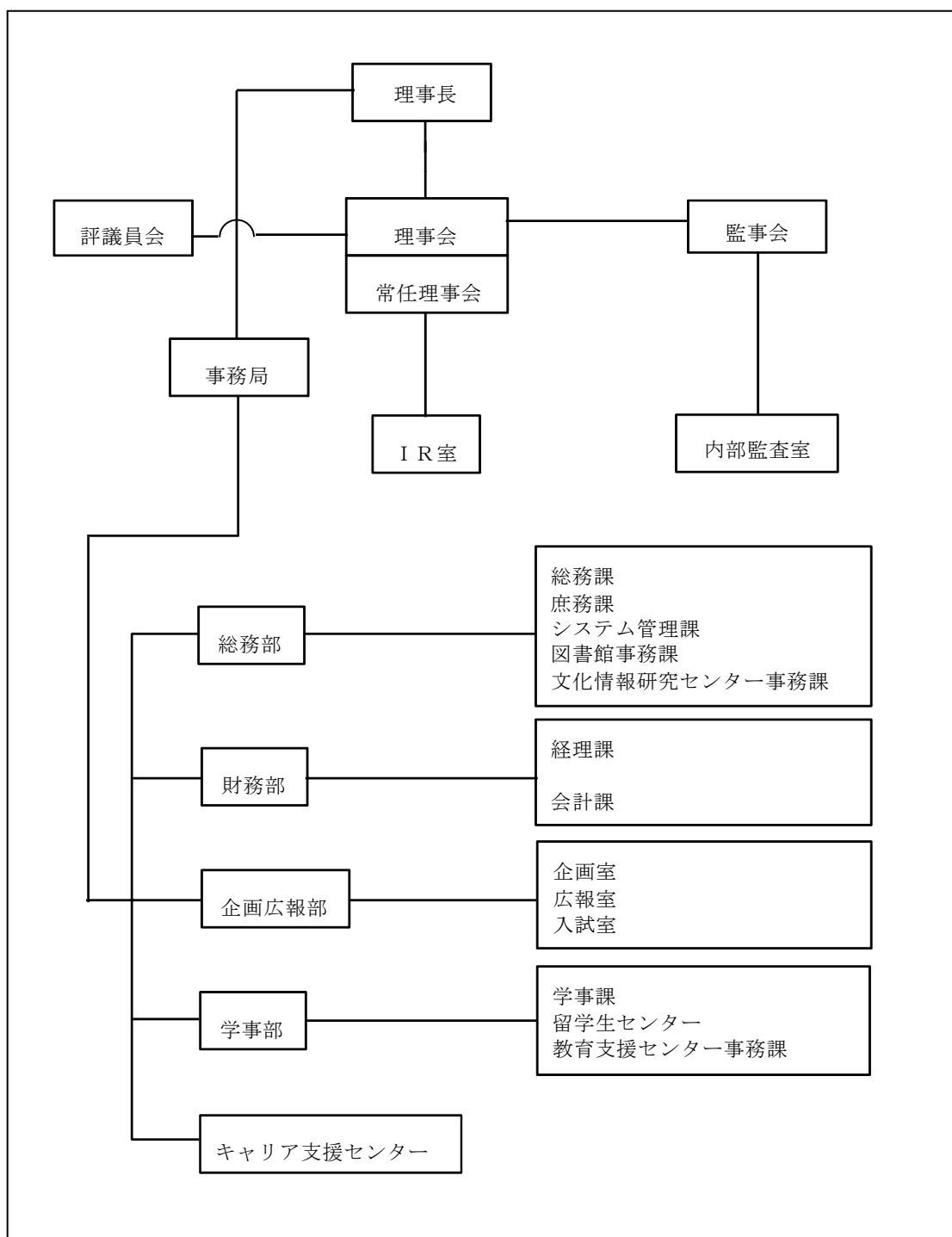


図 3-5-1 学校法人杉山女子学園 岐阜女子大学 組織図 平成 26 年 4 月 1 日現在

法人の事務組織は上記の「学校法人杉山女子学園岐阜女子大学事務組織」に示すとおりである。「学校法人杉山女子学園岐阜女子大学組織規程」、「学校法人杉山女子学園の法人事務局に関する内規」〔【資料 3-5-1】参照〕に基づ

く組織・職制及び事務分掌に基づき、事務職員 33 名（他に用務職員 8 名）がそれぞれの部署に配置され、兼任制を取り入れている。学園・大学の効率的な業務処理と学生の満足度を充足させるため、職員と教員の連携が密に行われるように適材適所に配置している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学の教職員は「学校法人杉山女子学園就業規則」、「学校法人杉山女子学園服務規程」等により業務を遂行している。

半期ごとの業績考課を人事考課表により年 2 回（5・11 月）、1 次考課（教員は学科専攻主任、事務局員は部長）、2 次考課（教員は学長、事務局員は事務局長）、3 次考課（理事長）実施され、その結果は賞与と昇給に反映されている。

職員の多くが各セクションに所属しながら学生募集業務の任を負っている。大学経営の重要事項である帰属収入の確保、学生の教育と人材養成、各種資格の取得による就職活動支援等の事務については、組織縦割りの弊害をなくすため、横断的に担当して全学的視野で執行体制をとっている。〔【資料 3-5-2】参照〕

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の毎週月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）に開催する朝礼において、前週の業務活動についての連絡・確認、問題点の抽出と対策についての指示の徹底と、学生募集活動についての方針・実施方法について細かく指示している。研修機会としては、朝礼と O J T（On the Job Training）を最優先として職員の質向上のための研鑽を実施している。なお、文部科学省、日本私立大学協会等が主催する研修会の外、必要に応じて事務局会議を開催している。

学外研修として、岐阜県私立大学協会等が主催する研修会にも参加している。〔【資料 3-5-3】参照〕

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

社会ニーズが多様化し、大学が実施する教育に関して著しく進化していく中での、学生生活・キャリア支援は教職員一体となって行う。特に、学生に対する社会教育と求人企業の立場に立ったキャリア支援は職員に負うところが多い。担当職員には豊かで且つ厳しい感性を身に付ける機会を与え、育んだ感性を学生に展開させる。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 25 年度「中期目標・中期計画」、「長期計画」を策定した。この計画は今後 5 年間で、入学定員、収容定員を確保し、経費を抑制することにより、5 年後には帰属収支差額比率を一定水準以上に確保することを目標としている。また、外部資金の導入についても中期計画、長期計画にて重要性が認識され、法人及び大学をあげて継続的な努力を行っている。経常費補助金については交付内容の調査・分析を行い積極的な確保とともに、科学研究費補助金についても、申請ノウハウの講習会を始めるなど申請率・採択率を高める工夫をしている。【資料 3-6-1】、【資料 3-6-2】、【資料 3-6-3】 参照

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は昭和 43 年の開学当初は、資金の余裕がない状態が続いたが、努力の甲斐あって単年度消費収支は、平成元年にはプラスに転じ、平成 3 年度には収支バランスが均衡し、現在に至っている。

収入面の約 8 割を占める学生納付金は 18 歳人口の減少による学生数の減から平成 9 年度のピーク以降減少傾向であったが、学生確保など努力した結果、平成 17 年度から好転し本年度に至るまで増加傾向となっている。支出については、平成 14 年度から人件費の削減を行い、13 年度 76.4%であった人件費比率は 25 年度には 49.0%と全国平均比率を下回った。他方、平成 9 年には 10 号館を新築し学内 LAN も構築した。その後も平成 11 年にはサテライトキャンパスができ、11 号館新築、平成 18 年には新 4 号館を新築、平成 23 年いずみ寮の増築、平成 25 年には耐震補強工事など教育施設設備の充実を図った。

その結果、帰属収支差額比率は平成 12 年度から平成 23 年度までマイナスが続いたが 24 年度からプラスに転じた。が、単年度消費収支はプラス基調に戻っていない。

本学では「中期計画の最終年度における帰属収支差額比率 10%を目標」とする財務基盤の確立に取り組む。

現在財政基盤の強化を図るため、学生の入学定員と収容定員確保による収入の増加、支出の抑制、収支の改善を骨子とした平成 25 年度からの 5 カ年を見通す中期計画を遂行中であり、収支バランスの確保を目指した運営に取り組んでいる。【表 3-4】、【表 3-5】、【表 3-6】、【表 3-7】、【表 3-8】

本学の財務比率について平成 25 年度貸借対照表関連比率と消費収支計算書関連比率から主なものを抜粋して説明をする。

(ア) 貸借対照表関連比率

- ・固定資産構成比率

固定資産構成比率は66.6%で全国平均の86.7%より低い値となっており、資産の流動性が高いと評価できる。

・自己資金構成比率

自己資金構成比率は82.1%で全国平均の87.2%に近い値となっている。自己資金面で財政的には良好といえる。

・総負債比率

総負債比率は17.9%で全国平均の12.8%に近い。他人資金の比重が低めといえる。

(イ) 消費収支計算書関連比率

・人件費比率

人件費比率は49.0%で全国平均の52.8%を下回っている。過去5年間でみると、年々減少している。人件費削減の成果である。

・教育研究経費比率

教育研究経費比率は32.8%で、全国平均の31.2%をやや上回っている。過去5年間でみると少しずつ減少しているものの、教育研究活動の質的観点からは良好である。

・管理経費比率

管理経費比率は10.6%で、全国平均の9.2%より高い値となっている。過去5年間でみるとやや増加している。23年度から、いずみ寮増築による減価償却費の増加が原因である。

・借入金等利息比率

借入金等利息比率は無借入経営ができていることから0%で、全国平均は0.3%である。この数値は過去5年間においても0%で、自己資金を中心とした自立的な財務体質を堅持している。

・消費収支比率

消費収支比率は106.7%で、全国平均の107.9%を下回っている。過去5年間で徐々に改善されている。

・帰属収支差額比率

帰属収支差額比率は7.0%で、全国平均4.8%を上回っている。過去5年間で徐々に改善され平成24年度からプラスに転じた。長いトンネルを抜け出した。

・学生生徒等納付金比率

学生生徒等納付金比率は75.5%で、全国平均の73.4%をやや上回っている。過去5年間では増加傾向で、学生納付金が増加し、その比重が高くなってきている。

・寄附金比率

寄附金比率は0.5%で全国平均の2.0%を下回っている。今後は寄附金獲得の対応が必要である。

・補助金比率

補助金比率は19.0%で、全国平均の12.6%を上回っている。過去5年間で

みるとやや減少している。引き続きこの比率を確保するよう努める。【表 3-5】、【表 3-6】、【表 3-7】

以上から貸借対照表関連比率ではいわゆる「金融機関の借入」がない無借入であることから負債が小さく、自己資金構成比率は良好な状態となっている。消費収支計算書関連比率では人件費、教育研究費比率は全国平均と比して遜色なく、帰属収支差額比率がプラスに転じ消費収支比率もあと一步というところにきている。全体的に財務比率は改善され、収支バランスが確立されつつあると判断できる。

外部資金の一つである科学研究費補助金の受入状況については平成 21 年度から平成 25 年度の過去 5 年間に於いて、申請件数の合計は 135 件、採択件数 8 件、採択補助金額 26,260 千円となっている。申請件数においては着実な増加を遂げており、外部資金に向けた教員の意識改革が進みつつある。が、採択率については、5 年間の平均採択率 6%と低調であり、今後の課題である。

受託研究の状況は平成 21 年度から平成 25 年度の過去 5 年間に於いて、合計 30 件、29,020 千円となっている。受託研究費の獲得については、企業・研究機関等の共同研究、産学連携としてより一層の推進が必要である。

寄付金は平成 21 年度から平成 25 年度の過去 5 年間に於いて、合計 52,572 千円となっている。学内外を対象に毎年、一定額を確保しているものの募集方法や対象先について検討すべき時期にきている。【資料 3-6-4】、【資料 3-6-5】、【資料 3-6-6】、【資料 3-6-7】、【資料 3-6-8】参照

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画の最終年度における帰属収支差額比率 10%を達成するには、平成 29 年度の入学者定員、収容定員の確保をするとともに管理経費比率が全国平均で劣っている経費を抑制することに努める。

本学は帰属収入の概ね 8 割を学生納付金収入が占めているため、外部資金のより一層の収入源の確保を図る必要がある。そのためには、文部科学省等の経常費補助金を始め、科学研究費補助金、研究委託費、寄附金の収入を獲得するために、大学が一丸となって検討し取組む必要がある。

その具体策として経常補助金に係る本学校法人への交付内容を調査・分析し、その積極的な確保を図る。とりわけ特別補助金については、特別補助金の概要や申請方法を理解するための学内研修会を開催し、教職員の理解を深めることで適正な補助金申請・確保に努める。

また、科学研究費補助金についてはさらなる申請件数の増を図るとともに採択率を上げる。その方策として、学内説明会の継続、申請ノウハウを学ぶ講習会の開催、申請確保書類の記述指導などを実施する。

受託研究費の獲得については、企業・研究機関等の共同研究、産学連携としてより一層の推進を図る。

寄附金についても寄附金獲得を目指して周年事業と同時に杉の実会、同窓会に働きかけるなど、具体的な戦略策定を行う。

予算編成に当たっては収入の予測を厳格に査定しその範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行い、消費支出の低減を図るため次の施策を実施する。

従来、「新年度教育研究経費予算配分基準」を作成し常任理事会で審議の上決定し、その基準に基づき各学部、学科及び事務局各部門から作成、提出された新年度予算申請書を事務局長が中心となり査定していたが新年度の予算編成にあたっては理事長、学長、事務局長のヒアリング及び財務部が陪席し、各学科の主任、事務各部の長から新年度予算の申請に基づくヒアリングを実施し精査することで、適切な予算配分を行う。また予算の執行状況は会計システムで把握可能となっており、その活用を図り予算管理を徹底する。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目3-7を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については学校法人会計基準に基づき、本学が定める「学校法人杉山女子学園経理規程」、「学校法人杉山女子学園経理規程施行細則」及び「資金運用規程」等を遵守し適正な処理に努めている。また、適正な会計処理を維持継続するために、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、私立大学協会等の研修会には担当者が積極的に参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常の事務処理で不明な点があれば本学が契約している公認会計士等に指導を仰いでいる。

予算編成については「学校法人杉山女子学園経理規程施行細則」のほか「教育研究経費予算配分基準」に基づき、各部署からの要求額による積み上げ方式を採用している。予算執行責任者の指示のもと、各部署間の調整やヒアリング等を行い、財務部が予算原案を取りまとめ、その後評議員会に諮問し、理事会の決議を経て予算が成立する。

予算執行については「学校法人杉山女子学園経理規程施行細則」のほか「予算実行要領」に基づき、適切な会計処理並びに予算の残高管理を行う体制としている。

また、やむを得ない事由により予算の追加、その他変更を必要とするときは、決算額・予算額が著しい齟齬が来たさないよう、「学校法人杉山女子学園

経理規程」に基づき補正予算を編成し、評議員会に諮問し理事会の決議を得ている。

会計年度終了後 2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け事業報告書とともに理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

【資料 3-7-1】, 【資料 3-7-2】, 【資料 3-7-3】, 【資料 3-7-4】, 【資料 3-7-5】,
【資料 3-7-6】 参照]

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については本学が定める「学校法人杉山女子学園寄附行為」及び「学校法人杉山女子学園監事監査規程」に基づき監事及び監査人を置き、厳正に実施している。学校法人会計基準及び関連法規、また本学が定めるに規程に基づき適正な会計処理が行われているかを監事と監査人が監査している。

公認会計士による外部監査については新日本監査法人に委嘱し、監査予定時間数を年間 224 時間で契約している。監査内容としては理事会議事録や総勘定元帳などを基に、取引内容や会計帳簿、証拠書類などの財務面を通した監査を期中並びに期末に受けている。また公認会計士は独立性を確保しつつ、理事長等と毎年 1 回ディスカッションを開催し、経営環境、経営目標、経営方針等について聞き取りを行い監査の充実を図っている。

年度監査終了後、公認会計士は監事に対して監査結果の説明を行い、財務部の責任者も同席し意見交換が実施されている。

監事は非常勤監事 4 名で、評議員会及び理事会に毎回出席して、本学の会計及び業務執行が適正に行われているか監査を行い、毎年 5 月には「監査報告書」を作成し理事会に付議している。また、監事業務に係る職務の重要性や専門性を高めるために、文部科学省主催の監事研修会に出席している。

外部監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、「独立監査人の監査報告書」及び「監事監査報告書」でも明らかなどおり、本学の計算書類及び財産目録は財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適切になされ、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。【資料 3-7-7】,
【資料 3-7-8】, 【資料 3-7-9】, 【資料 3-7-10】, 【資料 3-7-11】 参照]

(3)3-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも学校法人会計基準に則り適切な会計処理に努めるとともに、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を行い、引き続き、会計処理の適正な実施及び会計監査の厳正な実施体制を維持していくとともに、財務担当者の知識の習得と処理能力向上に対応できる人材育成に努める。

[基準 3 の自己評価]

学校法人として学園の経営方針を定める理事会と、教学組織として大学の教育研究などの方針を決める教授会は、明確に区分しており、教授会の意思は十

分に理事会に伝達され、且つ尊重されて整合され双方協力して学園は運営され機能している。

借入金は無いものの消費収支は支出超過となっているが、入学定員を満たすための熱心な学生募集活動による成果と、外部資金の獲得・増加、人件費・管理経費比率の引き下げにより、支出超過は減少してきている。内部監査体制の強化や中長期計画に則った事業展開により、更なる収入の増、支出の減に向け努力し健全な経営状態にすることが必要である。

学内外の環境の変化、学生の要望や社会的ニーズを踏まえ、管理運営体制の見直しを図り、学生中心のサービスに徹した管理運営に努める。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の全学的な自己点検・評価活動は、平成7年度から学長の補佐機関である「部長会」が決定する自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、全学的にFD・SD活動までを含めて組織のさまざまな活動を推進している。〔【資料4-1-1】参照〕さらに、組織的にそれぞれの役割における課題を年度ごとに提起・検証し、全学的な主任会議や教授会に図って、恒常的に組織的改善改革を実施している。平成12年度以来、自己点検委員会において、定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成してきた。平成19年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成20年3月19日に、「岐阜女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」〔【資料4-1-2】参照〕と認定された。その結果は、大学ホームページ〔【資料4-1-3】参照〕に掲載している。さらに平成23年度からは認証評価小委員会により、自主的な自己点検・評価を行い、平成23年度岐阜女子大学「自己点検・評価報告書—学生による授業評価を踏まえた教育改善」〔【資料4-1-4】参照〕及び平成24年度「自己点検・評価報告書—学生生活実態調査の集計結果とその対応—」〔【資料4-1-5】参照〕として公表し、本学ホームページ〔【資料4-1-6】参照〕に掲載している。これらの報告書はいずれも大学院各研究科で実施された自己点検・評価を含むものである。

平成25年9月に、FD・SD委員会規程〔【資料4-1-7】参照〕を制定し、これまで部長会で計画及び実施されてきた自己点検・評価のための基本組織を整備した。また、昨今の社会的背景の急速な変動に対して適切に対応できる体制を整備していくために、IR (Institutional Research) 機能の集約及び人材を含めた機能の確立が求められていることから、平成25年4月にIR室を設置した。

〔【資料4-1-8】63頁参照〕IR 機能の集約と活用を、組織的に機能させて、有効に自己点検・評価に役立っている。さらに、本学独自の自己点検・評価の一環として、平成13年度から人事考課制度を取り入れている。この考課制度により、教員個々の教育研究活動の充実・改善を目指している。〔【資料4-1-9】参照〕さらに、平成24年度主任会議において大学の各学科・専攻・コース単位で年度目標を設定し、達成度を自己点検・評価する仕組みになっており、本学

の使命・目的に即した就職率、国家試験合格率、教員採用試験などにおいて、多くの成果を上げている。〔【資料4-1-10】参照〕

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

岐阜女子大学学則第1条第2項〔【資料4-1-11】7頁参照〕に「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めており、岐阜女子大学大学院学則第1条第2項〔【資料4-1-12】5頁参照〕においても「大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的を達成するため、大学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。これらの自己点検・評価活動は、大学の基本組織の新設や改組・改変を踏まえて行われてきたこともあり、本学の自己点検・評価体制（FD・SDを含む）は、学長を委員長とする「部長会」〔【資料4-1-13】参照〕を中心に行われ、その組織の下に「認証評価小委員会」〔【資料4-1-14】参照〕を置いている。これら委員会では、本学独自の使命・目的の実現を目指して、自己点検・評価を実施している。このことは、本学が教育目的及び社会的使命を達成するために、各種の教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価できる。さらに、平成23(2011)年から、学長補佐を置き、機動的に活動できる体制を整えた。FD委員会（部長会）は、教員の教育研究活動向上及び能力開発を検討・実施するためのものであり、認証評価小委員会と連携をとりながら、年度毎に適切かつ円滑に自己点検・評価を実施し、改善している。また、平成24年2月及び平成25年2月には、外部評価委員会を開催し、〔【資料4-1-15】参照〕大学全体及び各学科・専攻の教育研究活動等について、外部評価を受けている。外部評価委員会の評価結果と本学の改善の検討と実施については、部長会及び主任会議で検討され、教授会に改善策が報告されている。〔【資料4-1-16】参照〕以上のことから、自己点検・評価を行う体制が整い、適切に実施されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、平成19年度に日本高等教育評価機構により、第1回目の認証評価を受審した。平成24年度自己点検・評価報告書は、平成26年度に日本高等教育評価機構によって第2回目の大学機関別認証評価を受審時、自己点検・評価を提出する。

平成23年4月に認証評価小委員会が組織され、平成23年度自己点検・評価報告書の作成及び平成24年度自己点検・評価報告書の作成をした。〔【資料4-1-2, 4, 5】参照〕平成25年度は、部長会（FD・SD委員会）、認証評価小委員会において平成26年6月に日本高等教育評価機構に提出する岐阜女子大学自己評価報告書を新しい評価基準（4項目）で作成する計画のもとに、教育目的及び社会的使命を達成するために自ら点検評価を行ってきたこれまでの資料やデータの収集とエビデンスを整理している。

また、本学の使命（ミッション）と目標及び大学像（ビジョン）、それを実現するための中期目標・中期計画、長期計画を策定した。〔【資料 4-1-17】参照〕特に中期目標・中期計画においては、5 ヶ年における「学園の規模の展望」、「経営改善の取組み」とともに、「教育の質の向上」、「学術研究の推進」及び「社会との連携」に関する具体的な中期目標・中期計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」や「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映することとし、5 ヶ年計画に基づいた PDCA サイクルによって改善・改革を着実に進める体制を整備した。

長期計画では、「建学の精神・教育理念と学園の将来」、「教育組織に関する現状認識と改善計画」、「定員管理（確保）に関する方針」及び「施設設備方針」を取り上げ、長期的に組織的改善改革を可能とするものである。なお、この中期目標・中期計画、長期計画実行していくことで、法人全体の目標である経営基盤の安定強化、教育研究の質の向上及び社会的貢献の推進を達成することを目指している。

以上、自己点検・評価活動と大学機関別認証評価の受審結果による改善活動を通じて、本学の自己点検・評価は適切に行われている〔【資料4-1-18】参照〕。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では教育研究水準の向上に資するための本来的な自己点検・評価項目については、組織的・恒常的な実施体制を構築し、定期的な実施を確実に適切に進めてきた。社会的使命をより十全に果たすために、本学の将来を見据えた中長期的な計画に基づき、自律的な自己点検・評価活動を継続的に行い、その成果を反映させていかなければならない。自己点検・評価活動の実質化に資する方途として、データの収集・管理・分析に基づく大学の計画立案、政策形成、意思決定支援という役割を担っている IR 機能に着目し、大学での教育・研究活動等の情報を蓄積して分析を行い、質の高い自己点検・評価を行うことが重要である。

今後は、自己点検・評価活動にできるだけ多くの教職員が関わることで、本学の現状と課題について問題意識を共有し、共有化された実践知による持続的な活動の展開（人材育成も含む）し、大学の質保証と改善を進めるために着実に改善・向上させていくよう努力する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

各基準項目について点検した内容をより透明性のある客観的な評価として示すには、各評価の根拠となるエビデンスを適宜用いて客観性や適切性を効果的に示すことが求められる。

基準項目によっては、事実の状況を説明する資料、関連データまたアンケート等の分析結果や関連の諸規定等を用いており、その内容はさまざまである。例えば、文部科学省に採択された現代 GP による活動の場合、その事業「大学教育・学生支援推進事業」、「学生支援推進プログラム」（平成 21 年度～平成 23 年度）の最終報告書「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」に示す内容がエビデンスのひとつとなる。

ここでは、年度ごとの活動内容を実施計画、テキストなどの成果物、就職支援の実例などを各学部、専攻、専修等での取り組みを総括している。これらの中で、例えば開発したテキストや資格取得ガイドブックなどの使用効果（成果と課題）や本事業に対する外部評価委員による評価意見などが収録されている。また、この事業のまとめは、全学の公開発表会として県内外の教育関係者に向けて発信された。

このように、ひとつの事業の終了を契機に広く社会に向けて発信することも透明性を伴う評価の仕方であると考えます。〔【資料 4-2-1】 参照〕

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

「学生による授業評価アンケート」や先にあげた「大学教育・学生支援推進事業」など教務委員会が中心となって実行、取りまとめており、その成果と課題は部長会、主任会、教授会を経て全教職員が共通理解をもち学生指導のあり方に活かされている。〔【資料 4-2-2】 参照〕また、そのデータ等は IR 室に保管され自由に閲覧ができるようになっている。

教務委員会で情報を収集・分析し、得られた数値〔【資料 4-2-2】 参照〕などは、カリキュラムの見直しや授業の改善など大学の教育研究上の重要な拠り所となる。「学生生活実態調査」など、教職員の側の視点だけでなく、学ぶ側の視点からもその生活の実態を把握することは、学生の学修環境の改善や学修支援の充実にもつながる。さらには、大学の自己点検・自己評価の重要な指針にもなっている。

この「学生生活実態調査」は、昭和 55 年に第 1 回調査が行われその後 4 年ごとに実施されている。平成 16 年度から調査形式も多様化し、アドバイザー制によるクラス指導・個別指導を行うなど学生のその都度の不安解消・問題解決を図ってきた。中でも学修意欲の欠如、成績不振の学生には、目標の実現やその達成度、満足度に対しての個別相談・個別指導を行ってきた。

〔【資料 4-2-2】 参照〕平成 24 年度の「学生生活実態調査」では、勉学行動、

課外活動・ボランティア活動などの実態把握、学生の福利厚生面についての基礎データの収集・分析を進め、学生生活の充実、大学への要望、卒業後の進路などについて、その意識と行動の実態をより広く把握し理解することに努めた。

昨今の多様化する学生の現状を把握するためにこのように、単に書面で調査するだけでなくクラス指導や個別指導の中での情報収集をも織り交ぜながら学生の実態を把握するとともに今後の大学運営や学生の教育指導の向上を充実させようとしてきた。〔【資料 4-2-3】 参照〕

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

上述した「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」などでは、調査結果を授業の改善や学生生活の支援に活かすことが調査の目的である。

調査に当たっては、「学生生活実態調査」の場合には、事務局での調査問題の印刷、各学科、専攻から選出された学生委員会による調査の実施と調査結果のとりまとめ、事務局での調査結果の集計と学生委員会へファイル提出、学生委員会での分析・検討という手順を踏んでいる。

これら調査の過程では、自己点検評価の適切性や誠実性という観点から調査問題の作成や結果の分析・検討などの段階で多くの教職員の関わりや IR 室の機能の高まりを支援する教職員の意識の持ち方が改善されてきた。

本学は、平成 19 年度の大学認証評価での改善の指摘に取り組み、その後の現代 GP による活動「大学教育・学生支援推進事業：テーマ B」、「学生支援推進プログラム」（平成 21 年度～平成 23 年度）においては、大学の教育指導の目標に対して学生の授業評価等の実施と授業の改善を推進してきた。その成果等は、「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」の最終報告書や公開発表会で社会に向けて発信をしてきた。さらに、この中の授業評価等は、他大学の教員により「外部評価」として評価項目の改善等を進めてきたが、今後も「授業改善」、「学生支援」等についても外部への発信と外部評価者の評価を受ける機会を集約・焦点化して持つこと。〔【資料 4-2-4】 参照〕

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」などは、調査結果を授業改善や学生生活の支援に活かすことが調査の目的である。その成果と課題は、全学教職員が共通理解をもち学生指導のあり方に活かされ、それらデータ等は IR 室に保管され自由に閲覧ができるようになっている。今後、これらデータの活用方策に関して教職員の活用意識を高めるとともに活用の技術面での工夫をすることも必要である。

また、学生の実態把握調査結果は、クラス指導や個別指導の中で生かすとともに今後の大学運営や学生の教育指導の向上を充実させようとしてきた。今後は、調査結果を学生の更なる就職や学修への取り組みの意識を高め、そ

の実を挙げるための活用策の改善に努める。

上述の現代 GP による活動等の成果は、それらの最終報告書や公開発表会で社会に向けて発信をしてきた。〔【資料 4-2-5】参照〕 今後は、高校訪問、短大訪問、公開授業等を通じて学生募集と関わる広報活動に積極的に位置づけてその成果の一端を紹介するとともにその評価意見を受ける機会を集約するなどの改善策を講じていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学では、「部長会」において各自己点検・評価項目の改善・向上方策について検討した内容が、「主任会議」及び「認証評価小委員会」等で検討され、改善策や質向上に向けた施策が提案される。また、各自己点検・評価項目の改善・向上方策で指摘された内容や施策を関連する部署にも通知するとともに、最終的には「教授会」で議論され、「理事会」にて承認される。改善・向上方策の実施の要請を受けた部署や委員会では、翌年度又は数年にわたって、改善・向上に取り組んでいる。さらに、大学全体、各学科・専攻ごとに、改善・向上に取り組んだ結果や実績等について、外部評価委員会において評価を受けている。この評価結果については、「部長会」にフィードバックされ、改善・向上方策について検討される。〔【資料4-3-1】参照〕

「学生（院生）による授業評価アンケート」に関しては、平成23(2011)年度から各教員の授業改善の具体策を報告書に掲載して公表し、学生（院生）の声を授業改善に結びつける仕組みを整備した。また、学長・学部長・研究科長・学科長・専攻主任には、各教員の評価結果を伝え、学科及び研究科の教員への指導を促している。各教員の授業改善案も、学生（院生）が自由に閲覧できる仕組みとなっている。〔【資料4-3-2】参照〕

大学及び大学院の自己点検・評価活動のサポート機能を果たすIR室が平成25年度に設置され、「自己点検・評価及び認証評価」によって明らかになった改善方策や向上方策も、大学・大学院と法人、教学部門と事務組織部門が協同して取り組めるさらなる体制が整っている。「自己点検・評価報告書」の作成に当たっては、「認証小委員会」が具体的な作業に当たり、本学における自己点検・評価活動計画の立案、自己点検・評価の実施、及びその結果を「教授会」

へ報告し、結果を公表することとされている。〔【資料4-3-3】参照〕

以上、本学では、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みを有し、PDCAサイクルを機能させることにより、自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究はじめ社会的使命を達成するための大学・大学院運営の改善・向上につなげる努力を行っている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みを有し、PDCAサイクルは機能していると述べてきた。しかしながら、「学修成果や学修状況を相対的に把握・評価するための標準化アセスメント」、「学修プロセスを管理する情報基盤の整備、活用」などにおいて、IR室にサイクルを通して、自己点検・評価の結果を改善に生かすことができるようする。

今後は、自己点検・評価の有効なPDCAサイクルを通して、教育の質の向上や業務改善を恒常的に図り、自律的な大学改革や改善を推進することが重要となる。そして、学長の強いリーダーシップのもと、より高い次元の改善が達成できるように、自律的で計画的な大学改善・実践に生かしていく組織・体制の見直しが必要である。

【基準4の自己評価】

本学は、平成19年度には、日本高等教育評価機構によって大学機関別認証評価を受け、平成20年3月19日に、「岐阜女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定されて以来、自己点検・評価のまとめを3回実施してきた。特に、第1回目に日本高等教育評価機構で受審したときの認証評価では、優れた点として15項目、改善を要する点として1項目、参考意見として14項目が挙げられた。これらの指摘事項について、平成23年度岐阜女子大学「自己点検・評価報告書—本学認証評価の活用」改善・向上策〔【資料4-3-4】参照〕としてまとめた。続いて、平成23年度岐阜女子大学「自己点検・評価報告書—学生による授業評価を踏まえた教育改善」〔【資料4-3-5】参照〕及び平成24年度「自己点検・評価報告書—学生生活実態調査の集計結果とその対応—」〔【資料4-3-6】参照〕を刊行した。

自己点検・評価と認証評価を、効率的・効果的に行う観点からその関連づけを検討し、また、認証評価の結果を踏まえた教育研究活動等の改善を進める組織体制については、部長会が担っており、総括的に実施している。専門的には認証評価担当部の中に置かれた認証評価小委員会が自己点検・評価結果の改善・改善を検討し、改善策や向上方策の提案を行っている。具体的には、認証評価結果としての「評価報告書」に記載された「参考意見」等で指摘された事項及び「自己・評価報告書」に記載した「改善・向上方策（将来計画）」の実施に向けて、詳細に検討を行い改善に努めている。これらの改善策は、各分野別の企画立案・実施部門などを担当する委員会に示され、改善が進められる体制となっている。また、中期目標・中期計画の策定・推進を担っている事務局

と連携して（認証評価小委員会メンバーを兼ねている）、評価を基本施策に反映させる取組みも行っている。したがって、教育・研究改善から組織・運営改善に至るまで評価に基づく改善に取組み、更にこうした改善状況を一元的に把握するため、改善実施状況の全学的な掌握、報告システムの確立、改善の取組みの学内への発信、説明の検討も進める体制も整っている。

経年的なデータ収集、自己点検・評価の実施、認証評価の受審経験の蓄積と継承を組織的に行うことが重要であることも全学的に理解が得られるようになった。しかしながら、私立大学では恒常的組織による評価対応を実現することは必ずしも容易ではないが、本学では、これらの改善の取組みを推進するため、部長会、主任会議などが恒常的に活動し、多くの具体的な授業改善、教育サービスの充実に実績を上げている。

教育に関しては、社会から高い評価を得ることが必須の条件であり、そのためには、大学自ら主体的に教育研究活動を改善・充実していかなばならない。本学は、このような認識に立って、また、日常の業務として定量的なデータや教員業績の把握を行うとともに学生による授業評価のためのアンケート調査や学生生活実態調査を行うことによって実情把握に努め、それを自己点検・評価に生かして大学の改善・改革につなげている。また、策定した中期目標・中期計画、長期計画に基づいて、「部長会」及び「主任会議」において、「年度計画」や「年度報告」を作成し、PDCA サイクルによる自律的・組織的・継続的な大学改善・改革を進めている点で評価できる。学長権限の下で、大きな事業の推進、全学共通のシステムの評価・改革は、かなり進んできているといえる。今後は、この中期目標・中期計画、長期計画及びその基本方針に沿って不断に自己点検・評価を実行し、本学の目標とする教育・研究の推進、社会貢献の推進等に向け、着実に改革・改善等を推進し、全教職員あげて教育の質保証に資するとともに社会への説明責任を果たすことに取り組んでいくこととしている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学、大学院のデジタル・アーキビスト教育プログラム

A-1-② 社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学、大学院のデジタル・アーキビスト教育プログラム

本学は、家政学及び文学に関する教授・研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的としており、このことは学則第 1 条に明記されている。

また、本学は「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。

本学における社会に貢献する人材の育成及びそのための物的・人的資源の社会への提供は、教員の研究活動、教職員・学生の活動、附属研究施設の活動などさまざまであるが、平成 16 年度から採用された文部科学省の「現代 GP」等により、学部生、大学院生、社会人を対象とした事業を組織的に取り組み、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供について、デジタル・アーキビストの資格の認定及びそれを支援する NPO 法人「日本デジタル・アーキビスト資格認定機構」の発足に寄与する等、多くの成果を上げた。

【組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）】

「実践力のある上級デジタル・アーキビスト育成（平成 20～22 年度）」

①. 概要

平成 20 年度～22 年度に文部科学省の GP に選定された、組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）「実践力のある上級デジタル・アーキビスト育成」では、大学院生の“上級デジタル・アーキビスト”の教育プログラムの開発、実践力育成などの取り組みを行った。

指導的立場となる上級デジタル・アーキビストの養成に対する要望は学外からも高く、その教育課程の構成を行うことが課題とされていた。とくに、現場における企画、マネジメント力の育成が急務とされていた。本教育プログラムは、そのような社会の要請、人材養成の課題に対応するものとして構成し、文化の内容に関する基礎を理解し、必要となる文化資料の情報化とそのデジタル化や流通技術と併せ、文化活動の基礎としての著作権・プライバシーなどを理解し、デジタルアーカイブ化ができる高度な実践的能力をもつ人材の養成を目的とした。

②. 教育プログラムの目的・特色

国内外の図書館や博物館、企業等において、文化資料の情報化とその流通利用のためのデジタルアーカイブの研究開発が行われるようになり、文化資料情報の知的財産としての保護・管理、流通利用、さらには新しい文化創造を担当するデジタル・アーキビストが必要とされはじめた。

今後、多様な分野において、文化の内容に関する基礎を理解し、文化資料の情報化とそのデジタル化、流通利用、文化活動の基礎としての著作権・プライバシー等を理解し、デジタルアーカイブ化ができる高度な能力をもつ人材の養成が必要とされている。すでに、欧米、韓国、中国等の諸外国では、こうした分野の振興を国家戦略と位置付け、強力に政策を展開しはじめており、米国アーカイブ協会等、社会的にもその重要性が認められている。

本学大学院には、芸術・文学・語学等、多様な分野を専門とする他大学、大学院の修士課程・博士課程の修了者が入学し、デジタルアーカイブの研究を進めているのが現状である。

これらの状況に配慮し、社会で要請されるデジタルアーカイブの開発、設計、制作及びマネジメントができる人材を養成する上級デジタル・アーキビストの教育プログラムを構成した。【資料 A-1-1】 参照]

③. 教育プログラムの実施成果

○ 上級デジタル・アーキビストのカリキュラムとテキスト、資料の開発

上級デジタル・アーキビストの養成及び文化情報関連の演習、講座などの教育活動として、各種のテキスト、教材作成を行った。

主に、上級デジタル・アーキビスト関連テキストとして、大学院文化創造学研究科のテキストを作成した。これらのテキストは、大学院文化創造学研究科の通信制テキストとして、全国各地で学ぶ院生に利用されているほか、通学制テキストとしても一部利用が可能である。また、多様な専門性をもつ学生への対応として、副読本や副教材の作成、著作権に関する補完学修テキストなどを作成した。

【資料 A-1-2】 30～35 頁参照]

○ 上級デジタル・アーキビストの演習資料データの整備

ア デジタルアーカイブ学習用素材 I・II・沖縄修学旅行おっらい資料集

博物館、図書館、教育、観光などのデジタルアーカイブ関連学修や演習などに利用可能な素材資料（データ）を解説とともに収録した。データ入の DVD を用意し、ともに利用できる構成とした。

【資料 A-1-3】 参照]

イ デジタルアーカイブ速報

デジタルアーカイブ関連の課題や、デジタル・アーキビストの学修、研究状況などについて、適宜、速報としてまとめた。

【資料 A-1-4】 参照]

ウ 位置情報(緯度、経度等)に着目した地域文化資料収集データベース

地域の文化情報のデジタル化とそれらの各分野での活用を行うためには、資料に関する内容説明等の二次情報の整備が必要となる。

そこで、撮影等により収集された静止画・動画等のデジタルデータの登録が行えるデータベースを開発した。とくに、資料を後世に継承するために生じている課題の一つである、自然現象や社会的要因の変化などによる撮影場所(位置、方向)の特定、再現性に適応するため、位置情報を記録できるものとした。

上級デジタル・アーキビストの育成において、二次情報の記録項目の検討及び実際の登録演習に利用可能であり、さらに、演習だけでなく、実際のデータ登録及び活用のためのデータベースとしても利用できる。

○ 実践力を育成する教育プログラムの実施

上級デジタル・アーキビストとして必要とされる実践力の育成を目的とし、文化遺産を有する地域に赴いて実施する、実践的な演習プログラムを構成した。世界遺産白川郷五箇山や沖縄での伝統・文化(エイサー、獅子舞、沖縄空手、組踊など)の記録実践を行い、さらに、世界遺産などの地域の伝統文化を考えるシンポジウム(2008年9月6日)を開催し、元文化庁長官佐々木正峰氏、平泉地域の毛越寺執事長藤里明久氏などに講演いただくなど、多彩な教育プログラムを実施した。

④. 教育プログラムの効果と具体的な社会貢献

ア 現地での実践への適応能力の育成

実際にデジタルアーカイブの企画、開発を可能とする現物を用いた実践及び世界遺産白川郷・五箇山、沖縄、奈良等現地実習におけるデジタルアーカイブ開発実習のカリキュラムを構成し、教材編集装置を用いて教育資料を制作した。その際、各地域の研究者による現地実習指導の協力及び記録資料の地域への還元を行った。

イ 実践力育成のための教材作成

実践力育成のための各地域資料の整備を行い、静止画、動画などの素材データをまとめ、博物館、図書館、教育、観光などに利用できるデジタルアーカイブの学修用資料集を作成し、実践研究の質的向上を図った。さらに、沖縄での実践実習の成果を基盤とした沖縄の伝統・文化にかかわる資料素材収集(撮影)、資料集の作成を行った。これらは、大学院生のためのテキストに留まらず、高校生の修学旅行の事前・事後指導用教材の提供へと拡大した。【資料 A-1-5】参照

ウ 実践力を活かした院生の研究活動

平成20年度～22年度の3年間の院生への実践力の育成を主眼とし、院生の上級デジタル・アーキビストとしての各種研究指導を行った。結果、3年間の学位授与者(修士)28名について、学会発表26件、学術誌などへの論文発表数50件、上級デジタル・アーキビスト取得者数は通学制では100%(通信制を含めた割合は

72.4%)、大学及び小中高等学校の教職員、企業の研究職などへの就職率 93%を達成した。

A-1-② 社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム

【社会人の学びなおしニーズ対応教育推進事業（文部科学省委託事業）】

「社会人のためのデジタル・アーキビスト教育プログラム（平成19～21年度）」

① 概要

本事業は平成16年度～18年度、本学が『現代的教育ニーズ取組支援プログラム』の選定を受けて開発した大学の学部生向け「デジタル・アーキビストの養成」カリキュラムと教育実践を、社会人を対象として応用すること、すなわち大学の教育・研究リソースを社会貢献に役立てることを目的として取組んだものである。

平成19年度～21年度の間、社会人向けのデジタル・アーキビスト養成カリキュラムの開発、テキストの作成、教材の開発、資格取得講座等の開催を行った。

事業は本学が主体となり、NPO法人日本アーカイブ協会（旧NPO法人地域資料情報化コンソーシアム）、国立科学博物館、岐阜県博物館、長野県立歴史館、沖縄県教育委員会、新潟大学、富山大学、常磐大学、大阪学院大学、奈良産業大学、沖縄女子短期大学、山形県生涯学修センター、独立行政法人国立女性教育会館、株式会社レ・サンク等の協力を得て実施した。

平成19年度～21年度の3年間で、本講座の受講申込者は1,000名を超えた。そして、その受講者は現に職業を有する者が退職者・子育てによる中断者・その他を大きく上回った。これは、本講座の教育内容が現職の社会人のニーズに対応したことを意味する。

受講希望者や開催協力団体から22年度以降も継続した開催の希望・依頼があり、また、聞き取り調査でも、司書・学芸員・教員など現職の社会人へのデジタル・アーキビスト教育のニーズが強く感じられるため、今後は地域や各種団体の協力者の拡大をはかりながら、全国に社会人のためのデジタル・アーキビスト教育を広げていく必要があると思われる。〔【資料A-1-6】参照〕

② 評価

大学の教育・研究リソースを社会貢献に役立てるという当初の目的は達成されたと思われる。3年間の受講申込者数は1,052名、そのうち受講者は924名、修了者は911名、資格取得者は801名である。〔【資料A-1-7】9～10頁参照〕

受講生に対するアンケート結果をみると、受講者の年齢は多い順に30代34%、40代24%、20代19%、50代16%、10代1%、性別は女性56%、男性43%、職業は、正規社員41%、非正規社員28%、子育て等により就業を中断した者3%、ニート・フリーター1%、学生3%、その他6%であった。

受講者へ受講後のアンケート調査を行った結果、本事業が今後の仕事の役に立つという回答が81%、学修を継続したいという回答が96%～91%（学修項目により多少のばらつきあり）、デジタルアーカイブ関係の講座の開催を各地ですべきという回答が93%といった具合に、いずれも本事業の評価は高い。講座の理解度は

理解できたが 90%である。

今後特に学びたいと思う分野の内訳は著作権・プライバシー55%、情報管理の方法 54%、資料のある現地での実習・実践 39%デジタルアーカイブの構成方法 38%、デジタルアーカイブに必要な撮影方法 35%、その他 6%である。

今後更に学びたい方法は、講習会 43%、大学・大学院などの通信教育 29%、大学・大学院 5%、その他 9%である。【資料 A-1-8】 21 頁参照】

③課題と今後の方向性

情報化社会の進展は速度が速くまた持続的である。それぞれの職場において、こうした変化に対応する力が求められている。それにはデジタル化の技術面にとどまらず、著作権・個人情報あるいは情報倫理という課題に対応する処理能力も含まれる。

更に、こうした情報化社会の進展は急激であったため、多くの現職の社会人は、こうした課題に対処する力を十分に身につけることなく、日常の業務に携わっており、課題解決の方法を求めながら、どこで誰からそれを教わればいいのかを模索している。本講座は、そんな現職の社会人のニーズに対応した教育プログラムであったと推察できる。

3年間の取組みの中で、デジタルアーカイブの必要性の認知度は大きく上がり、博物館・図書館・文書館が連携して、文化財をデジタルアーカイブ化し、広く活用していくシステム作りの動きも出てきた。今後はますます、デジタルアーカイブの開発のコーディネート力（文化に関する理解・デジタル化の技術・法と倫理の3点）を持ったデジタル・アーキビストの育成が求められる。

また、今回の社会人向けデジタル・アーキビスト教育プログラムは、社会人の職業やレディネスにあまり配慮しない一律のカリキュラムであったが、今後は、デジタル・アーキビストとして共通のカリキュラム（コア・カリキュラム）を残しながら、受講者の職業やレディネスに応じたカリキュラム、すなわち教員、司書、学芸員、アーキビスト、カメラマン、観光関連、伝統文化関連等、各分野・各専門性に応じたカリキュラムの開発とその教育方法の検討が必要になってきた。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のデジタル・アーキビスト教育は、学部生、大学院生、社会人を対象とした教育プログラムを構成し、その実施に組織的に取り組み、多くの成果を上げた。

今後の改善・向上方策として、以下の点が挙げられる。

- ① 実践力向上のための研究施設などの設置
- ② 指導体制・実践研究活動の整備

カリキュラム及び実践資料の開発と研究指導を目的とした研究施設として、デジタルアーカイブ研究所の設置を計画しており、教育研究、資料データベースなどの開発、専門の指導教員を置き、実践力の指向上を図る。

デジタルアーカイブ研究、デジタル・アーキビスト養成システムの開発・実践は、異例とも言える、文部科学省よる6年間の継続支援を本学が受けた成果であり、

今後も継続してデジタルアーカイブ研究に取り組む社会的責務を負っている。

このような、本学の長年の研究活動及び文化情報研究センターの使命を実現するため、「デジタルアーカイブ研究所」を中核とした複数の研究所・部門を文化情報研究センターに設置し、相互に連携させた活動を行うことが喫緊の課題である。

【基準 A の自己評価】

以上のように、本学は、大学の建学の精神に基づいた教育目標を踏まえ、社会に貢献できる人材の育成及びそのための物的・人的資源の社会への提供を行い、文部科学省の「現代GP」等により、多くの成果を上げた。さらに、これまでの研究活動を発展させ、「デジタルアーカイブ研究所」の設置等、施設及び研究体制の整備を進めていこうとしている。

基準 B. 社会ニーズに対応した人材育成

B-1 岐阜女子大学の社会ニーズに対応したカリキュラムマネジメント

《B-1 の視点》

B-1-① 入学前学修支援・初年次教育

B-1-② 資格取得支援・就職支援

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、建学の精神、教育目標に基づき、高い専門性をもつ職業人として社会に貢献できる確かな力をつけ、郷里で希望を持ち生活ができる人の育成を目指している。そのためには学生個人の能力や特性に対応し、資格を取得できる、適切な教育が必要である。この教育理念を達成するために、多様化する入学生に対して入学前学修支援や初年次教育、資格取得支援、就職支援等を実施している。そしてこれまでの実践を基礎として、職場のニーズ、学生の特性と希望に対応した学士力を修得するためのカリキュラム、テキストの構成、指導方法等を実施し、高い就職率、高い定着率となる教育を推進している。平成 23 年度、「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育プロジェクト」終了後も、より多様化した学生と社会ニーズに対応するために改善を行った。詳細を以下に述べる。

B-1-① 入学前学修支援・初年次教育

1. コア・カリキュラム

本学では、必ず学修すべき重要項目を中心に授業科目を構成し、カリキュラムフロー【資料 B-1-1】参照を構成している。そして、学生が何のために、何をどのようにできるようにしなければよいかを理解するために各学科・専攻・専修で専門教育の学修内容と到達目標を設定し【資料 B-1-2】参照、授業をすすめ、確かな力をつけるように全教職員で努力している。さらに平成 25 年度に、このコア・カリキュラムの見直しを実施し、カリキュラムフロー及びナンバリング【資料 B-1-1】参照も整備して、学生が目的を持って受講し、学修しやすくした。

2. 入学前学修支援・初年次教育等

i 入学前学修支援

入学者の多様化が進み、高等学校での履修科目の選択や、学修の差がある。本学では、入学後に学生が安心して学修に取り組むことができるよう、入学前・後の学修支援を行うこととした。そのため、学生一人ひとりの学力に合わせて利用できる、入学前学習支援テキスト【資料 B-1-3】参照や初年次教育用テキスト【資料 B-1-4】参照、さらに各学科専攻、専修で各専門を学修するための基礎

学力を支援する専門基礎テキスト〔【資料 B-1-5】 参照〕等を整備し、学修支援をしている。

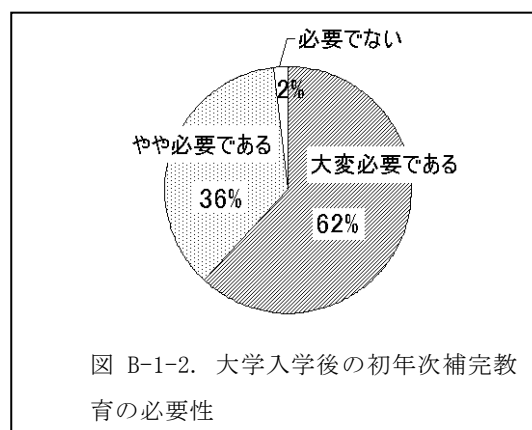
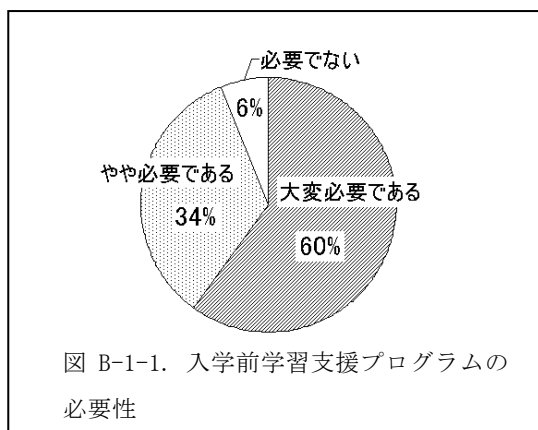
ii 初年次教育

入学者の多様化が進むと同時に、学修意欲の低下や目的意識の希薄化が目立つようになったことから、意欲や自信をもち、そして確かな学士力を有する人材を卒業させるために、初年次教育の充実を図っている。本学の初年次教育は、人としてのコミュニケーションの第一歩である“あいさつ”及び“人の話を聞ける”指導と、基礎知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、各専門等の基礎教育で構成している。汎用的技能の教育では、「自己表現Ⅰ」（言語表現）、「情報処理基礎」や「情報と人権」、「自己表現Ⅱ」を全学生に履修させている。このような各学部・各学科・専攻での学修力及び社会人として必要な汎用的技能について、初年次教育で育成し、確かな学修を進めている。

iii 入学前学修支援及び初年次教育の評価

本学の補完教育について、在学生の出身校を中心に 100 校近い高等学校より聞き取りによるアンケート調査を実施した。調査事項については、入学前学修支援と初年次教育の 2 点である。調査結果については、以下の通りである（図 B-1-1, 2）。

どちらについても必要性の高さは 90%以上と高評価を得た。コメント等を見ると高等学校の学科等により異なる意見が出されたため、問題点を整理した〔【資料 B-1-6】 54～62 頁参照〕。



・入学前学修支援

早期合格による問題点と課題内容についての問題点の 2 点が見出された。

早期合格による問題点

- ①学力不足（一般入試を受験する生徒との学力差は予想以上に大きい。）
- ②他の生徒と足並みが揃わない。
- ③学修意欲の低下・目標を失う。
- ④専門科目に関連する未履修科目が不安である。

以上の問題点は、入学前学修支援プログラムにより、合格後から大学入学まで

本人が学科・専攻の専門に興味（目標）を持って、これに関わる高等学校の学修を継続的に行うことができれば改善できる。

補完教育の課題内容についての問題点

- ①大学で学ぶ内容の事前学修課題があると良い。
- ②難しい課題は生徒の負担になる。
- ③解けない問題を高校教師に質問する。

以上の問題点は、専門科目の内容を理解するうえで必要となる基礎的部分を分析し、それに関連する中学・高等学校の教科・分野から基本的な事項からの体系的な解説、基本問題・課題を作成することで改善できる。課題作成に当たっては学科・専攻のコア・カリキュラムを基に、入学後に安心して取り組むために必要な科目、基礎分野を検討しながら行った。これは、高校生が興味を持てるよう、高等学校での学修内容に関連づけ、教員がその学修支援を行うことが特徴である。ただし、高等学校の先生に負担をかけないように、ファックスやメール等での連絡がとれるよう送付書類に明記している〔【資料 B-1-6】参照〕。今後もテキストを改善し、高等学校の先生にも大学の各専攻での学修について参考になるテキストに改訂していく。

・初年次教育について

大学での教育が、幼稚園から始まった体系的な学校教育の集大成である。いかに一人の人間として、専門性をもった人材を育成し、社会に排出できるかが本学に課せられた課題である。学修内容も、学修していないと言うのではなく、基礎から学び直す情報の提供が大切である。先の調査でも次のような意見があった。

- ① 入学者の学力を把握してそれに合う授業、補講を実施すべきである。
- ② 生徒は、受験科目以外は高等学校で履修していたとしても、忘れている場合が多い。表面的な暗記によるものでその科目の体系的、論理的な理解がなされていないのではないかと思う。よってその点を考慮して初年次教育を実施してほしい。
- ③ 学修の仕方、レポートの書き方、資料作成等基本的な支援が必要である。
- ④ 高校時は選択なので、化学・生物（健康栄養）、物理（住居）、数学・英語（全学科）の基礎を重点的に行ってほしい。

高等学校の先生方からは多様な意見をいただいたが、生徒とのコミュニケーションができてよいことであるとも評価された〔【資料 B-1-7】54～62 頁参照〕。

3. 長期休暇学修支援

確かな学士力を有するためには学修時間の確保が必要である。そのため、入学前学修支援及び初年次教育等で使用してきたテキストや専門基礎テキスト等を用い、長期休暇中の課題とした。そして休暇明けにその課題に対してチェックテスト等を実施して、各々の学生の理解度を学生自身が把握して、その後の学修意欲へとつなげられるようにした。この長期休暇学修支援をするために平成 24 年度から、基礎力のための年間履修計画書〔【資料 B-1-8】参照〕を作成し、保護者にも情報提供

して大学と保護者とで学生の学修支援を行った。この年間履修計画書は PDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルにより、毎年更新し、運用している。平成 25 年度は、それぞれのテキストの評価・改善を加え、改訂を行った【資料 B-1-9】参照】。

B-1-②. 資格取得支援・就職支援

1. 資格取得支援

本学では、各学科・専攻で様々な資格取得支援を行っており、学生の主体的な学修態度に結びつくことができるよう学修指導を行っている。さらに専門分野を学修した結果から、各学生の特性に適した就職の選択を支援するためにコンピテンシー診断システム【資料 B-1-10】参照】を構築し、資格取得支援及び就職支援を行っている。また、就職率を高めるため資格取得ガイドブック【資料 B-1-11】参照】を全専攻で作成し、学生自身の特性に適した資格の取得と、より一層の就業力の向上を図っている。

2. 就職支援

本学では、自ら問題発見をし、その解決方法を考え、協働しながら対応できる人材を育成するために、自己を探究、創造し、自分らしさを伝えられる人材育成に努めている。そして、各学科・専攻別の特色を活かした就職ガイダンスを実施【資料 B-1-12】参照】したのち、専門分野の知識を深め、社会が必要とする学士力を修得し、社会へと導くよう努めている。また、98%以上の高い就職率と 70%以上の高い定着率、80%以上の出身地就職者率を目指すために、学士力はもとより社会力・生活力を持たせ、就職活動の地力をつけさせるため、基礎学力を早期に充実させることが必要であり、1～3 年生対象に筆記試験対策講座を実施し、更なる成果の追及をしている。

キャリア支援センターでは、“在学中に得た知識、技術を基に、学生自身が育った地元で自身を成長させながら、地域の発展に寄与してもらうため、学生が希望すれば必ず地元へ返す”を基本方針としている。そのため、勉学・就職に対し、明確な目的やコンピテンシーが培われるよう、将来の就職活動を見据えて、出身地域でのインターンシップの参加を促すとともに、受け入れ先の開拓など積極的な支援を行っている【資料 B-1-13】参照】。さらに SPI 試験や時事問題に対応できるように作成した本学オリジナルテキスト【資料 B-1-14】参照】を用いて「就職筆記試験対策講座」を実施している。また別途教員志望の 3,4 年次を対象に、教育支援センターが中心となって、「教員採用試験対策講座(教職教養)」を実施しており、採用率 80%を目標にしている。この高い就職実績と定着率、出身地就職者率を維持・向上するために、学生への就職対策の活動方針となる、企業に対する調査を実施した。この調査結果【資料 B-1-15】63～71 頁参照】と就職率及び就職後の定着率が目標を達成している【資料 B-1-16,17,18】参照】ことが就職支援に対する評価であることから、基準を満たしていると考えられる。以下

に企業からのアンケート結果を記す（図 B-1-3～10）。

「企業・施設等にて、学生に望まれるもの」アンケート集計結果

1. 大学に望まれる事項

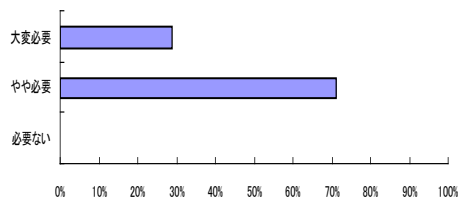


図 B-1-3. 基礎学力(学士力としての基礎事項)の必要性

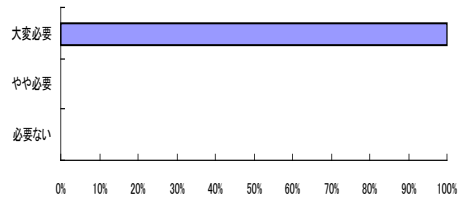


図 B-1-4. コミュニケーション（表現・会話含）

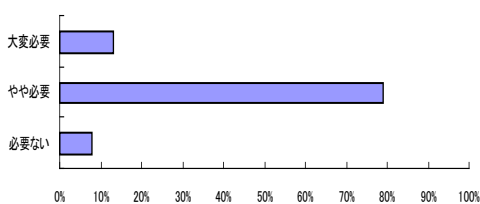


図 B-1-5. 情報リテラシー（情報活用技術）

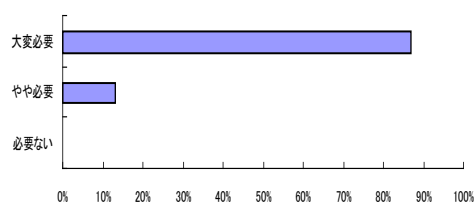


図 B-1-6. 主体的に課題解決する能力

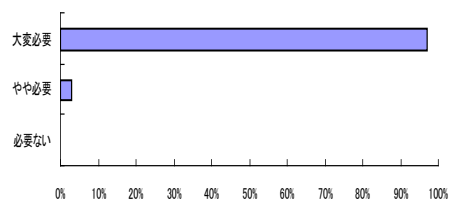


図 B-1-7. 仕事に対する責任感

2. 勤務先の求める新入社員像

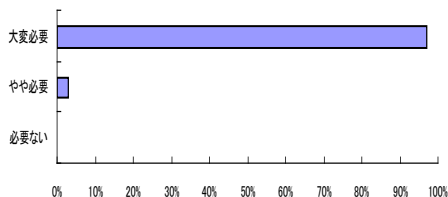


図 B-1-8. コミュニケーション力

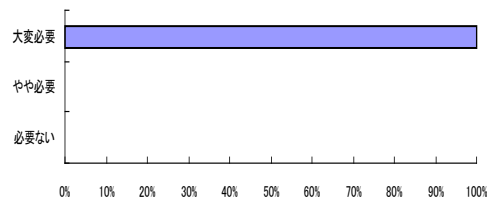


図 B-1-9. 熱意

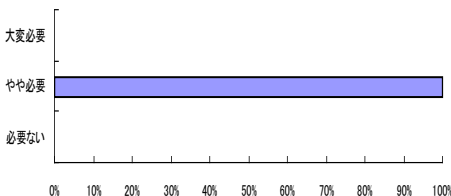


図 B-1-10. 基礎学力

そのほか、過去に就職実績がある企業から以下のような意見を得た。

- 笑顔もよく、これからの成長に期待している。
- 経験が無くても自分なりに考え、自分の言葉で話すことができる。

- 仕事に対してとても熱心で、課題と向き合う姿勢を持っている。
- ミスはなく落ち着いており、親しみある接客をしっかりと身につけている。

B-1 に対する第三者評価

本学では毎年外部評価委員会が開催され、以下のように第三者外部評価委員による評価を受けた。

平成 23 年度には

- 学生がどのように伸びていったか経時変化を追跡・分析し明確化する。
 - 教員の取り組みを明確に可視化する必要がある。
 - 各学科専攻での教育目標、科目の学修に対する評価について、到達目標に対する数値目標、基準値を明確にする。
- これらが必要であるとされた〔【資料 B-1-19】 125～130 頁参照〕。

平成 24 年度には

- きめ細やかな指導がされている。
- アドミッションポリシーを具体的に丁寧に行っている
- 初年次教育から専門教育まで、資格取得にあわせた指導をしている。
- 出口が保証されている(高い就職率)。出口の保障すなわち社会が卒業生を求めている。
- 長期休暇学修支援の実施状況の評価・改善と学生の意識の評価についての調査の必要性
- 入学前学修支援、初年次教育、専門教育、資格取得支援の一連の教育について、各専攻・専修での実施状況の評価と改善
- 各専攻・専修で到達目標の適否の検討と改善
- 家庭科教員の技術不足（生活科学専攻の技術教育の検討と実施）
- 新たな教育課題への対応の取り組み（文化創造学科）
- ラーニングポートフォリオ、ルーブリックの検討
- 入学志願者に対し、学生の目線での案内、ゼミ学生の参加などピアラーニングの検討と実施
- 職員の企画力の育成。
- IR の整備の検討。

以上〔【資料 B-1-20】 参照〕については平成 25 年度に概ね取り組みを行った。

平成 25 年度には

- PDCA がしっかりしている。
- 卒業後の追跡調査が必要である。
- iPad を学校現場で使えるよう教育していただきたい。
- 学校で「イジメ」を少なくするような教育をしていただきたい。
- 学生自身の PDCA が必要ではないか。

- 学生の「主体的な学び」が必要ではないか。

以上【資料 B-1-21】73～86 頁参照】については平成 26 年度の課題となった。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

多様化する学生の経時変化を GPA 制度を利用して明確に可視化し、教育の推進に取り組む。そしてその取り組みを明確化する。さらに、各科目の到達目標に対する基準について、数値目標、基準値を明確にする。そして、外部評価委員からの貴重な評価をもとにさらに改善し、社会ニーズに応える学士力を持った学生を送り出すべく本プロジェクトの継続と発展を行う。その第 1 歩として平成 26 年度から多様化する学生の基礎学力向上を目的に、グレードアップテスト【資料 B-1-22】参照】を実施し、「自己創造」の講座を基礎学力向上プログラムにした【資料 B-1-23】参照】。そして健康栄養学科内には、実践力ある管理栄養士を目指して、実践を通して基礎から応用までを学び、かつ管理栄養士国家試験に合格できる人材育成のためのアゴラを開講した【資料 B-1-24】参照】。

【基準 B の自己評価】

全学的なプロジェクトとしてコア・カリキュラムの学修行動目標を設定し、実行していることに対し、外部評価委員会において高い評価を得ており、社会ニーズに対応した学士力を養うためのカリキュラムマネジメントとして有意義なものである。そして、就職を見据えた学修を進めるためには、この入学前課題・初年次教育プログラムは必要である。このプログラムは高校生が興味を持てるよう、高等学校での学修内容に関連づけ、各専攻の教員がその学修支援を行うなどが特徴であり、高等学校の先生に負担をかけないよう、ファックスやメール等での連絡がとれるようテキストに明記している点、高等学校の学修内容にそった基礎的な課題が中心となっている点が、入学後の学修意欲向上につながると評価できる。さらに長期休暇学修支援においては、課題を課すにとどまらず、チェックテストを実施していること、PDCA サイクルにより更新していることは高評価に値する。

資格取得支援については、各種資格試験の合格率をもって評価できる。特にファッションコーディネーター色彩能力検定 2 級、福祉住環境コーディネーター 2 級、管理栄養士国家試験、デジタル・アーキビストに関しては 80%以上の合格率【資料 B-1-16】参照】にするための支援を評価する。そしてこれらを継続し、社会に貢献していく。就職支援については、目標である 98%以上の高い就職実績と 70%以上の定着率、80%以上の出身地就職者率、100%の教員採用率（臨時採用を含む）【資料 B-1-17, 18】参照】はこの上ない評価と考える。その結果、平成 25 年度、読売新聞社『就職に強い大学 2013』2012.7/24 では全国女子大就職ランキング第 4 位であったことはこの評価の裏づけである。

基準 C. 社会連携

C-1 社会との連携の推進

＜C-1 の視点＞

C-1-① 教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力の向上

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育を取り巻く社会状況の変化等の中で、学校現場には、子どもたちの学ぶ意欲の低下、自立心の低下、社会性の不足、いじめや不登校などの深刻な状況等々、様々な教育課題が生じてきている。これらの変化や諸課題に対応し得るより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められるようになってきた。

そこで、このように力量ある、より実践的な教員の養成のためには、教育委員会、短期大学と大学・大学院と連携し、それぞれの特色を活かしたカリキュラム(理論と実践の融合)を構成し、理論と実践の往還を活かした共同演習・共同授業を行うことにより、力量ある、より実践的な教員の養成が可能となる。さらに、これら教員の力量を客観的に評価するシステムの構成を図る事が必要となる。

本事業では、本学における物的・人的資源とこれらの実績をもとに、教育委員会、短期大学との連携教育による教員の実践的な資質能力向上システムの構築を進めた。

C-1-① 教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力の向上

教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力向上システムの構築

～短期大学から大学院まで体系化した教員養成カリキュラムの開発と教材資料の流通・提供～

A. 現職の教員を続けながら大学院の第3ステージまでの実践的で体系的なカリキュラムの開発

平成24年8月28日付け中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」では、「これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開や学校現場の諸課題への対応を図るためには、①社会からの尊敬・信頼を受ける教員、②思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、③困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が必要である。」と述べている。

また、「そのためには、教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要がある。また、修士レベルの教員養成の質と量の充実を図るため、修士課程等の教育内容・方法の改革を推進する仕組みを早急に構築する。」

とも述べている。

更に、平成25年3月29日付で、大学設置基準の一部が改正され、大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能になった。特に、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施やサービス・ラーニングの導入等による弾力的な学事暦の設定が可能となり、短期大学や大学を卒業し、実際に教員として実践しながら、大学や大学院に入学し、土日等を通じて理論的な学修を行うことが可能になった。

B. 現職教員として働きながら課題を解決する仕組みと新しい教育方法の設計

現在の教職課程の課題として、大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、学校現場が抱える課題に必ずしも十分対応していないことが指摘されている。

そこで、学校現場における実践力・応用力など教職に求められる高度な専門性を育成するためには、学校教育における理論と実践との融合を強く意識し、理論と実践の往還という観点から体系的な教育課程を編成することが特に重要となる。

短期大学を卒業し、幼稚園・小学校教諭2種免許を取得した学生が、幼稚園や小学校の教員として働きながら、勤務している学校や幼稚園等における実践で生じた指導上の疑問に答えることや課題についての討論を行うなどの事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ロールプレイング、現場における実践活動・現地調査（フィールドワーク）等のデュアルシステムによる教育方法を積極的に開発・導入することにより、現職教員として働きながら課題を解決する仕組みと新しい教育方法を設計し実践した。

C. 理論と実践の往還により学生の力量の変化を評価

現在の教育職員免許法は、教科に関する科目、教職に関する科目等の所定単位を修得することにより教員免許が授与されることとなっており、個々の単位を修得した学生が本当に教員として必要な力を身に付けたかどうかは、各科目を選択して履修した学生に任されている。今後の、教員養成教育の改善に取り組む大学では、このような学修者依存型の教員養成ではなく、教員養成課程のプログラム全体で学生の力量を保証しようと取り組むことが重要である。

また、教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査の集計結果（平成22年8月）によると、必要とされる教員の資質能力の充足度において、教育委員会からは、教材解釈の力（35.8%）が一番不足していると回答しているが、教職課程を有する大学では、対人間関係能力（54.4%）が一番不足していると回答している。つまり、教育委員会と大学とでは、必要とされる教員の資質能力において意識の違いがあり、また、教員養成の課題として、担当する大学教員の学校現場の経験が不十分（60.8%）と指摘されている。

そこで、これらの短期大学から大学院までの体系的なカリキュラムや理論と実践の往還という観点における理論と実践の融合カリキュラムについて、教育委員会、短期大学、大学、大学院の4機関共同の評価検討委員会を設置し【資料C-1-1】参照)、教員養成における学生の知識・技能及び活用力・創造的・探究力等の力量の変化を評価する手法を開発した。

D. 具体的内容

①現職の教員を続けながら大学院の第3ステージまでの実践的で体系的なカリキュラム

下記に示す内容について図1のように沖縄県教育庁並びに沖縄県内の先生方で構成する沖縄カリキュラム開発研究会と沖縄女子短期大学と岐阜女子大学との共同研究機関である沖縄カリキュラム開発研究センターが中心となって開発した。【資料C-1-1】17～28頁参照

- A 大学編入プログラムの開発
- B 大学編入における科目認定基準と単位互換
- C 短期大学・大学院と連携した教育プログラムの開発
- D 講義とフィールドワークを組み合わせさせた授業科目の実施やサービス・ラーニングの導入等による弾力的な学事暦の設定

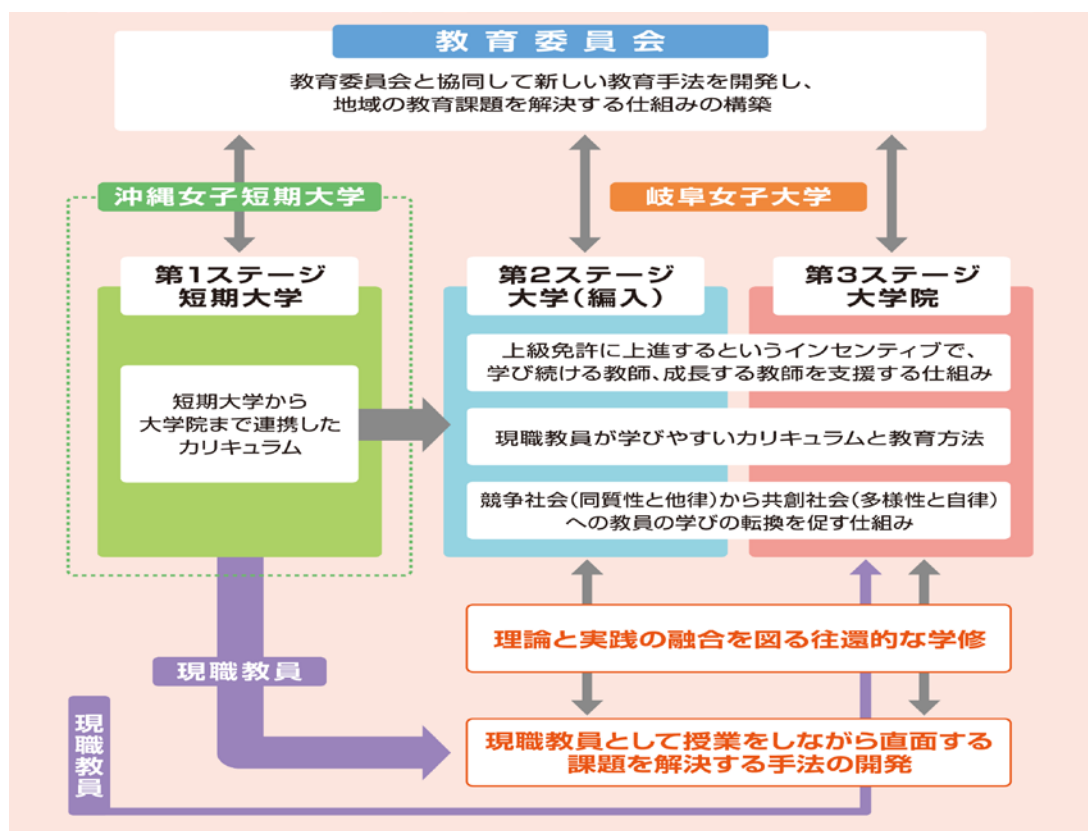


図 C-1 実践的で体系的なカリキュラム

②現職教員として働きながら課題を解決する仕組みと新しい教育方法の設計

本学の後藤忠彦学長（教育工学）の指導により、沖縄女子短期大学と岐阜女子大学の教員が中心となって、下記のようなカリキュラムの開発、教育方法の開発・実践を行った。【資料 C-1-1】 29～47 頁参照】

- A 理論と実践の往還という観点における教育方法の開発
- B 実践的な授業分析，評価，省察カリキュラムの開発
- C デジタル教材・学習材の開発プログラムとその評価手法の開発
- D 現職教員の再教育としての大学・大学院教育
- E 教材資料の流通・提供

③理論と実践の往還により学生の力量の変化を評価

本学の生田孝至教授（教育評価）を中心にし、沖縄県教育庁、本学の院生、沖縄県教育センター、沖縄女子大学教職員、岐阜女子大学教職員で構成する評価検討委員会を開催し、下記の評価検討をした。【資料 C-1-1】 49～59 頁参照】

- A 評価検討委員会の構成と設置
- B 教員養成カリキュラムの評価
- C 教員の資質向上方策の効果検証に係る調査
- D 現職教員の再教育としての大学・大学院教育の検証

E. 取組の実施方法

本事業では、短期大学との連携教育により、多様な専門分野に対応できる実践的な教員養成と、そのカリキュラム整備、及び他大学での連携利用を目的とする。

一般に、短期大学において多様な専門分野に適用する教員養成カリキュラムを構成し、その実践演習を行うことは時間的に困難であり、大学・大学院と連携し、各々の特色を活かしたカリキュラム(教材、教科書等)を構成し、遠隔演習・遠隔授業を行い、単位を互換し、さらに、学修の質的保証と各大学の教育力を高める評価システムの構築を図ることが必要となる。

そこで、これまでの教員養成の実績をもとに、社会的要請に対応したより質の高い教員養成を進めるために、図 C-2 のような組織を構成して行った。

教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力向上システム

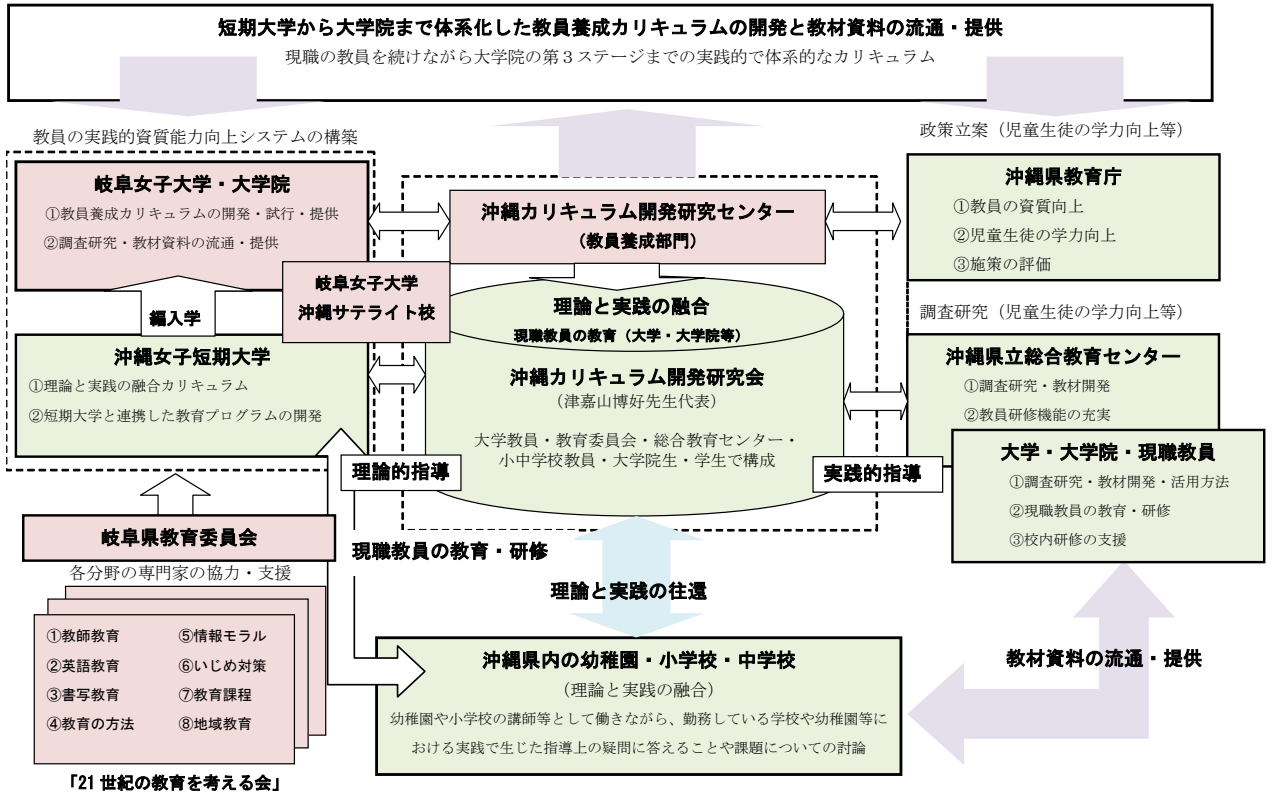


図 C-2 教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力向上システム

(3) C-1の改善・向上方策 (将来計画)

○教材 (学修プリント) を各学校で作成することは、教師の負担が多く困難であり、教育委員会、教育センター、大学、教師等による研究組織を構成し、共同開発が必要である。今後の実践では、図 C-2 のような支援組織を構成し、教育委員会等がリーダーとなり、教員や大学で組織した研究会で作成提供システムの検討が必要である。

そこで、沖縄県での教育実践研究では、沖縄カリキュラム開発研究会が教育委員会、教育センター、教員、大学等の研究組織として印刷用のテキストのデータを作成し、

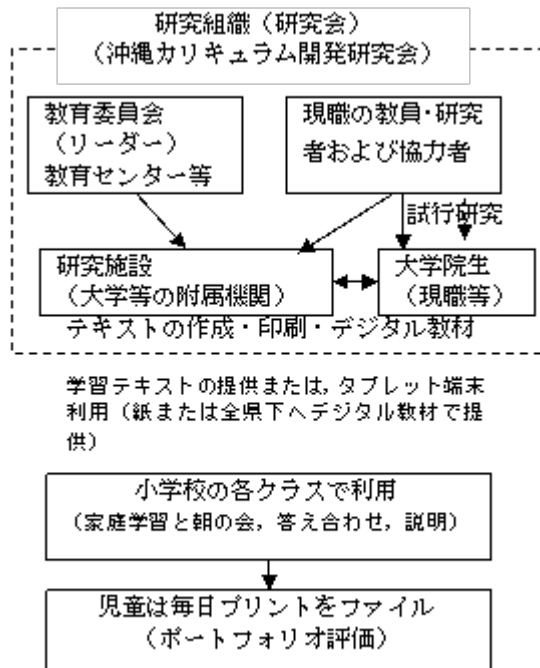


図 C-3 学力向上のための毎日の学習プリント

必要な学校へ関係機関から通信ネットワークを用いた流通及び、必要な場合には印刷提供も必要とされる。このような研究実践組織をいかに沖縄県で構成し、基礎学力の向上を図るかが課題である。

○働きながら学ぶという現職教員に対する教育委員会の支援や、学校に勤務をした実績を、単位として認定する制度の創設が必要である。これらのことについて、教育委員会とも今後協議を繰り返しながら、改善をしていきたい。

[基準 C の自己評価]

本事業を実施するにあたって、本学の学内委員を中心としたカリキュラム検討委員会、教育方法の設計分科会にて十分検討し、学識経験者並びに教育委員会、小・中学校の現職教員、本学の学部並びに大学院の卒業生を中心とした評価検討委員会を開催し、本事業を遂行した。

本事業の結果については、本報告書で報告しているが、次のような成果が得られた。

1. 教育委員会並びに沖縄女子短期大学等社会と連携し、特色を活かした現職の教員を続けながら大学院の第3ステージまでの実践的で体系的なカリキュラム(教材、教科書等)を構成し、共同演習・共同授業を行い、単位を互換し、さらに、大学の質的保証と各大学の教育力を高める評価システムの構築をした。

2. 沖縄県総合教育センターや地域の小学校等と連携し、幼稚園や小学校の現職教員として働きながら、勤務している学校や幼稚園等における実践で生じた指導上の疑問に答えることや課題についての討論を行うなどの事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ロールプレイング、現場における実践活動・現地調査(フィールドワーク)等の教育方法を開発した。

3. これらの短期大学から大学院までの体系的なカリキュラムや理論と実践の融合を図る往還的な学修について、教育委員会、短期大学、大学、大学院の4機関共同の評価検討委員会を設置し、教員養成における学生の知識・技能及び活用力・創造力・探究力等の力量の変化を評価する手法を開発した。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	文化情報研究センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	

岐阜女子大学

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 杉山女子学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	岐阜女子大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	岐阜女子大学学則、岐阜女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	2015 年度（平成 27 年度）①学生募集要項（入試ガイド、出願資料）、②指定校制推薦入試 学生募集要項、③編入学試験 学生募集要項、④編入学（姉妹校）入試 学生募集要項、⑤編入学指定校制推薦入試 学生募集要項、⑥留学生 募集要項、⑦帰国生徒入試 募集要項、⑧2014 年度大学院（通学） 学生募集要項、⑨2014 年度大学院入学試験（通信教育課程：） 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、大学院便覧	
	①2014 年度（平成 26 年度）学生便覧、②2014 年度（平成 26 年度） 大学院便覧	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】 に同じ
	2015 年度 大学案内	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人杉山女子学園 岐阜女子大学規程一覧	

岐阜女子大学

【資料 F-10】	学校法人杉山女子学園 理事・監事名簿 学校法人杉山女子学園評議員名簿 理事会、評議員会の開催状況	
-----------	--	--

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	http://www.gijodai.jp/policies/ 岐阜女子大学ホームページ・岐阜女子大学の方針	
【資料 1-1-2】	学生支援推進プログラム[テーマ B]「社会ニーズに対応した 学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」・	
【資料 1-1-3】	①入学前学習支援テキスト、②初年次教育テキスト、③専門 基礎テキスト、④資格取得ガイドブック（高い就職率と向上 心を支援する教育）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	社会人のためのデジタルアーキビスト教育プログラム・	
【資料 1-2-2】	実践力のある上級デジタルアーキビスト育成・	
【資料 1-2-3】	学生支援推進プログラム[テーマ B]「社会ニーズに対応した 学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」・	【資料 1-1-2】に同じ
【資料 1-2-4】	岐阜女子大学大学院免許法認定公開講座実施要項・	
【資料 1-2-5】	平成 20 年度社会人のためのデジタル・アーキビスト教育プ ログラム事業報告書・	
【資料 1-2-6】	実践力のある上級デジタルアーキビスト育成・	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 1-2-7】	中期目標・中期計画・5～7,10 頁	
【資料 1-2-8】	コンテスト一覧・	
【資料 1-2-9】	長期計画・9 頁	
【資料 1-2-10】	社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す 教育 最終報告・	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	①平成 25 年度岐阜女子大学教育課程評価資料、②平成 24 年 度岐阜女子大学教育評価資料、③平成 26 年度広報委員会資 料・	
【資料 1-3-2】	http://www.gijodai.jp/about/ http://www.gijodai.jp/policies/ 岐阜女子大学ホームページ（学部案内、大学院案内）→大学 について→情報公開（建学の精神・教育理念、3 ポリシー）	
【資料 1-3-3】	平成 26 年度新入生宿泊研修資料・	

岐阜女子大学

【資料 1-3-4】	平成 26 年度新入生ガイダンス資料（各学科、専攻資料配布）	
【資料 1-3-5】	新 1 年生・新編入生・新 2 年生・新 3 年生・新 4 年生ガイダンス・IT 講習会・健康診断日程表	
【資料 1-3-6】	平成 2 6 年度杉の実会定期総会資料・	
【資料 1-3-7】	岐阜女子大学 学報 CAMPUS DAYS・	
【資料 1-3-8】	http://www.gijodai.jp/policies/25319.html http://www.gijodai.jp/policies/24.html 岐阜女子大学ホームページ（学部案内、大学院案内）→大学の方針（卒業生に向けて、新入生に向けて）	
【資料 1-3-9】	http://www.gijodai.jp/policies/post_10.html 岐阜女子大学ホームページ（学部案内、大学院案内）→大学の方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）	
【資料 1-3-10】	岐阜女子大学大学説明会資料	
【資料 1-3-11】	①平成 2 3 年度自己点検・評価報告書 学生による授業評価を踏まえた教育改善・ ②平成 2 3 年度自己点検評価報告書 実施科目（教員）別報告書・	
【資料 1-3-12】	①平成 2 4 年度授業改善に関わるアンケート調査報告書 ②平成 2 4 年度授業改善に関わるアンケート調査報告書 実施科目（教員）別報告書・	
【資料 1-3-13】	平成 2 3 年度自己点検・評価報告書 本学認証評価の活用・45 頁	
【資料 1-3-14】	平成 2 4 年度自己点検・評価報告書（学生生活実態調査の集計結果とその対応）・	
【資料 1-3-15】	中期目標・中期計画・ 長期計画・	【資料 1-2-7】に同じ 【資料 1-2-9】に同じ
【資料 1-3-16】	平成 2 5 年度部長会議事要録・	
【資料 1-3-17】	平成 2 5 年度主任会議事録・	
【資料 1-3-18】	平成 2 5 年度教授会議事録・	
【資料 1-3-19】	平成 2 5 年度第 1 ～ 4 回認証評価小委員会議事録・	
【資料 1-3-20】	平成 25 年度常任理事会議事録・	
【資料 1-3-21】	平成 25 年度理事会議事録、平成 26 年度理事会議事録・	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	http://www.gijodai.jp/about/ http://www.gijodai.jp/policies/	【資料 1-3-2】に同じ

岐阜女子大学

	岐阜女子大学ホームページ（学部案内、大学院案内）→大学について→情報公開（建学の精神・教育理念、3ポリシー）	
【資料 2-1-2】	岐阜女子大学の高い就職率と向上心を支援する教育～全員就職を目指して～・	
【資料 2-1-3】	平成 25 年度部長会議事要録・	【資料 1-3-16】に同じ
【資料 2-1-4】	平成 25 年度主任会議議事録・	【資料 1-3-17】に同じ
【資料 2-1-5】	平成 25 年度広報委員会議事録・	
【資料 2-1-6】	岐阜女子大学学科専攻別 年間必要経費・	
【資料 2-1-7】	平成 26 年度広報委員会資料・	【資料 1-3-1】に同じ
【資料 2-1-8】	入学試験要項・	
【資料 2-1-9】	岐阜女子大学入学試験規程・	
【資料 2-1-10】	平成 25 年度教授会議事録・	【資料 1-3-18】に同じ
【資料 2-1-11】	2015 年度学生募集要項・	【資料 F-4】①に同じ
【資料 2-1-12】	http://www.gijodai.jp/entrance/01/ 岐阜女子大学ホームページ（入学案内）→入試要項	
【資料 2-1-13】	平成 26 年度 各種コンクール企画、広報について・	
【資料 2-1-14】	沖縄修学旅行 おうらい 資料集・	
【資料 2-1-15】	実践力のある上級デジタルアーキビスト育成・	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 2-1-16】	学生支援推進プログラム[テーマ B]「社会ニーズに対応した 学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」・	【資料 1-1-2】に同じ
【資料 2-1-17】	「社会人のためのデジタルアーキビスト教育プログラム」 事業報告書・49,61 頁	【資料 1-2-1】に同じ
【資料 2-1-18】	①沖縄女子短期大学・岐阜女子短期大学 姉妹校協定記念学術 研究報告「動く紙おもちゃ作り」・106,158 頁	
	②沖縄カリキュラム開発研究, Vol.1 No2 2012.1・158 頁	
【資料 2-1-19】	平成 26 年度 第 1 回,2 回部長会議事要録	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	カリキュラム・ポリシー（学部・大学院）・	
【資料 2-2-2】	http://www.gijodai.jp/policies/post_10.html 岐阜女子大学ホームページ（学部案内、大学院案内）→大学 の方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、 ディプロマポリシー）・	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 2-2-3】	学生支援推進プログラム[テーマ B]「社会ニーズに対応した 学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」活動の概要・	
【資料 2-2-4】	コア・カリキュラム一覧・	
【資料 2-2-5】	岐阜女子大学の教育課程の概要・	
【資料 2-2-6】	入学前学習支援テキスト・	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-7】	初年次教育テキスト・	【資料 1-1-3】に同じ

岐阜女子大学

【資料 2-2-8】	専門基礎テキスト・	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-9】	資格取得ガイドブック・	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-10】	平成 25 年度基礎力のための年間履修計画表（縮小版）・	
【資料 2-2-11】	①平成 25 年度岐阜女子大学教育課程外部評価委員会報告書・ ②平成 24 年度岐阜女子大学教育課程外部評価委員会・	
【資料 2-2-12】	メンター一覧・	
【資料 2-2-13】	平成 23 年度自己点検・評価報告書 学生による授業評価を踏まえた教育改善・ 平成 23 年度自己点検・評価報告書 実施科目（教員）別報告書・	【資料 1-3-11】に同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 26 年度ガイダンス資料・全頁	【資料 1-3-4】～【資料 1-3-5】に同じ
【資料 2-3-2】	平成 26 年度新入生ガイダンス資料（各学科、専攻資料配布）	【資料 1-3-4】に同じ
【資料 2-3-3】	平成 26 年度新入生宿泊研修資料・全頁	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-3-4】	アドバイザーの年間スケジュール・	
【資料 2-3-5】	初年次補完教育用テキスト/専門教育テキスト/資格取得ガイドブックテキスト一覧・	【資料 1-1-3】に同じ * 入学前支援テキストを除く
【資料 2-3-6】	アドバイザー一覧・全頁	
【資料 2-3-7】	教育支援センター当番表・全頁	
【資料 2-3-8】	TA 一覧・全頁	
【資料 2-3-9】	文化創造学研究科通信教育課程 在学生並びにメンター一覧・全頁	
【資料 2-3-10】	院生面談報告書・全頁	
【資料 2-3-11】	授業評価アンケート依頼文書, シート・全頁	
【資料 2-3-12】	授業改善報告書・全頁	【資料 1-3-12】に同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学生便覧・10,18～37 頁	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-2】	シラバス・	
【資料 2-4-3】	GPA ガイダンス資料・75～76 頁	【資料 F-5】に同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	シラバス・	【資料 2-4-2】に同じ
【資料 2-5-2】	①就業力強化講座テキスト、②ガイダンス風景・	
【資料 2-5-3】	企業訪問アンケート・	
【資料 2-5-4】	①卒業生就職先訪問、②就職ガイダンス・	
【資料 2-5-5】	同窓会便り・	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		

岐阜女子大学

【資料 2-6-1】	平成 24 年度自己点検・評価報告書・	【資料 1-3-14】に同じ
【資料 2-6-2】	平成 24 年度授業改善に関わるアンケート調査報告書・	【資料 1-3-12】①に同じ
【資料 2-6-3】	文化情報研究 Vol. 10 No. 6 「岐阜女子大学のコア・カリキュラムと教育プロセスの構成」・1～6 頁	
【資料 2-6-4】	文化情報研究 Vol. 10 No. 6 「岐阜女子大学の全コースのコア・カリキュラムと関連授業科目の構成」・7～24 頁	【資料 2-6-3】に同じ
【資料 2-6-5】	文化情報研究 Vol. 10 No. 6 「管理栄養士の育成を目的としたコア・カリキュラムの開発」・25～41 頁	【資料 2-6-3】に同じ
【資料 2-6-6】	文化情報研究 Vol. 11 No. 1 「確かな学士力をつけるためのコア・カリキュラムと指導目標・評価」・1～97 頁	
【資料 2-6-7】	「高い就職率と向上心を支援する教育～全員就職を目指して」平成 26 岐阜女子大学・大学院・	
【資料 2-6-8】	平成 23 年度自己点検・評価報告書・	【資料 1-3-11】①に同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	岐阜女子大学教育支援センター（支援委員会）規程 他・	
【資料 2-7-2】	平成 26 年度新入生宿泊研修資料・	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-7-3】	クラスアドバイザーの年間スケジュール他・	【資料 2-3-4】に同じ
【資料 2-7-4】	健康相談室利用状況（平成 21 年度～25 年度）・	
【資料 2-7-5】	奨学金新規採用人数（平成 21 年度～25 年度）・	
【資料 2-7-6】	クラブ・同好会の推移（クラブ数・活動学生数・活動費）・	
【資料 2-7-7】	平成 24 年度自己点検評価報告書（学生生活実態調査の集計結果とその対応）・	【資料 1-3-14】に同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則・	
【資料 2-8-2】	①人事考課に関する自己申告書（教員）・ ②平成 24 年度授業改善に関わるアンケート調査報告書・	【資料 1-3-12】に同じ
【資料 2-8-3】	人事考課に関する基準（教員）・	
【資料 2-8-4】	学生一人ひとりの学士力を高めるグレードアップ講座(学修)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	グレードアップテスト・	
【資料 2-9-2】	初年次教育テキスト・	【資料 1-1-3】②に同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	中期目標・中期計画、長期計画・	【資料 1-2-7】【資料

岐阜女子大学

		1-2-9】に同じ
【資料 3-1-2】	学校法人 杉山女子学園岐阜女子大学組織規程・	
【資料 3-1-3】	学園に内部監査室・内部監査室長を置くことの規程・	
【資料 3-1-4】	エネルギー消費実績表・	
【資料 3-1-5】	学校法人 杉山女子学園セクシュアルハラスメントの防止に関する規程・	
【資料 3-1-6】	①岐阜女子大学緊急連絡網, ②危機管理等連絡表・	
【資料 3-1-7】	災害時における施設開放に関する覚書・	
【資料 3-1-8】	岐阜女子大学ホームページ http://www.gijodai.jp/ ・	
【資料 3-1-9】	岐阜女子大学 学報 CAMPUS DAYS・	【資料 1-3-7】に同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	平成 25 年度理事会議事録	【資料 1-3-21】に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	①岐阜女子大学教授会規程、②岐阜女子大学委員会共通規則、 ③委員会一覧表・	【資料 F-5】②に同じ
	④岐阜女子大学大学院委員会規則・25 頁, ⑤岐阜女子大学研究科委員会規則・26 頁	
【資料 3-3-2】	学長選考規程・	
【資料 3-3-3】	中期目標・中期計画、長期計画・	【資料 3-1-1】に同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	①学校法人 杉山女子学園常任理事会規程、②岐阜女子大学部長会規程、③岐阜女子大学主任会議規程・	
【資料 3-4-2】	岐阜女子大学外部評価委員会規程・	
【資料 3-4-3】	各種委員会委員一覧表・	【資料 3-3-1】③に同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	①学校法人 杉山女子学園岐阜女子大学組織規程・	【資料 3-1-2】に同じ
	②学校法人 杉山女子学園の法人事務局に関する内規・	
【資料 3-5-2】	①学校法人 杉山女子学園就業規則、②学校法人 杉山女子学園サービス規程、③人事考課(教職員評価表)・	
【資料 3-5-3】	岐阜県私立大学協会教職員研修会・	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	中期目標・中期計画・	【資料 1-2-7】に同じ
【資料 3-6-2】	長期計画・	【資料 1-2-9】に同じ
【資料 3-6-3】	科学研究費補助金及び経常費補助金推移表・	
【資料 3-6-4】	①第 45 期決算報告書, ②第 46 期決算報告書, ③第 47 期決算報告書, ④第 48 期決算報告書, ⑤第 49 期決算報告書(過去 5 年分)・	

岐阜女子大学

【資料 3-6-5】	平成 26 年度収支予算書・	
【資料 3-6-6】	財産目録（平成 25 年度）・	
【資料 3-6-7】	受託研究費の推移表・	
【資料 3-6-8】	寄付金推移表・	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人杉山女子学園経理規程・	
【資料 3-7-2】	学校法人杉山女子学園経理規程施行細則・	
【資料 3-7-3】	学校法人杉山女子学園資金運用規程・	
【資料 3-7-4】	平成 26 年度教育研究経費予算配分基準・	
【資料 3-7-5】	予算実行要領・	
【資料 3-7-6】	決算報告書（平成 24 年度第 48 期）・	【資料 3-6-4】④に同じ
【資料 3-7-7】	学校法人杉山女子学園寄附行為・	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-7-8】	学校法人杉山女子学園監事監査規程・	
【資料 3-7-9】	平成 25 年度監査結果説明書・	
【資料 3-7-10】	独立監査人の監査報告書（平成 25 年度）・	
【資料 3-7-11】	監査報告書（平成 25 年度）・	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成 25 年度部長会議事要録・	【資料 1-3-16】に同じ
【資料 4-1-2】	平成 19 年度自己評価報告書・ 大学機関別認証評価の活用・	
【資料 4-1-3】	http://www.gijodai.ac.jp/about/entry/evaluation.html 岐阜女子大学ホームページ→大学について→大学機関別認証評価・	
【資料 4-1-4】	平成 23 年度自己点検・評価報告書 学生による授業評価を踏まえた教育改善・ 平成 23 年度自己点検・評価報告書 実施科目（教員）別報告書・	【資料 1-3-11】に同じ
【資料 4-1-5】	平成 24 年度自己点検・評価報告書 学生生活実態調査の集計結果とその対応・	【資料 1-3-14】に同じ
【資料 4-1-6】	http://www.gijodai.jp/about/entry/2013.html 岐阜女子大学ホームページ→大学について→情報公開 5. 学則 5. その他	
【資料 4-1-7】	岐阜女子大学 FD 委員会規程, 岐阜女子大学 SD 委員会規程・	
【資料 4-1-8】	IR 室・63 頁	
【資料 4-1-9】	人事考課に関する自己申告書（教員）・	

岐阜女子大学

【資料 4-1-10】	平成 25 年度岐阜女子大学教育課程資料・	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 4-1-11】	学則（第 1 条第 2 項）・7 頁	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-12】	岐阜女子大学大学院学則（第 1 条第 2 項）・5 頁	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-13】	委員会組織図・	
【資料 4-1-14】	平成 26 年度各種委員会委員等一覧表・	
【資料 4-1-15】	①平成 24 年度岐阜女子大学 外部評価委員会・	
	②平成 25 年度岐阜女子大学教育課程 外部評価委員会報告書・	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 4-1-16】	平成 24 年度第 14 回主任会議資料、平成 24 年度第 13 回部長会資料、平成 24 年度第 10 回及び第 12 回教授会次第・	
【資料 4-1-17】	中期目標・中期計画、長期計画・	【資料 1-2-7】と【資料 1-2-9】に同じ
【資料 4-1-18】	平成 23 年度自己点検・評価報告書 本学認証評価の活用・	【資料 4-1-2】に同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育 最終報告・	【資料 1-2-10】に同じ
【資料 4-2-2】	平成 24 年度自己点検・評価報告書（学生生活実態調査の集計結果とその対応）・	【資料 1-3-14】に同じ
【資料 4-2-3】	自助資源シート、学生の状況把握アンケート	
【資料 4-2-4】	平成 25 年度岐阜女子大学教育課程外部評価委員会報告書・	【資料 2-2-11】①に同じ
【資料 4-2-5】	社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育 最終報告・	【資料 1-2-10】に同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 25 年度部長会議事要録・	【資料 1-3-16】に同じ
【資料 4-3-2】	学生が閲覧できる授業改善案・	【資料 1-3-11】と【資料 1-3-12】に同じ
【資料 4-3-3】	平成 25 年度認証評価小委員会議事要録・	【資料 1-3-19】に同じ
【資料 4-3-4】	平成 23 年度自己点検・評価報告書 本学認証評価の活用・	【資料 1-3-13】に同じ
【資料 4-3-5】	平成 23 年度自己点検・評価報告書 学生による授業評価を踏まえた教育改善・ 平成 23 年度自己点検・評価報告書 実施科目（教員）別報告書・	【資料 1-3-11】に同じ
【資料 4-3-6】	平成 24 年度自己点検・評価報告書 学生生活実態調査の集計結果とその対応・	【資料 1-3-14】に同じ

基準 A. 社会貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	大学院 GP 事業報告書・全頁	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 A-1-2】	大学院 GP 事業報告書 テキスト一覧（資料 A-1-1）・30～35 頁	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 A-1-3】	デジタルアーカイブ学習用素材 I, II, 沖縄修学旅行おうらい資料集・全頁	
【資料 A-1-4】	デジタルアーカイブの新しい方向を求めて 3 版・全頁	
【資料 A-1-5】	沖縄修学旅行おうらい・全頁	【資料 2-1-14】に同じ
【資料 A-1-6】	社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム事業報告書・全頁	【資料 1-2-1】に同じ
【資料 A-1-7】	社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム事業報告書 平成 19 年度～21 年度 受講者定員、受講者数及び修了者数 （資料 A-1-6）・9～10 頁	【資料 1-2-1】に同じ
【資料 A-1-8】	社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム事業報告書 アンケート結果（資料 A-1-6）・21 頁	【資料 1-2-1】に同じ

基準 B. 社会ニーズに対応した人材育成

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 岐阜女子大学の社会ニーズに対応したカリキュラムマネジメント		
【資料 B-1-1】	カリキュラムフロー・	
【資料 B-1-2】	シラバス・	
【資料 B-1-3】	入学前学習支援テキスト・全頁	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 B-1-4】	初年次教育用テキスト・全頁	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 B-1-5】	専門基礎テキスト・全頁	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 B-1-6】	入学前学習支援テキスト送付文書・	
【資料 B-1-7】	「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育」平成 21 年度 報告・54～62 頁	
【資料 B-1-8】	基礎力のための年間履修計画書・	
【資料 B-1-9】	各種テキストの改訂版・全頁	
【資料 B-1-10】	コンピテンシー診断システム (http://www.gijodai.ac.jp/competency6/)	Web ページ参照
【資料 B-1-11】	資格取得ガイドブック・全頁	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 B-1-12】	キャリアガイダンス年間スケジュール・	
【資料 B-1-13】	インターンシップ受入開拓先一覧・	
【資料 B-1-14】	就業力強化講座 オリジナルテキスト・	【資料 2-5-2】に同じ
【資料 B-1-15】	「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す	

岐阜女子大学

	す教育」平成 21 年度 報告・63～71 頁	
【資料 B-1-16】	平成 25 年度各種資格試験合格率一覧・	
【資料 B-1-17】	就職内定率、出身地就職者率及び定着率・	
【資料 B-1-18】	教員採用者数及び公務員採用者数・	
【資料 B-1-19】	「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・内定率を目指す教育」最終報告・125～130 頁	
【資料 B-1-20】	平成 24 年度岐阜女子大学教育課程外部評価委員会・全頁	【資料 2-2-11】②に同じ
【資料 B-1-21】	平成 25 年度岐阜女子大学教育課程外部評価委員会報告書・73～86 頁	【資料 2-2-11】①に同じ
【資料 B-1-22】	グレードアップテスト・	【資料 2-9-1】に同じ
【資料 B-1-23】	シラバス 自己創造 I, II・	
【資料 B-1-24】	平成 26 年度前学期 家政学部 授業時間割表, 文化創造学部授業時間割表・	

基準 C. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
C-1. 社会との連携の推進		
【資料 C-1-1】	教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業報告書・	